

日本人の道」を書いた頃(昭和二年?)の大川君には、見るを得ざりし表現である。そして今日でも、一輝及び吟吉兩君の北氏兄弟などには、求むる能はざる日本の本質表現である。)

曰く「日本に於いて父子の正しき關係を孝と云ひ、君民の正しき關係を忠と云ひ、而して忠孝一本と云はれる所以は、實に叙上の理由による。即ち忠孝とは、君父に於いて自己の生命の本原を認める事、一層詳言すれば、孝とは一家の兄弟子女が、各自の小我を超越して、一家一門の生命の本原に歸一する事、忠とは國民個々の私を去りて、國家の生命の本原に歸一する事である。この意味に於いて、日本は徹底して君民一體の國家である。而して君民一體の實なき時、日本國家はその本來の面目を蔽はれたるものである。」(「神評」愈々出で、益々可なり、この邊は誠に有難い程に感ずる良き表現である。斯くして大川君は第二節を結び、更に第三節に筆を進めて居る。即ち、此處で愈々君民一體なる日本國民の本質を説き、而も斯かる本質の國家が如何に毀損せられたかを指摘して、その抱懐する「興民倒閥主義」に及ぶものである。)

四

曰く「しかも日本は、建國以來屢々、君民一體の實を離れた。而して離れる度毎に、皇室を中心として、復古即ち維新が繰返されて來た。君民一體の實を妨げる者は、如何なる例外も無しに、皇室と

國民との間に介在して特權を壟斷する、少數豪族である。(中略十五行)其處には壟斷と之が征敗との事實が述べてある。天皇と國民との間に在つて、その正しき關係を阻隔する者の存在を斷じて許さざる事が、實に皇室ありて以來、一貫して變る事なる大御心であり、不幸にして斯くの如き者の出現したる時は、遂に之を倒さずば止まぬ事は、大化革新以來、萬古不動の國策である。」(「神評」承前の叙述で、此處も大體に於ては見事であるが、その「大化革新以來」は寧ろ「須佐之男命に對する天照皇大神の神やらひ以來」とすべく、又その「國策である」は「國是である」とすべきだ。之より最後の第四節に移る。以下、特に精讀を望む!)

曰く「かくて明治維新は、天皇と國民との間に介在せる大名小名の手から土地と人民との支配權を奪ひ、官民一途四民平等の國家を建設し、以て内は國體の本義を發揮し、外は世界の形勢に順應せしめたるものであつた。然るに徳川幕府倒れて六十年、今や國民は義日「勤皇」志士の心を續ぎ、而してその志を徹底せしむる爲に、更に「興民」の志士として奮起せねばならなくなつた。」(「神評」此處に大川君の、大矛盾を以ての大飛躍がある。従つて此處から、その結論たる誤謬が敷衍せられ、その結果が私をして其の蔽ふべからざる「非皇魂」に悲憤を抱かしむるのである。續いて曰く)「君民一體の日本に於いて、まことに『君』は第一維新に依つて、之を武力の壓迫より救ひ參らせ、國家に於いて神

聖にして尊嚴なる地位を確立し參らせた。然るに今日の「民」は、黄金の壓迫に依つて、悲慘に呻吟しつゝある。土地大名に代つて起れる黄金大名が、天日を蔽ふ暗黒なる雲として、國民の頭上に最も不快に搖曳して居る。それ故に、黄金の不當なる壓迫より國民を解放する事が、今や君民一體の實を擧ぐべき無二無三の途となつた。やがて來るべき第二維新に於いて、倒さるべきものは、黄金を中心勢力とする閥、然り斯くの如き閥を生むに至れる制度そのものであり、興さるべきものは、貧苦に憐む多數の國民である。かくて、第一維新の標語が「勤皇倒幕」なりしに對し、第二維新の標語は正しく「興民倒閥」で無ければならぬ。今、維新の機運漸く熟して、日本主義諸團體の聯盟新に成り、機關紙興民新聞を發刊し、凜烈の氣を鮮かにして四方に呼號せんとするに當り、茲に明確に吾徒の根本精神を全國の同志に披瀝する。(學)〔註記〕この「興民新聞」第三號は、實は創刊號なのである。創刊號を何故に第三號と呼ぶか、その理由は分らない。さて之から以下、今迄の「挿評」を補ひ且つ完ふするの意味の「總評」に移る。

五

先刻、その第四節採録に臨んで、特に私は諸士の精讀を求めて置いた。そして愈々それを採録して本誌面數行を塞ぐや、其處に私は「挿評」を入れて、大川君の「大矛盾を以ての大飛躍がある」云々と

つて置いた。その大矛盾を以ての大飛躍の處を始め、其他二三ヶ所に於ける、私が檢點を附した處を、今改めてお読み返しを願ひたい。曰く「徳川幕府倒れて六十年、今や國民は曩日「勤皇」志士の心を繼ぎ、而してその志を徹底せしむる爲に、更に「興民」の志士として奮起せねばならなくなつた」云云。見よ、勤皇志士の心を繼ぎ、その志を徹底せしむるものならば、矢張り勤皇志士——第二の徹底の爲の勤皇(尊皇)志士——であるべきに、其處まで述べ來つた前三節の前提的敘述とも矛盾し、此處での局限された這の文句でも矛盾の明らかかな斯かる敘述に飛躍して、曰く「更に「興民」の志士として奮起せねばならぬ」とやつてのけた處、お手際はお手際だが、それは全く前段の良い表現に對する臺無しのプロテクトであるのみならず、既に大川君自身も體得せる筈の、我が日本國家の本質、國體の本義の自辱的破壊である。前には「勤皇」であつたが、今後は「興民」で無ければならぬと云ふのなら、それに即した獨特の理由を開陳すべきである。然るに其事を敢てせざるのみならず、寧ろ前の「勤皇」から後の「興民」への轉化を宥さない文句——而も之こそ本來の意義を有せるもの——即ち「心を繼ぎ」及び「志を徹底せしむる」云々を以て聯絡せしめて居るのである。何たる大矛盾の大飛躍であろう！これ恐らくは、或る爲にせんとせる處の巧策論法であらねばならぬ。

全體、ツイ先頃までの大川君には、第一維新、第二維新と云ふ用語を必然とする如き、維新觀の思

想は無かつた。开は兎も角も、明治維新を第一維新とし、今後の維新を第二維新とするのは、明治のそれと今後のそれとに密接な關係又は聯絡を認め、第一を不徹底とするが故に、之が徹底を意味する第二を叫ぶものであつて、そして這の第一と第二とに於ける不徹底と徹底との對象は、一に懸つて當時の「尊王」我等の「尊皇」にのみ在るのであつて、他の何事にも存するのでは無い。従つて、第一維新に於いて「君」は「本來の地位を確立」し給ふたので無く、唯々表面上「確立されたかの如く」見ゆるに至つた迄であり、否それどころか、別個の、そしてより以上「非本來の地位」に確立し參らせたのであつた。又従つて、今度の第二維新に於いては「民」を興すのでは無く、否、民も興るのが附隨的含著事實たるを自明とするが故にそれは無量の言として、飽迄も只管に「君」を我が本來の「君」たるに應はしく興し參らすものである。勤皇！熾烈なる尊皇心に依る勤皇！是れ第二維新の標語！

難波大助をして幾千幾萬倍の複數化せしめ、その尖銳隊が法廷に立つて大衆に宣傳を事とするに至り、斯く迄も陽はに「君」を藐し奉るを得る時、その「君」の御地位が既に明治維新に於いて「確立せられたるなり」とは何事ぞ！噫、それ何事ぞ！

今日、興民々々を口にする者は、今我が「大君」が、而して當然「皇國」が、黄金闕では無く、個人搾取制經濟の爲に、實に危急間一髮の斷崖に在る事を思はざる、滔々たる流行思潮に掉さす非皇魂の日

本主義モダンボーイである。それとも悟らず、その奸論策、巧調子に惑はされ、隠れたる眞の憂國軍人までが之に傾かんとするとは何事ぞ！噫、これ何事ぞ！

第三篇 熾烈なる尊皇心

一、只管なる 天皇信仰

一

目下官内省に奉職して居らるゝ伊藤武雄氏は去る昭和三年中、月刊雑誌「日本」誌上に「君主思想夜話」と云ふ文章を發表された。私は之を一讀して大に感動する處のあつたのを機會に、自分が同じく月刊雑誌「日本思想」を發行し始めて以來滿三年の間に、漸く一人前の日本臣民として築き上げる事の出來た君主思想(私の天皇信仰の理論的基礎)を爰に發表しやうと思ふ。

先づ伊藤氏のものに就いて述べやう。伊藤氏はその夜話は問答體を成し、先づ序出しは質問者の、「日本と支那の君主思想を比較するに、日本は君主の位を重んじ、支那は君主の徳を重んじた。日本のよく萬世一系の皇統を維持し、而して支那に易世革命の風あるは、職として此に由ると云ふ説があります。その當否は如何でせう」と云ふ事から始まつて居る。之に對して先づ伊藤氏は「君主の一統一系なると然らざるとは、君主につき重んずる處の二つあるが故で無い」と、明確に、其の否定急所を表現された。そして伊藤氏は更に進んで、次のやうに言はれた。「位と徳とは、これ君主をして君

主たらしむる要道である。徳無き君主は其位に在る能はず、又、位無き君主は其徳を有つこと無し、位有り徳有つて始めて君主はある。故に君主に非ざれば即ち己む。若し君主ならんか开は必ず位と徳とを兼有するものである。是に於いて君主の古今と前後とを分つ事なし。前君主も後君主も又其位は唯一つ、其徳も唯一つである。之を我が日本の歴代の 天皇につき申上ぐれば、綿々たり百二十二代、唯だ一の御仁徳を彌繼ぎ遊ばし給ふたのである。天皇に於かせられては、徳の厚薄なく、又、位の輕重なし。厚薄輕重を絶したる徳はこれ聖徳であり、位はこれ聖位である。即ち我は恐れ多けれど 天皇を無二眞實の聖人と仰ぎ奉る。」私は伊藤氏の此處をいとも尊しとする。位と徳とそれを 天皇に就いて二つ別々に考へる事、それが日本以外とつくにの思想であり、その思想は、とつくに君主國家の事實に即した思想である。故に伊藤氏は更に「單に位を重んずるのみ、又徳を重んずるのみでは、尊皇の大義は立ち行かぬ」と喝破された。私は實に此處を、いとく尊しとする。「君道と臣道との兩全が我が國體の精華である。君位君徳の合一が我が日本の君主思想である。而してこの思想は君主思想の最高基準にして、是に依らざる國家は早晚敗亡を免かれない。歴史にいくらかその實例がある」と、伊藤氏はそうも言はれるが、是れ獨り皇國民吾々にのみ恵まれたる、尊き事實に即する尊き思想、尊き思想に即する尊き信仰である。

國體に關する思想や 天皇に對し奉る信仰としては、私も既に「日本思想」創刊當時から、自分の益々進境を示しつつある内容を、絶へず表現して來て居る。昭和元年十月に始めて稍や纏まつた自信として表現し得たものは、後に少しく訂正して「内憂累卵の日本」に收めた一文である。今その一部を更に字句を修正して左に掲げる事とする。

日本を引括めての謂ゆる「君主國」なるものは、現に世界に大小七ヶ國以上存在する。即ち英吉利、伊太利、白耳義、和蘭、西班牙、巴爾幹諸邦、其他である。然し乍らこの謂ゆる諸「君主國」たるや、形式に於いては共に君主國として同一の地位を持つけれども、その實質に於いては決して同一伍列で無い。否、日本以外の世界の諸君主國は総て名實とも同質等價の君主國であらうが、獨り我が日本のそれは世界の君主國一切とは本質的に全然別箇の獨自性君主國である。

然るに、世界大戰以後に於ける歐羅巴の革命的事實を目撃して以來、我がこの日本に自本人にして謂ゆる「君主國」を對象に懸念的考察を加ふる者が尠くないのを見受ける。言ふ迄もなく、其處には「忠義な慌て者」が多い。(中略)その懸念的考察たるや、今や世界には「君主の權力の強大なるもの唯だ我が日本あるのみ」と云ふ事が、その重心點を爲して居る。そしてその君主國日本が世界に冠絶す

る所以たるや、詮するに「君主權の強固」に在る事となる。之がその「忠義な慌て者」諸君の君主國觀であり、又その君主思想、國體信仰の基礎である。其處には「君主國の名稱と實質の差別如何」てふ理念も無ければ、従つて冠絶日本の冠絶日本たる所以を表明する特殊の論據的把持も見出されない。故に諸君に取つては、唯々字義的に君主權が強大であれば安全なのであつて、日本では先づ以てそれが強大であるから心配は無いけれども、今や世界の諸君主國では、どん／＼その君主權が弱まり行き、君主國が民主共和國から共產國へと變つたものもある。あゝ之が日本にしても「問題であらう」と云ふのである。——忠義な慌て者諸君の、心ひそかに抱く大なる懸念！

併し、等しく君主國と呼ばれるその名稱から、日本を英吉利や其他と同日に論ずるのは、以ての外誤謬である。我が君主國日本は、世界の諸君主國とは全くその本質を異にして居る。建國精神に由來する我が國體原理上、君主權の強弱と云ふが如きは、日本に於いては少しも問題で無いのである。故に日本とは違つて斯の強弱が文字通り唯一の問題である處の世界の諸君主國が、やがて相次いで悉く滅び去らうとも、我が君主國日本には何等のかゝはり無く、獨り我が日本君主國は超然として屹立し、永久に存在するのである。國體原理上、日本は君主國であると同時に民主國である。但、その君主と云ひ民主と云ふは、世界に例を取り得る君主や民主では無い。固より大權は絶對であつて、その

絶対は宇宙の絶対在即する絶対、即ち建國精神に於ける絶対日本の絶対であるが、謂ゆる絶対の我が君主権たるや、下から絶対の尊崇を捧げ、上から無限の仁慈を垂るゝ！この上下相持つ君民一如に成り立つ日本の、獨特の本質に於ける絶対君主権である。見よ、西洋の帝王には殊更なる帝王神權説の主張があつて、而もその神權が蹂躪されて来たては無いか！曾て我が日本に、帝王神權説を唱へられた 天皇が御あせしや？ 御あせざりき！而も我が日本に世界無比の神聖なる君主権の存立する所以如何？ 是れ我が君主権が外國に於ける如き單に「上から」の當然「強制的」なもので無いその原理に基く！ 茲に我が日本を以て、獨特の君主國にして同時に民主國なりと稱すべき所以が在る。世界の君主國は凡て滅び行くのが自然である、而して獨り我が日本君主國は天壤と共に窮まり無く、宇宙と共に生成發展し行くのが必然である。——以上。

三

私は偶然これに對する伊藤氏の間接裏付けを得たのである。その「君道と臣道との兩全」は私の國體信仰を裏付け、その「君位君徳の合一」は私の 天皇信仰を裏付ける。謂ゆる「天皇の天皇たる御自覺」は、私の「上からの無限の仁慈」と一致し、そしてその「天皇を輔弼し奉る臣民の道」は、私の「下からの絶対の尊崇」と合致する。眞に伊藤氏の言はるゝ通り、我が日本の君主、即ち 天皇に在つては、位

と徳とは即一不離である。位有り徳有つて始めて君主は在り、故に君主に非ざれば則ち已む、君主ならば位と徳とを兼有するのであつて、支那では如何にありたればとて、日本ではその孰れを重んずるも重んぜざるも無い。そして、たとひ支那では位と徳とが別々のものであつて、其處に二元論的本質が見出されやうとも、日本では 天皇の——位即徳、徳即位——であつて、明らかに一元論的本質である。故に日本では、その重んずるは君主そのものである。

爰に於いてか私は、現代の世界的西洋思想に於ける、一切の事物に關する二元的論調の病弊に思ひ至る。即ち宇宙觀に於ける物質か精神か、理解法に於ける推理か直覺か、等々の、偏一的似而非一元論の没落性病弊に思ひ至る。推理と直覺、物質と精神を兩手に花の明らかに矛盾だらけな二元論は既に葬り去られたが、物か心か、善か悪か、二者その一を偏重しつゝ二者對立の二元論に陥るを顧みずして組み立つる偏一的似而非一元論は、今や時めく現代思潮を爲して居るのであつて、今日の唯物主義、唯心主義、推理萬能、直覺萬能は、悉く斯の偏一的似而非一元論——一元論と稱する第二の二元論——に外ならず、伊藤氏の「夜話」に於ける質問者の如きも、遂に又この影響の皆無ならざるを示す。即ちその質問者は、宇宙觀や理解法に於ける純正一元論と同一根底に基く處の我が 天皇に於ける位即徳、徳即位の二者一如觀を會得するには、餘りにも現代的影響に邪魔されて居る様である。從

つて私は、私のいと尊しとする伊藤氏の解説も、少くとも此の質問者に對しては、未だ決して満足を與へて居まいと思ふ。換言すれば、その答は、その問を救つて居まいと思ふ。蓋し現代人は偏一的似而非一元論の患者であつて、位徳一如觀の如き日本的純正一元論を解し得ぬからである。

素より吾々に於いては、位徳一如は既に不動の信仰であつて、位の問題も徳の問題も無い。故にその答こそ、いと尊き表現である。併し、如何に眞面目な人格者であらうとも、未だ現代的影響を全く脱するに至らない底の人々であつては、得て徳を位と引離して考へるのみならず、又特にその徳を重んじて、徳に依り位を考へ勝ちなのは、蓋し免かれ難い事であらう。されば之に就いて、吾々はその影響的邪魔もの、即ち先入主を考査する必要がある。

四

先づ特に考へて見なければならぬのは、質問者が既にその比較の間に於いて取扱つて居るにつけても、現代思想よりも關係の深い支那思想である。之に關して私は、伊藤氏の言葉の中に、未だ充分敬服するを得ないものが一つある。そしてそれは頗てこの質問者をも迷はすものでは無からうかと、心配される。伊藤氏は「書經」の言葉——威有一徳——を引いて、威有一徳なるが故に威有一位であると言はれた。そして旋て其文の終りの方で——それは多分、前記の引照がある位であるから、少なく

とも「書經」の存在に依るであらうと、學者ならざる私には左様に思へるが——斯う言はれた。即ち「日本支那を通じ君主思想の本質は同じである」と。勿論これには「唯だ異なるは、彼に在つては君主思想が敗亡の實を結び、此に在つてはそれが存榮の華を開くにある」との説明が附いて居り、猶進んでの解説もあるが、其等に就いては後に言及する。

今も私は自ら斷はつた通り、殊に支那思想に就いては無學であるが、併し伊藤氏の「君主思想の本質は日支同一」は、同氏御自身が別に「君位君徳の合一が我が日本の君主思想である」と言ひ、更に前記の猶進んでの解説の處では「彼の君主は或は徳に據り或は位に據る。徳なれば則ち王道、位なれば則ち霸道。我が 天皇は可畏くも徳と位に併せ據り給ふ。位徳合一なれば則ち王霸にして王霸に非ざる皇道を體し給ふのである。あなかしこ。」——斯う言はれた。

この王道霸道！ この王道霸道を生みて育める支那生命は、即ち位徳一如の我が皇道生命とは全くその本質を異にするもので無からうか？ 然り、私は之を「異にするもの」と信じ、斯く信するが故に自ら喜ばしく、且つ自己の信念に力あるを感じるものである。そこで私は、伊藤氏の最後の附説はその前來の尊き本旨と矛盾するものである事を思ひ、従つて其處は伊藤氏の誤謬——君主思想に於ける日支の本質的同一てふ表現そのもの、誤謬——で無ければならぬと思ふ。

先に「位徳合一」の皇道を擧げ、後に「位徳併據」の表現を用ひ、而も猶ほ「位徳合一なれば則ち王霸にして王霸に非ざる皇道を體し給ふ」と言はれては、その質問者にして若し氣まぐれの健忘者に非ざる限り、更に進んで「今少し承りたい」精神から、正に再び改めて別の解説を求め、示教を仰がずしては已む能はざるものがあらうと思ふ。

我が 天皇に於かせられては、位徳は併據に非ずして合一具有である。その謂ゆる「據る」が先づ何よりも、絶対に我が皇道のものでは無い。我が 天皇は、位に據りまます、徳にも據りまされぬ。位に在れまし、徳に成りますのみ。否、位に在れまます其事が、徳に成ります其事なのである。否々、その位、その徳、すべて在來の言葉の意味を超越せる位および徳——合一にも非ず、一如にも非ず、位徳の二つならざる一つの或もの——(君民が等しく 天皇を現人神として信奉せるその信仰)——である。故に、天皇は吾等の大父にして神にまします。

不遜ならざらん事を祈りつゝ、伊藤氏に申し上げる。「天皇を無二眞實の聖人と仰ぐ」その御精神を私は尊しとする。併し其處には未だ猶ほ質問者をして救はれ得しめざるものが在るのみならず、御民我等に於ける 天皇信仰として足らざるものが在る。より尊き最高基準の精神には猶ほ懸隔がある。再び言ふ、即ち 天皇は我等の大父にして同時に吾等の神にまします！

五

支那思想に據る質問は——「兎も角も 天皇と雖も人間であられる。従つて御徳の大小高低てふ問題がある。その偉大なる御徳の 天皇こそ、より多く仰ぎ得ましき 天皇では無いか」と云ふを旨とする。かの、御聖徳偉大に在ませりとして、特に 明治天皇を稱へ奉る明治節の設定は、如實に此の支那思想的影響の流れが現日本の上層の潮流を爲して居る所以を物語る。

その人々は叫ぶ、神武天皇に還るべく明治天皇に集まれと。あゝ併し、それでは却つて 明治天皇の大御心に反き、あらゆる 天皇——の御本質に背馳し皇道に反く。その叫びは王霸支那道の叫びであり、天皇信仰の眞の體得なき叫びである。

それは支那の王道であるとは言へる。併しそれは我が日本の皇道とは懸隔萬里、頗る縁遠きものである。王道の王者は徳に據る。霸道の王者は位に據る。併し、我が日本の 天皇は、何にも「據り」給はぬ。彼等は、位に據り又は徳に據り以て王者と呼ぶ。然るに我が日本の 天皇は、とつづくに殆んど總ての君主とは全く別な本質を具へさせられ、本來、謂ゆる王に非ず、帝に非ず、而も其等の上に超然として、日本道の謂ゆる神ながらに成りまして在れませる至上者 天皇である。言葉は心よりも不完全なものであり、之とて眞に應はしとは云へぬが、すめらみことこそ今最も應はしきに近き、我

が 天皇の御名であらねばならぬ。

天皇！ この漢字を以て呼び奉るのは、それが支那でさへその王者に對して用ゐられし事なきこそ幸であらう。

思ひ起す、曾て明治維新の當時、開國外交初めの頃、米國とやらが、我が日本の 天皇を何と呼び奉るべきかを、日本政府に問ふたとか。キングと申上ぐべきか、インピロルと申上ぐべきか。其時、政府の誰かは、インピロルと呼び奉るべき事を以て答へたと云ふ。

禍根は此處に在る。さなきだに支那思想の、掃ふべくして掃ひ残せるまがつが在るに、附け加へて侵略民族の征服精神を輸入したのである。せめてキング(王)ならまだしも良かつたであらうが、インピロル(征服者——帝王と云ふ英語)とは何事ぞ！

六

我が、すめらみくにのすめらみことは、凡ゆる外國の君主とは、全くその本質を異にする。畏れ多けれど、我が皇道日本では 天皇の天皇たる所以には、次の如き獨特の本義が在る。第一、天皇の天皇たる所以は、その皇統に於ける皇室の因由に於いて在る。決して、單なる御一代御一人に於いては無い。第二、更に又その然る所以は、その御國および御民を以ちまして始めて在る。決して、御國お

よび御民と懸け離れ玉ふては無い。

この兩義は、天佑に由る事實を持つもので、實に君民とも忘れては相成らぬ大義、尊き大事である。そして之は又實に我が日本が世界に冠絶する所以の、當然天佑を伴ふ事實の裏付けを無窮に持つ根本的重要義——國體原理である。

古事記神話そのものからが、宇宙觀の一元論を芽ばえさせて居る日本民族は、一切事物に對する一元觀を特性とする民族であつて、物心一元、時空一如、其他すべて此の民族が、やがて之を學問としても完成すべく、そして先づ何よりも、君民一體の原理と之より成る國體とを持つて居るのである。斯くて爰に、吾等の 天皇が、實に吾等の大父で在り、又實に吾等の神で在ります所以も、事理共具、その位徳一元と共に、おのづから確實、分明なのである。

七

我等の 天皇は、我等の父にして神である。そして、この父にして神なる、我等が 天皇に對し奉る、我等の信仰態度には、佛徒の言葉を用ゐて云へば、大乘のおよび小乘の二義が在る。

先づ、父として仰ぎまつる時、徳にかはる「人」を見る。神として拜しまつる時、徳を超越する「絶對者」を見る。そこで、小乘的には、強ひて徳の問題を除外したい心から、之を神としてのみ拜し

まづらんとする。

次に、父として仰ぎまつるとも、神ながらなる御民としての、大乗的な國民に在つては、その仰ぎまつる父なる「人」に於いて、徳が何のか、はりも有り得ぬ。父の徳が高からうと低からうと、何の問題でも無く、てんでそれが考へられさへせぬ。例へば、謂ゆる不徳の父であらうとも、少なくとも純正日本人の子には、眞に有難く、尊く、懐かしく、疎み難き我が父である。然るに、仰ぎまつるその大父は、原理的に、史實的に、神ながらに、不可思議に、併し敢て言擧げの必要も無く、明白に、即ち——成りまして在れます、御民我等の慈父である。まして、そのみならず、その慈父に於いて人である畏き 大君は、八百萬神なる我等の上に立ち玉ふ、慈父に即して仁君と申す言葉の、あきつ神では無いか！ されば御民吾等の間には、之を人なる父としてさへ、既にその御徳を問ふ者無し。況んやその父が更に神なるに於いてをや。従つて我が日本では、徳の爲の君主教育とも云ふべき帝王學は無用である。之を別に言ふなら 天皇の徳を問ふ如き思想、問ふ夫れ自體が「まがつ」である。最も古き日本生命が生める最も新らしき日本主義の吾等は、敢て王道覇道論の支那思想を排す。

終末に、特に今の言擧げに附記す。吾等臣民はその徳を問はないが、特に上一人 天皇御自身が之を問はせられ、人としてのその御徳を彌が上にも添え給ふべく爲させ給ふのは、又これ吾等の關はり

無き事である。

御聖徳偉大なりしと云ふを以て、特に 明治天皇に偏り集まる事を廢めよ！ 而してたゞ只管なる 天皇信仰をして熾烈ならしめよ！

これ吾等が據る尊皇の大義であり、純正日本主義の根本要義である。

補、超宗教性内容と 天皇信仰の本義

今日の世界文化——即ち既にその使命を過去に果して、ヨリ永久的な次代の文化にその席を譲りつつある舊歐羅巴文明！ その舊歐羅巴文化——それには、古代希臘思想に混合して謂ゆる印度思想も入つて居る——を今猶ほ謳歌しつゝある程の、無自覺な質流れ式古手文化人たる自稱尖端的多數派新人である限り、日本人と雖も亦遂に免かれ得て居ないのは、宗教に對する左右の二者、即ち一見正反對なその排撃者と擁護者とに共通せる、例の「宗教觀」に於ける迷誤である。マルクスの「宗教阿片觀」そのものは當つて居るのであるが、その阿片觀も結局は無意味で、舊世界文明の馱生命曝露に過ぎず、マルクスも亦今私が次に擧例する或る現代日本人と同様、純正皇民我等に於ける 天皇信仰——尊皇——を以て、等しく宗教なりとする、それ以上の腦味噌を持合はせなかつた。

最近、拙著を手にした或る宗教大學の圖書管理者は、この書物の標題——「上の割註的な超宗教國體論と云ふのと、下の大書 天皇信仰と云ふ事とは矛盾する。標題が既に矛盾語を掲げて居る位では……」と、我が錦旗會同志を前に、暫し嘲笑して居たさうである。

斯かる本人も、拙著を精讀して之を消化し得たならば、必ず一大啓蒙を贏ち得るのであるが。彼等は拙著を「精讀」せず、従つて「消化」せぬのである。その文字は讀んでも、その含蓄を讀まない。之は要するに、彼等が世界在來の低級な、その先入子に禍される結果である。

天皇信仰は宗教に非ず！ 小乗としては現世の私榮乃至未來の私的冥福を祈るものから、大乘としては對神佛投合乃至涅槃悟達を求むるものまでの一切宗教は、至上至親の父「上」を神とする皇民我等の 天皇信仰とは没交渉、絶對無縁である。

天皇信仰は道徳である。強制なき超凡道徳である。上下相引く家族關係に於ける上對下の、自發的躬行倫理であり、主動的實踐道義である。是れ我が本來の民族性が超宗教生命であり、従つて國體原理が超宗教原理なるに據る。超宗教生命民族の超宗教原理國體、其處に宗教上の神ならざる神——宗教者には解し得られざる眞の生ける神——の 上御一人ありて、宗教の拜みならざる拜みの下萬民あり。あゝ偉なる哉、本來性日本！ あゝ尊い哉、絶對超宗教 天皇信仰の家族國！

言擧げするなと云ひ、説明の限りで無いと云ふのは、私の斷じて採らざる處。而も悲しい哉、人類世界には永久に、いくら説いて聞かされても解し得ぬ者と、説き得て餘りあるべきに猶ほ説き得ずとする者が、若干は必ず絶えぬであらう。但し、言靈の幸はふ國、而して言擧げせざる國。前者なるが故に又よく後者なる事を體得する者こそ、神ながらの民なれ。(七年一月誌上發表)

附一 幕末の尊王と吾等の尊皇

明治維新の成果をば、世人は王政復古の大業と云ふ。さてその王政復古の本質や如何と見るのに、賴山陽の謂ゆる武門に移つて居た政權——即ち 明治天皇の仰せられた兵馬の大權——が、本來の有り處である皇室に歸還したと云ふ事に在つた。輔弼責任者たる豪族の階級的な増長の爲に、程度の差が本質の變にまで近寄つて來て、殆んど危機に瀕した程の神ながらなる 天皇親政が、實にその本來に歸着して復古したのであつた。

政權が皇室に歸還して、復古するに至つた 天皇親政！ 然るに幕末から明治にかけて、世人は之を皇政復古と言はずして王政復古と呼んだ。殆んど唯一の國土西郷南洲ですら、その私學校に掲げた

綱領の一項は尊王愛民のそれであつた。別に此人の七絶にも、王家衰弱使人驚と云ふのがある。

斯くて當時の志士を勤王の志士と呼び、佐幕派を向ふに廻したものを尊王黨と稱した。キングでは無くて、すめらみことであり、王家に非ずして、皇室であるのに、世人がこの「皇」を措いて「王」を採つたのは、あゝ是れ果して何が故ぞ？

嘗に幕末の世人のみでは無く、現代人も亦更に然りである。謂ゆる國體主義を高唱しつゝある日蓮宗の田中智學氏も、その著に「尊王正義」があつて、著中に謂ゆる「先天の王道」を頻りに説く。又、一部の人々に國士を以て遇せられつゝある徳富蘇峰氏も、その「昭和一新論」に於いて、謂ゆる帝王の徳を説く處の、西洋臭の王道論者を出で、居ない。そして今の謂ゆる自稱日本主義者の間にも、實は支那思想に據る王道の論者または行者に過ぎざる爲め、我が皇道を説かずに支那の王道を説いて名聲を博する人も居る。あゝ是れ果して何が故ぞ？

二

それは外でもない。支那思想の影響である。流行を極むる西洋思想には、斯かる思想が缺けて居ると云ふよりは、寧ろ反君主思想と云ふべき思想が著るしいので、王道論を有する問題の支那思想は獨り今猶ほ、我が俗學者の頭腦から其の影響が滅却し去らずに居る次第である。

後天にも先天にも、王道などと云ふものは、我が日本のものでは無い。田中智學氏は、「自己の一切を擲つて了つて、天地と同化し同體となる」と云ふ事をば、日本に於ける謂ゆる絶対性の「先天的王道」であると云つて居る。然し乍ら、そんなものは言はず世界の既成宗教の極意であり、又従つて倫理上の標準概念であるに留まる。

王道が宗教とも倫理とも没交渉であるとは言はないが、そんなものは我が皇道を示すに足らぬと申すのである。我が日本の、王道ならざる、即ち皇道は、この「たゞよへる」世界をば「作り固め成す」使命及び資格の道であつて、その使命と資格とを二つとせず一つに（國民の信仰と合致せる、御自身の御自覺として）持たる、のが、我が 天皇——すめらみこと——である。

三

幕末あたりの國人が、皇に對して王と表現したのは、要するに彼等が、永い間、支那思想の感化の外に猶ほ現實の武門豪族の權勢の爲に、その日本の本來の頭腦を打碎かれて居た結果に外ならない。即ち彼等には、畏れ多くも 天皇をば、精々、諸王侯——殿様としての群雄——中の王者としてよ外、仰ぎ觀る事が出来なかつた。従つて彼等には、群雄は覇道の王者であつて、獨り 天皇は王道の王者であると考へた位が關の山であつた。

それでも幕末幾多の志士は維新鵠業の爲に殉死したては無いかと、或人は言ふであらう。それは仰せの通りである。が、外國の革命黨も、革命事業の爲に殉死して居る。確かに幕末幾多の志士は、維新鵠業の爲に死んだ。併しその死の心の根底は、その昔、大君の邊にこそ死なめと謳つた大伴氏のそれと、びつたりする程の、皇道思想ではなかつた。

君、君たらずとも、臣、臣たり！ それは美はしい、氣高い情義だ。そして之は、我が日本でも遇然、例の、皇を王と呼んだ幕末に於ける人々の、殿様に對する家來の臣道としては在つたのを認め得る。併し、今の吾等の、眞の皇道を知る者の眞の臣道に於いては、その美はしき、氣高さも何するものぞ。即ち、君にして君たらずと云ふが如き事それ自體が、我が皇道に於いては、理念にすら、始めから全く無いのである。だからして、君、君たらずとも、臣、臣たりとは、上御一人を除いた天が下に於ける、封建世界の殿様に對する家來の臣道として以外、わが日本では無意味である。

幕末に於ける——而して現代の多數者に於いても亦た見られる——尊王思想と、今日吾々の尊皇精神との間に、大なる差あるを知るべし。

附記——謂ゆる「封建制度」は、我が日本に於いても髣髴たるものが見られた。併し我が日本のそれと、歐洲諸國のそれとは、質に於いて大差があつた。殊に徳川幕府のそれを以て、等しなみに封

建制度であると做すが如きは、淺見の甚だしきものであらう。私は近く之に就いて錦旗會機關「日本思想」誌上に見解を發表する。

附二、新たに燃ゆる昭和の尊皇心

徳川幕府が約三百年の間、その頓て不都合な自衛上の必要から、皇室と國民との間を次第々々に、併し體裁よく遠ざけて來た。固より臣下の道として、即ち皇室に對する將軍家の、絶對の尊崇は捧げて居たけれども、下萬民をして何時しか 上御一人の皇室を非常に遠く高く、九重の奥の奥の禁裏様として、遙かにく遠く高く隔て、仰ぎ偲ばしめ、その之を偲ぶと云ふ事さへ實に幾重にも雲霞の懸つた様な状態に於ける心裡で、夢の如く、うつゝの如くに之を仰ぎ偲ぶの外なきに至らしめた。

そして一方、お江戸の公方様は、いとも嚴めしく、下に居れ下に居れと百姓町人に土下坐を強ひ、あらん限りの虚威を示して、その見て呉れの偉大な存在を深くく印象づける事にこれ努め、その結果幕府全盛の頃には、實に 陛下の赤子たる下萬民が、禁裏様はたゞ心の奥の奥に秘して、之を口にする事だに憚り、ひたすら公方様の存在をただ直視して、その威光の前にひれ伏す有様となつて居た

のである。「禁裏様は尊くて吾々民百姓の分際では萬劫末代おがみ申す事は出来ない、拜み見たら眼がつぶれる！」と、百姓町人をして斯う思はしめた丈ならよい。處が、それ丈では無くて、禁裏様を左様に國民から遠く高く押しやつて了つた徳川幕府は、一方に於いて自己の存在を強く意識させ、兵馬の大權を自由にする事に依つて國政を壟斷すると共に、斬り捨て御免を以て 陛下の赤子たる下萬民を虐使凌辱し、國體を蹂躪したのである。

事實、その頃珍らしかつた外來客の眼にも、本來の日本でない日本が如實に映つた。家治が將軍だつた安永年間に日本へ渡來した有名な瑞典人ツンベルグは、その旅行記中に「日本には二種の皇帝がある。」「一は世俗的皇帝であつて公方様と呼ばれ、他は精神的または宗教的皇帝であつて内裏様と稱される」と書いて居り、猶ほ當時の日本に就いて見た儘の、神ながらの道に背いた形の日本であつた事實を色々書き傳へて居ると聞く。

二

翻つて、併しそれにも拘はらず、あらゆる外國とその民族的、歴史的の本質を異にする我が日本では、當時に在つてすら國民すべてが、決して自分達の本當の忠義、最後の忠義、唯一の忠義を盡す對像を忘れはしなかつた。即ちその唯一の誠忠を盡し奉るべき對象は、決して公方様では無くて、たゞ

く禁裏の上御一人であると云ふ事を、忘れたためしが無かつた。

そこで幕末世變の前兆にも、かゝる國民心理は充分に現はれた。例へば天保年間を中心として無數に起つた處の、代官や奉行や領主を相手の一揆暴動にも、民衆は決して外國に於ける事實のやうに、自分達の權利を主張すると云ふ氣持からの反抗では無く、つまり御國として有るまじきそれら役人腹の虐政の不正不義と戦ひ、中間の不法壟斷者に抵抗するのだと云ふ信念から企てたものであつた。この眞相は殆んどすべての一揆暴動史に於いて見出される。

されば明治維新を持ち來した力は、かの京の三條大橋にひれ伏して男泣きに泣いた高山彦九郎や、その前後に於ける幾多の志士の魂に、神ながらに保有されて來た我が神ながらの國靈——その國靈から志士を通じて迸り出る絶對的な「大義名分」の叫びであつた。その叫びを擧げる志士の魂！ それは、 ひたすら尊皇心に燃ゆる魂であつた。

勿論、一揆暴動に於ける百姓百人の口からは、大義名分の叫びがそのまゝ聞かれた例は少からう。併し、既に述べたやうに、彼等は「公方様と雖も一天萬乘の大君には劣るぞ！」と云ふ深いく皇民意識を失はず、その皇民意識が絶對信念としての「尊皇心」を堅く抱擁して放たず、その尊皇心から迸る彼等にとつて或は無意識だつた「大義名分」が、不正にして無慈悲な——赤子に對する 陛下の大

御心を蹂躪せる——役人腹に反抗せしめたのであつた。

三

日本が又もや既に、正しい政事の、ゆかしい日本で無くなつて居た時 明治天皇はその御製に仰せられた。——聞く度に、ゆかしきものは政事、正しき國の、姿なりけり——と。そこには、畏れ多くも、大君の、あらう事か有司に對する御遠慮の御氣持が窺はれる！ それから更に約二十年、大正を経て昭和の今日——より以上、正しからず、ゆかしからざる政事の今——の日本では、見よ、最早や當然、畏れ多い御遠慮など遊ばさるべき秋で無い所以からであらう 今上陛下の初の御製が拜されるに至つた。即ち、山々の、色は新たに見ゆれども、我が政事、いかにあるらん——と。

明治維新を持ち來した力が「大義名分」の叫びに於けるものであつたと寸分違はず、昭和維新を實現させる力も「大義名分」の叫びに於けるものであらねばならぬ！

唯それあるのみ、他の何の名目の叫びでもあり得ず、あつては相成らぬ。唯々そのみの、寧ろより以上、輪廓の大なるそれあるのみ！

併し、幕末時代に幾層倍する昭和の御世の複雑性は、一寸やさつとでは、この「大義名分」を受け入れぬであらう。あゝ、關所の難は其處に在る。昭和維新の困難は其處に在る。それが今の我が日本の

恐るべき危機焦點である！

聞け！ 此故に吾等の「尊皇心」は、先づ内に、幾十倍もの火力を以て燃え盛らねばならぬ。そしてその、幾十倍もの火力を以て、外に燃え擧がらねばならぬ。それは、持合はせのものであつてはならぬ。持合はせのそれを、しかも小出しに、絶へず出して居る人は、澤山あつたに拘はらず、遂に左翼の夷狄をして、最近の共產黨隠謀にまで、増長せしめたでは無いか！

新たに燃ゆる尊皇心！ 神ながらに保有されて、しかも今、昭和の御世に、この難關重疊、萬般危急の昭和の御世なればこそ、やがて宇宙大の波紋を生ずべき回天動地の事業の爲に、寧ろ持合はせのそれを押しつけて、最も古い生命から全く新たに、狂へるものゝ如くに燃え擧がる尊皇心！

然り！ 新たなればこそ、燃ゆればこそ、左翼の夷狄より却つて右翼の夷狄が國賊性に於いて大なるを深く強く認識し、彼等が代表して滅びへの日本を構成促進しつゝある政治的惡勢力を呪ひ、之を討滅して皇國を救ひ、遺憾なき皇國維新を持ち來すべく、身を捧げずには已み難き尊皇心！

附三、國難の關所と吾等の大任

今上陛下が大正年間に於かせられての攝政宮殿下は、我が日本で 皇太子にして攝政たられた第三番目の御方であつた。

その第一が、推古天皇の御世に於ける攝政宮たる聖德太子、その次が、齊明天皇の御宇に於いて攝政宮たる中大兄皇子、それから大正の最近に於ける攝政宮殿下であらせられる。

第一の聖德太子は、攝政中道にして薨じ玉ふたが、第二の中大兄皇子は、御芽出たくも大化の新政を成し遂げられ、更に即位して第三十八代の天智天皇とならせられた。そして 今上陛下も亦この御方と同じく、攝政宮から御即位遊ばされたのである。

諸君は我が歴史に於いて御承知の通り、第一の攝政宮時代の前には、馬子の弑逆があつたし、第二の攝政宮時代の前には、入鹿の弑逆があつた。然るに第三の攝政宮時代には、かの虎の門事件があつたのみならず、猶ほ明治以來の現代「夷狄」が醸した大なる國難は、大正天皇をして遂に永き御惱みを體現せしめ參らせた次第である。

然し乍ら過去に於ける二度の我が 皇太子攝政時代には、孰れも更新改革を以ての慶祥事が記録され、神ながらなる道の日本は其の度毎に大きな向上進發を遂げた。豪族としての馬子や入鹿の逆賊が滅ぼされた上に、當然の天佑に依れる君民一體神州日本が、その理想に向つて大飛躍を遂げ得たので

ある。そして現代は又恰も其等の時代のやうに、明治維新を承継ぐ昭和維新に依つて、更に更に殆んど未曾有の大飛躍を遂ぐべき時期に當面して居るのである。

二

國史を通じて、我が日本の國體が外國文化の茶毒から、或は汚され或は傷けられ、爲に一大危期に達着した時代が三度に亘る。その第一は、大化以前に於ける百濟(朝鮮)文化の茶毒であり、その第二は、其後の長期に涉つた隋唐(支那)文化の弊害であり、それから第三は、現に吾々が今惱まされつゝある現代の害毒、即ち明治以後著るしい歐洲文化の悪影響である。

日本外史の著者頼山陽は、その頼朝時代の劈頭に叙べて居る。即ち「此時より政權武門に移る」と。そして 明治天皇も仰せられた。即ち「我が國體を危うせる七百年の武家政治!」と。又、黑板博士は其著「國體新論」に於いて、我が歴史上「天皇の絶對が脅かされた事もあれば、國民の平等が階級化された事もあつて、二度び三度び我が國體は危機に瀕した。そして國史上、日本の最も危険であつたのは足利義滿の時から戰國時代までの期間である」と言つて居られる。

然し乍らつらく思ふに 明治天皇神去りませる後著るしく悪化した今日の日本、歐洲文化の茶毒に惱まざるゝ現代の日本は、やがて將來の歴史家が、實に最後最大の危機に在つた日本として記述す

べき、危急存亡の日本である。——記憶せよ、共產黨隱謀の如きは、之から更に大きなものが續々と勃發するであらう！

今の我が皇室(又は 聖上)は、形式の上では確かに、本來の、絶對なる御座に立たせられる。然し乍ら、君と民と國土との三者一體に於いてのみ始めて意義のある我が國體の、哲學的實質の上では、畏れ多くも今の其御立場は、恰も屋島の海に投じ玉へる 安徳天皇や、神器なくして即位し玉ふた後鳥羽天皇の、あの御傷はしい御立場と、決して撰ぶ處があり得ない。見よ、左系および右系の不逞思想や不逞精神は、今や國民の間に滔々として、假りに深からずとも併し頗る廣き一般的潮流を爲して居るでは無いか！

左右の不逞思想、不逞精神の徒等は、昭和日本の「夷狄」である。斯く左右に分類して取扱はねばならぬ現代「夷狄」に髣髴として類似を示したものは、かの幕末の日本にも跋扈した。即ち前者は黒船の徒(外來者)で、後者は勤王に反いた輩(内在者)であつた。然し乍ら現代の夷狄なるものは、それが悉く同胞である——外國崇拜の同胞である——と云ふ此の事實に於いて、國體上一層危急な亡國的重大問題であらねばならぬ。

三

諸君！奮ひ起て！諸君は吾々少數の同志と共に、世俗に類の無い尊皇急進的純正日本主義者として目覺め、錦旗守護の爲め撰ばれたる旗手として奮ひ起たねばならぬ。それは、最も古い日本生命を自覺し、體得して起つ處の、最も新しい尊皇主義者である。徹底せる尊皇心に基く、遺憾なき第二維新の招來に向つて、その立場々々から、全力を傾注しなければならぬ。私は先づ諸君に、この純正唯一の日本主義者、即ち尊皇主義者の大任として、如何なる境遇の諸君にも共通な一つの事を申し上げたい。それは、畏れ多くも 聖上を奉衛して、この最後最大の無形にして險惡なる關所をば、絶對安全に通過し去るの大任である。

之に就て私は、長唄や淨瑠璃にある安宅の關の辨慶を例に引く。安宅の關の辨慶は、富樫左衛門の最後の危い追求から完全に遁れる爲には、金剛杖を揮つて主君を罵り且つ打つた。そして聽て峠を下りて麓に辿り着いた時、それ迄はついぞ泣いた事のない辨慶が、若い強力に變裝して居た華者な義經の前にひれ伏して、心の底から熱涙を絞つて泣いたのであつた。無事に關所を通過し得た喜びはさる事ながら、勿體なや我が君、この罪を許させ玉へと、限りなく泣いたのであつた。義經も泣いた。——辨慶のその忠心にたまらなくなつて泣いたのである。

あゝ今や諸君と吾等とが、草莽の身に擔はねばならぬ大任も、その難關は之と大差なく、併し絶對

の大任である。勸進帳から金剛杖までを最大急所として、幾多の關所を絶対に奉衛して通過せねばならぬ。即ち、或時は畏れ多くも 天皇論、皇室論と云ふが如き事も、關所通過の爲には、之を忍んで取扱はねばならず、言葉や文字で表現し盡せぬものを盡さうとする時など、不敬も甚だしい仕打たるを免かれないのであるが、夷狄跋扈の周圍とて又止むを得ずと做し、心ひそかに血涙を絞りつゝ最後の大難關を完全に通過すべく、各自の立場々々から、斷じて、この大任を見事に擔ひ遂げなければならぬ。

二、至上の家長―無二の親父―父これ神なり

(上) 我等の尊皇心と人類の宗教心

儲か陸軍中將かと思ふ、堀内信水なる人は、次の如く書いて居る。曰く「レーニンは『宗教はアヘンなり』と排して、露國の社會を破壊し、日本の反宗教狂徒は『宗教は毒ガスなり』と誹りて、三千年の

國體の基礎を動かさんと努めて居る」と。(六月廿五日發行の新聞「日本」紙上に於ける標題「内外の諸潮音」より抜萃―讀者諸士。特に精讀を乞ふ)

之を精讀して靜思する何人にも、必ず推斷し得らるべき事は、堀内中將は恐らく、我が「三千年の國體の基礎」は、これ「宗教」又は「宗教心」に依つて「支持」せらる。乃至は、日本國民の「尊皇」は、これ「宗教」である、と信じて居られるに違ひない、と云ふ事である。何故なれば、問題の反宗教運動は、我が三千年國體の基礎を動かす努力なるべく言はれるからである。

翻つて思ふに、斯かる見解を以て而も不動の信念として居るのは、決して堀内中將唯一人では無く恐らくは猶ほ幾多―否寧ろ現日本の謂ゆる「しつかりした人々」大多數がそれであらう。つい最近わが錦旗會の賛助員になられた或る尊敬すべき軍人も、當方からの往訪者に對する談話中に、極めて嚴肅に、次の如き意味を述べられたそうである。即ち「若し國民が宗教心を失つたなら、皇室に對する尊崇奉仕の上に、憂ふべき根本的影響を及ぼす事になるであらう」と。この兩者は、語り手として人格的には全く違ふであらうし、又その思想上に於いても双方幾多の相違點を持たるゝであらうが、唯一つ這の尊皇心と宗教心との關係に就いての見解に於いては、殆んど全く同一である事が認められる。即ち、兩者は共に、皇民我等の尊皇心は是れ宗教心である、若しくは尊皇は宗教であると云ふ思

想を持たるゝ次第である。そして遺憾ながら私は、現日本の謂ゆる「しつかりした人々」の大部分が、正に斯うした見解者であらうと考へざるを得ぬのである。

二

だが、果して我等の尊皇は宗教であり、その尊皇心は宗教心であるか？ 否、そうでは無い。決してそうでは無い。こゝで又々「宗教」なる文字、その含蓄する内容を詮議し、以てその可なりに複雑な宗教論を繰返す必要を感じるが、それは私として既に曩の「超宗教乃至非宗教の日本民族生命論」外數篇の連続的叙述に盡して居るから、爰に餘り繰返す事をせぬ。(其等は綜て豫め一卷として發表する考へて書いたものであつて、既に「超宗教國體論」天皇信仰」と題して發表した。即ち初め「先進社」から出版されたものがそれで、本著の前提篇である。

宗教はその本質生命に於いて専ら個人的、觀念的である。それは、その對象が、神と云ひ佛と云ふも、悉く宇宙大または宇宙超越大と云ふが如き、全く想像的、抽象的のもの——従つて如何に理路整然たり、情感執拗であらうとも、茫莫極まる架空のものたるに由る。その最低級なるものは「鬮の頭」であり、最高級に至つても「涅槃の悟達」を出でない。そしてその前者に依る者は鼠小僧の末流であり、後者に就く者も謂ゆる聖者名僧と稱せらる個人主義者に外ならない。

然るに我等の尊皇は、個人主義、自我主義と相容れず、觀念遊戯や冥想工風を是認せざるものである。それは、その對象が、我等の民族性および之が集團生活と離れず、この民族的集團生活の興廢に取つて基本的意義を有する、従つて我等に親しく且つ尊い、唯一の生ける人格者なるが故にである。之に就いて私は、今又爰に特に改めて、大に言ふ處が無ければならぬ。

三

曩に發表した前記著書は、その初め標題を「父ありて神なし」と撰定したものであつたが、出版屋の所望に餘儀なくされて「天皇信仰」と改めたのであつた。この「父ありて神なし」と云ふ標題は、現日本の知識階級、紳士階級の大多數者をして、直ちに奇異の感を抱かしめるに違ひ無いが、實は私自身としては、之でも猶ほ一段の讓歩を以て表明したのである。私自身に在つては、その「父ありて神なし」よりは、寧ろ「父のみ唯一の神なり」の體得を有する者である。

我等の 天皇——それは、あきつ神と申上げる御一人者であるが、その、神として尊び畏む所以のものは、我等の現津神と呼び奉る 天皇が、現世界人類の世に云ふ「神」なるが故にでは無くて、たゞ、我等の「父」なるが故にである。即ち、大父なるが故にである。三千年史途上の我が祖先等が、往古の源にその太祖を繹ね求めて之を得た時、その太祖を「あめのみなかぬしのかみ」と呼んだ。そし

て旋て祖先等は之を記録し、かくて記紀の古典が出来た。だが、この古典が古典として世に出る頃、既に我國には百濟を始め隋唐の思想が流れ込んで居て、その影響が其等の古典にもそれ〴〵多少（古事記よりは日本書紀の方により多く）潛入するを免れなかつた。されば、やがて這の百濟及び隋唐を通じて其等それ〴〵の思想と共に猶ほ印度の思想をも齎らされる事となつて、遂に皇國民はその本來性を唯だ隠れた肌着として身に附くるのみ、その晴れの上着は悉く百濟、隋唐、印度、そして最近は附け加へて泰西からの、お恥かしい借物ばかりとなり果てた。斯く成り果てゝは、現に我が日本人にして、本來の日本に何の佳きもの有りや、など、憶面も無く言ふ者が、中央に地方に充ち満てる程で、往古我等の祖先等が、前述の如く既に若干外來物の影響は蒙りたれ、猶且つ我が本來生命を承賦傳有する者には明らかなる如く、その本來生命の遺憾なき流露を示して居るにも拘はらず、今指摘した様な現代まがつ同胞の悲しさ、之を我が本來生命的に解釋し、體得する事が出来なくなつたのである。即ち、天之御中主神を我が民族太祖と解し得ず、又敢て解せんとせず、之を混合種族に依る寄合世帯國家の駈け出し民族が考へるゴツド、梵天、佛、ロゴス、スピリットの如き、架空抽象のものと曲解推諉するに至つた。そして、左様に曲解し推諉する事を以て、高等なり、深遠なり、世界哲理的なり、普遍妥當的なりと考へて居る。換言すれば、現世界の人類が現世紀に於いて猶ほ克服する能は

ずして、停頓しつゝある現在の、共通的弱點を克服して、旋て悉く到達し獲得しなければならぬ超宗教の生命——偉大なる我が本來の民族生命をば、その超越獨得個有者みづから迄が、わざわざ退嬰的にその弱點に對して離服する事を厭はず、宗教至上觀の舊阿蒙世界に於ける水平線下の駄生命に引下げ、之を達得なり、向上なりと思惟して居るのである。あゝその墮俗凡化の絶大なる、而してその蓋世滔々之を悟らざるの甚だしき、たとひ現世界は歐羅巴文化に包まれて、その没落性を見極むる者の稀有なる現世紀なりとは言へ、又實に鴻嘆の至りである。

四

再び繰返して嚴肅に言ふ。皇民我等が我等の上御一人 天皇を神として、至上に絶対に尊く敬ひ畏み奉るのは、この 天皇が現人類世界の外國人等が云ふ「神」なるが故にでは無くて、たゞ〴〵我等の唯一の「大父」なるが故にである。假に祖先等が世間並の「神」として「天之御中主神」を觀たものとしても、その祖先等の民族的眞生命として具有せる本來の超宗教生命を體得する後代現日本の我等は、古典に於ける「世界の作り固め」使命の自覺より、我等の國日本をして眞の世界師表的優越國の本領を發揮せしめざる可からざるが故に、この天之御中主神の御裔なる我等の 天皇を我等が「現津神」と申し上ぐるその「神」稱は、かの人爲抽象界に於けるゴツド階級の神なるが故に非ずして、生ける我々赤

子等の生ける「親父」にて御在すが故にであると、本来生命の命するがまに、まがつ同胞の大衆を前に控えて、殊更めかして聲高らかに叫ばざるを得ぬのである。

されど我等の現代まがつ同胞大衆は、私の這の叫びをば、此後果して幾百回耳にしたなら悟り得るのであるか？ そは却々に覺束なく思はれる！ 父を神と云ふは如何？ と、四方八方から、猶ほ限り無く問ひ質されるであらう！

聞け！ 皇國民我等は現に、おのもくくの小一家に於いても、我が小親父、小家長を敬ひ尊ばざるか？ まことに、我等は之を敬ひ尊ぶ！ 我が小一家の圈内に於いて絶対に大事大切の原理たり事實たる存在とし対象として、各自の小親父を上なく二なく敬ひ尊ぶ！ 即ち、密にして細微の疎みも無く親しむべく、親しますしては己み難きが故に、親しみ且つ慕ふ時、上長唯一者に對するその至親至慕の至盡發露として、我等は之を敬ひ且つ尊ぶに至るを必然とする。

家の父、俺の父親、僕ん處の親爺！ 或は謂ゆるぞんざいな、或は謂ゆる丁寧な、それくの名稱を以て、日常の表現として居る親しい我等の小一家の小親父に對し、その謂ゆる最もぞんざいな稱呼を用ゐて居る者に取つても、その小親父は敬はしく尊ばしいのである。假に或る荒んだ家庭に於いて、日頃はたまく親子いさかひの如きがあるとしても、その小一家に於ける一旦緩急の場合は、必

ずや子は親の爲に死を賭し身を以て戦ふ。若し戦はざる子があるとすれば、それは人類以下に停頓する極めて少數稀有の例外生存者のみ。又例へば、謂ゆる呑んだくれ大怠けの父親を持つ不幸な子としても、その子に孝心ゆたかなら勿論、よしんば孝心拂底の不良兒だつたにしても、其子が或日偶然街頭に於いて、酔ひしれた其父が泥まみれになつて伏しまるび、之を取巻く數多の人々から、何處の馬の骨かとばかりに罵られ、踏んだり蹴たりの目に逢はされて居るのを目撃したとする。彼れ定評の不良兒と雖も、必ずや奮然として怒り、如何なる難をも意とせず周囲の野次馬を蹴散らして、この酔ひしれて何の抵抗力も無い哀れな己が父親を助け恤はり、然り唯だ「我が父」なるが故に慕はしく且つ大事大切とする、潜在意識の潜在するがまに、動くその作用を以て之を助け恤はり——我が家に連れ歸り、又は醫者の許へ擔ぎ込むであらう！

五

親慕は動ともすると狎慕に墮する。狎慕に墮する時、その親慕は、敬仰尊仕への發展を沮止し、之より遠ざかる。親慕が狎慕に墮する事、それは我等小一家に於いては稀では無い。殊に夫婦間に於いて、姉妹兄弟間に於いて然りである。併し親子間に於いては、滅多にそれが無い。その所以は、その間柄が、周圍に類例多き單なる長幼關係では無くて、獨特なるに由るであらう。この親子關係を持つ

小一家を單位として、一大家族體を自然に形成し來れるもの、これ實に我が皇國日本であるが、この國そのものが謂ゆる神ながらに斯かる「家族體」なりし其事の恵みなるべく、至幸なる哉這の一大家族體の單位たる我等の小一家に在つても、親慕が狎慕に墮すると云ふ事は頗る稀有で、大多數家族の殆んど皆々悉く、即ち親しましく敬はしきが故に大事大切とし、大事大切なるが故に親しみ敬ひてその小親父に對する親慕をば、げに見事なる哉、必ず敬仰尊仕へと發展せしめ、之を以て小一家の家族本質を具體化し、之を支持し牙保して來、且つ居るのである。

小一家に於いて既に然り、而して一大家族體に於いて更に然り、我等は之を天賦天佑なりと稱して多謝感激する！ 而して這の大家族國體に於いては、我等の大親父 天皇を、我等は大親父なるが故に慕ひ親しみまつり、慕はしく親しましきが故に——而も开は 大親父なれば、いど、狎れ狂む事はせで、かけまくも嚴かに——國內はおるか國外に向つても眞に上なく二なき 御一人父君として敬ひ尊びまつる。即ち、父なれば親しましく敬はしけれ、上なく二なく大事大切に思ふ、大父なるが故に夢にも狎れ狂む事なくして、只管に敬ひ尊びまつる。而して、言はずも事ながら、這の「敬ひ尊び」は、文字言葉こそ同じ「敬ひ尊び」なれ、之を捧げまつる我等が心の奥なるその實質は、他の何ものに對する其等とも等しからず、絶えて異なる至上至粹のそれである。かの「畏し」と云ひ「畏れ多し」と申し上

ぐるは、この至上至粹性の發露である。

世界的優越性神州日本に於ける御民我等の「神」は、這の生ける我々赤子等の生ける 御一人大父である。然り、唯這の人なる神、神としての父あるのみ。それは、宗教的禮拜の對象に非ず、世の謂ゆる「神性」の神でない。謂ゆる神性の、抽象の、架空の、偶像の、手に觸れ眼に見る能はざる眞の「神性神」は、外國人を擧げて禮拜するなれど、我等は嘗に其等を禮拜しておのがじし、瞑福を祈ると云ふが如き事をせざるのみならず、斯かる世界人類弱點性を克服し盡せる本來生命を具有するが故に、たとひ「神」とは呼べど、這の現人類世界獨特の神、即ち我等の 現津神 天皇をば、宗教的禮拜の對象とし奉るが如き醜態に陥らず、換言すれば現人類世界の世に云ふ「敬神」の停頓的醜態を演じないのである。而して我等にも「敬神」はあり、その「行事」もあれど、現在に於ける事實のそれは、本來あるべからずして、而も在り來れる「宗教神道」の爲に禍され、殆んど外來駄生命者のそれと大差なきもので、本來のそれは只纔かに「神社」行事の一部に微生命を留むるのみである。

至上唯一の 大父なるが故に、御民我等が捧げ奉る至上至極の惟敬惟尊心は、遂に「神」の稱呼を用ゐては己み難く、用ゐる來り用ゐる行くのである。而して、父ありて神なく、父を神と呼ぶ以外に神と呼ぶものを求めざる、超宗教の偉大なる生命は、單に 上御一人を神と敬ひ尊びて自己陶醉するを宥さ

ず、進んで現實の、即ち赤子等を虐げ掠め、従つて、上御一人の絶対性を侵す悪制度の、撃攘打破への奉仕を命じて已まぬ。これ即ち尊皇心、宗教否定を本義とする眞の尊皇心！

(下) 上即神||尊き父を敬ふの餘り神と仰ぐ

父ありて神なし！ 父これ神なり！ 敬ふの極み、尊ぶの餘り、神として仰ぎ仕へまつる父！ この、父——絶対の家長、至上の親父——を以て、唯一の神とする我等の、自然的至情、倫理的本然をば、如何に言ひ現はすべきかに就き、特にこの昨今炎暑裡に、私は幾日となく苦心慘怛して來た。前回の「尊皇心と宗教心」と題する一篇を緒論及び本論の一小部分として、その本論の残り大部分及び結論を完成せねばならぬ。と、之が爲め時には眩暈を覚え、胸が疼き、暫し机の前に倒れて居た事さへもある。何うしてもその内容が纏まらないで書き出し得ず、しかも雑誌の締切は次第に遅れて行く。それで幾度か豫定の順序を換へて、先きにすべきこの至難な原稿を差置いては、他の比較的容易なものを執筆して來た爲に、とうとう之が最後に廻つて了つたが、さて之を豫定數頁の局限紙面に於いて如何に言ひ現すべきか——書き纏め得べきか——之ならば讀者諸士に可なり解つて貰へるであらうと

の自信は、今猶ほ覺束ない次第、まことに以て難事苦業である。

併し私は、自信の満全を期して曠日彌久するを欲しない。そこで私は遂に、日頃の抱懐に更に肉を添え骨を加へて血を瀉ぎ、之を敲きに敲いて、兎も角も茲にそれを表現するに決した。が、固より足りはせぬ。兎も不充である。若し之に依つて幾人かの讀者諸士が、一段と進んだ情理的境地を若干でも獲得され得たならば、私の大なる喜悅である。

昭和三年の梅雨期から立秋期にかけて行つた東北七縣下の講演旅行の際に、私は其時まで體得したものを極力遺憾なく表現すべく、土地々々の登壇毎に随分と苦心した。で、大いに苦心してこの講演旅行を續けて行く間に、私はその持ち合はすものの尠なからざる進歩を恵まれると同時に、又新たな若干の良きものを體得する事が出來たのであつた。そこで更に關西や愛知縣地方に於ける、第二段の講演運動に際しては、顧みて一段の満足を感じたのであつたが、今先づ爰に、その當時同地方の諸會場で一二回發表した或る内容を、出來るだけ洗鍊を加へて申し述べようと思ふ。

二

何々の連峰を「征服」と云ふ思想の今日では、登山と云ふ事を女までがするので、今私の言はんとする處は其儘當嵌らないであらうが、兎に角、富士でも白根でも乃至は新高でもに、或る一家族親

子數名のもが登山して、其處には他に人影もなく、食料品も水も唯その人々が携へて行つたもの、外には無いと云ふ、ロビンソンの漂着した無人島以上の場面を想像して載きたい。さて、食物も既に盡き、水も呑み盡して了つたが、その絶頂に在つての親子數名は、悉くひどい渴を覺えて來た時に、僅か半人分にも足りない最後の分量が、魔法壘の底かコップの中かに残つて居たとする。

此時、この親子數名の者が、先づ個人主義、民主主義、人生社會の凡ゆる關係を階級視し、従つて鬭争主義の謂ゆる科學的眞理を信仰し主張する、近代的歐羅巴人だつたとしたら、其處に如何なる場面が展開せらるべきか？ 先づ父なる人が、水の入つて居る器を抑へて「この水は主人たる俺に呑む権利がある」と言ふ。そしてグット一口に呑み乾さうとすると、その妻にして子供等の母なる人が黙つて居ない。「冗談を云つちやいけません、私は男子に敬意を拂はるべき女性で且つ主婦である、この水は私にこそ呑む権利がある」と、その器を夫の手から奪ひ取らうとする。處がその一刹那、四方から一齊にその兩主張を否定すると同時に、各自がそれ／＼自己の權利を主張する處の、子供等の騒ぎが起る。曰く「パパもママも不都合だ。頼みもしないのに俺達を生んで置き乍ら、今渴いて死にさうな時に、その水を俺達に吞ませないで、自分達が吞まうとするなんて、横暴不合理此上なしだ」と。そして、更にその子供等各自が又「俺は長男だから権利がある」と言へば、或は「それは上長者の階級

的搾取」だと云つて、奪取せんとする者に奪還せんとする者の、大鬭争を演じつゝ對抗する。即ち夫婦間の鬭争と、子供等各自の鬭争と、そして父母對子女等の鬭争との、三重鬭争の修羅場となる。斯くして其結果は、器に残る尊い水を地べたに濡して了ふか、さもなければ兎も角も其場の強者たり得た者が一人で呑み乾すかであるが、この後者の場合でも、その鬭争に於ける昂奮と活動との爲に、一同の渴が一層昂進するのは勿論、獨占して呑んだ個人にしても一向に渴は癒やされず、偕は今一杯も二杯も欲しくて堪らず、さもしくも蟻やコップの口を舐め廻して、其處から滴る露までも吸り込む。

單にその鬭争に於ける昂奮と活動とに依る、肉體的條件からばかりで無い。又實に彼等日頃の民族的生命に基く、本來の精神的條件からでもある。權利！ 俺の權利！ この權利を飽迄も主張すると云ふその思想精神は、よしんば今の肉體的奮闘が無かつたにした處で、寧ろより以上に強力な「渴」の原因である。水を呑む前から既に潜在する原因であり、呑んでから後にも作用する原因である。従つてその渴は「限り無き渴」であり、呑んでも／＼満足し得ざる「渴」である。

三

轉じて、その登山家族等が、私の言ふまつろひ精神の日本人だつたとする。先づ親たる夫婦のものが、暗黙の間に行はれる本來生命に基く双互理解から、幼い子供等の渴を癒やして遣らうとする。併

し水の分量は至つて少量である一方、子供等にも種々の差別事情が認められて、單純に「皆で呑め」とも言へない。そこで父から「一番の兄さんがお呑み、お前は小さい坊やおんぶしたりして、一番咽喉が渴いて居ようから」と言つて見る。するとその長男は「僕はそんなに渴いちや居りません、僕よりは次郎さんがお荷物を持つたり何かして、一番渴いて居るでせう」と言ふ。處が次男は次男で「やア僕は渴いてやしないよ、それより可愛想だから、小さな坊やに呑まして下さい」と言ふ。この場合、女の子であつても同じである。子供等は互ひに譲り合つて呑まふとせず、その内に比較的物心に長じて居る長男(又は長女)が、思ひ出した様に「お父さん、坊やお乳を呑めばいゝでせうから、この水はお父さんが呑んで下さい」と言ひ出す。それを切つかけに妻は夫に「本當にそうです、あなた御呑みになつて下さいな」と言ふ。之を聞いて夫(父)が黙つて居ず、即座に「いや、お乳と云へばそれが出なくなつても困るから、お母さん、お前が呑みなさい」と言へば、妻(母)は折返して「いゝえ、お乳は大丈夫なんです、ですから之はお父さんが……」と云つて勸める。少時の沈黙が続いて、頓て「ちやア、お前達みんな分けて、たとひ一と吸りづゝでもお呑み」と父が言へば、子供等は揃つて「僕達は欲しくありませんから、お父さん呑んで下さい」と言ひ、妻も傍から同じ様に言葉添ひをする。遂に夫婦とも一緒になつて、その尊い水を子供等に呑ませ様とし、而も子供等は反對に之を兩親の渴に供しよ

うとして、親子が互ひに譲り合ひ、清い最後の飲料水は壺(又はコップ)の中に其儘、山の涼しいそよ風に包まれて何處までも清く涼しく傍に残る。そして、親子數名の一家族中誰もが、てんでに、もう咽喉の渴きも忘れて了つて居る。

まつろひ生命！ それは、下から上へ、だけで無い。上から下へ、でもある。故に私は之を、我が「上下まつろひの生命」と言ふ。で、我が日本には、單に下剋上が非本來である丈で無く、上剋下も同様に非本來である。上下まつろひ！ 之を社會生活面に於いて見る時、義侠と犠牲の二源二流相である。それは、權利觀闘争個人主義の民族には求め難く、他人同志が構成する合宿所的契約基礎の寄合世帯性國家には見出し得ぬ。但し歴史的事實として、その民族、その國家でも、その「權利」主張の角突き合ひにも疲れ果て、悩み抜き、いつしか矛盾にも「義務」論を生み出したが、民族及び國家の本質は依然として變らない。

親子の家族！ 其處にさへ西洋では、權利觀闘争個人主義の本來性が現はれる。若しそれが現はれなかつたら、それは不思議な矛盾の例外事實である。そして又それは、義務論の外に、その本來性を壓迫して表現しようと努め始めた「敵をも愛せ」の思想も加はり、又何と云つても「骨肉」間の心理作用が不思議にも勝を制した稀有の奇現象たるに過ぎない。

彼等の生命では、前提として既に「渴」は限り無き渴であり、附け加へて、この前提からその渴を癒やさんとしての闘争努力が又更にその渴を増す。然るに尊い哉我等の生命では、自己よりも相手の渴を癒やさうとするその生命前提が既に、渴そのものを割引して呉れる處へ、更にその生命を發揮して譲り合ふ時に、渴も遂には互ひに全く忘れ去られる作用がある。

論者は言ふであらう、親の愛、殊に母性愛は、人類世界共通である。されば西洋人と雖も、家族の間で闘争をする如き事はあるまいと。私は今之に對して何を言ふのも無駄かと思ふが、併し蒙を啓く必要はあらう。

四

日本國は一家族である。家族體！それが日本國家である。其處には、この日本民族の固有性が謂ふ處の「まつろひ生命」の著るしいものであつたと云ふ前提があり、従つてこの家族國日本としての基礎に動きが無かつたと云ふ結論が伴つた。

親の愛、殊に母性愛！若し論者の言ふが如くに、それが「家族」間の闘争を根本的に封するもの、避けしむるものであるならば、我が本來性の「家族國日本」に闘争の因由なく、闘争の事實なき所以のものは、要するに當然——それが爲であると言はねばならぬ。だが併し、單に「親の子に對する愛」だ

けで、親子家族間に果して闘争無きを得べきか？曰く、不可能である！眞に闘争無きを得るのに、子に對する親の愛だけでは無しに、親に對する子の愛も亦有らねばならぬ。處で、外國には、それが有るか？子に對する親の愛は有らう、併し、親に對する子の愛は無い！言ふを止めよ、敵をも愛せよと云ふ宗教があるでは無いかと！動物的な、盲目的な、親の子に對する愛は有つても、人間が他の動物に似た幾多の動物類似性を具へて居るに拘はらず、又別に他の動物の方で持たない處のもの、即ち「子の親に對する愛」は、外國人彼等の間には殆んど無く、有つても頗る稀薄である。然り宗教に依つて強ひられでもせぬ事には、見る能はざる程、それほど稀薄である。

個人主義——權利主張の民族に依る、階級思想——闘争主義の集團！其處には俗に何と云つても争はないもの、即ち親の愛殊に母性愛は示されて居る。併し、それはまた、本當の「骨肉愛」ですら無い。それが眞に骨肉愛と言はれるには、上から下への愛だけでは無く、下から上への愛も有らねばならぬ。然るにこの後者を缺きて、上から下へ丈の片手落な骨肉愛——それさへ彼等の間では、特に父よりは母に於いて見られ、即ち盲目愛、動物愛に墮し勝ちな母性愛が、彼等の唯一の誇りになつて居る程——に過ぎない。これ彼等の民族性が權利主張の個人主義であつて、之に依る彼等の集團本來性が階級思想の闘争主義である——即ちその民族固有性と國家傳統性が、我が「まつろひ精神」とは反對

二、至上の家長無二の親父父これ神なり
な「うしはぎ精神」だからである。

二三六

五

堪え難い渴に襲はるゝ親子數名の家族等が、其處に一人分半人分にも足らない分量の水を、最後の尊い飲料水として有する時、先づ彼等の間に單なる上から下への頗偏な骨肉愛でもあれば、その父母が自分等の欲求を犠牲にして與へる尊い最後の水をば、唯だ權利的當然のものとして飲み乾すにもせよ、兎も角も子供等は父母の恵みに浴して纔かに渴を癒やし得るものゝ如くである。併し、實際はそう簡單でない。子に對する愛に於いて夫婦は一致する筈故、兩者——父母——の間には個人主義の權利主張も無く、尊い水が惜氣も無く子供等に與へられたとしても、親に對する愛を缺く個人主義權利觀の子供等の間には、少なくとも長幼、性別、其他の甲乙に立脚する論議、鬭争が行はれ、公平に苜尾よく渴が癒され得るかは全く疑問である。

翻つて、數名の渴に對する僅かコップに半杯の水でも、之を以て充分とする生命——誰もが一滴も口にする事無くしても、而も能く全員の渴が自然に癒ゆる生命——は、子に對する親の愛と、親に對する子の愛——後者は我等これを「愛」と言はず、特に「敬」と言ふ。即ち親に對する子の敬——とが兩者相俟つて缺くる處なき生命、即ち我がまつろひ生命である。

改めて言ふ——我がまつろひは即ち上下まつろひであるが、この上下まつろひを固有生命とする本來の我が家族國日本に於ける、特に御民我等——即ち 上御一人に對する下萬民の側では、その「上」が既に子等の親として「下」にまつろひ給ふ——この大御心を仰ぎ拜するにつけても、その大御心との對價的まつろひでは無しに、幾百倍ものまつろひを捧げねばならぬとする。即ち足れりとし給はざる限り無き「上の慈しみ」に對し奉る、盡きたりとせざる「下の敬ひ」——尊崇敬虔！

茲に我等の、父を神と呼ぶ情理が在る。すめら御國の、すめら御民我等が、上なる すめらみこと——絕對の家長・至上の親父をば、現つ神と呼び奉り、即ち「神」稱もて至上に畏敬し、絕對に尊崇し奉る所以である。それは、我等の上なく二なき唯一至上の 大父おほみちやにてましますが故にであつて、世界の謂ゆる「神」なるが故にでは無い。上無く二無き家長大父なるが故に、敬ふの極、尊ぶの餘り、神と呼びて齋き仕へまつる。即ち個人的にして觀念的なる一切の宗教を超越せる非宗教性獨特のもの、是れ皇國民我等の 天皇信仰である！

跋篇 憲法の原理たるべき皇國典範—國教

憲法の原理として新たに制定せらるべき

皇國典範Ⅱ君民家族國日本の國教

昭和四年六月草案・全十六ヶ條

昭和五年一月補訂・全十八ヶ條

昭和六年十月再訂・序及改修訂

序 宗教としての諸宗派神道の否定

現皇國の同胞大多數は、皇道と云ひ神道と云ふも要するに一つものであつて、それは共に即ち我が「神ながらの道」又は日本道の違つた名稱であると考へて居る。然し、この兩稱は決して同一のものに對する二種の稱呼では無くて、言ひ換えれば、皇道は神ながらの道であるけれども、神道は神ながらの道の本質を逸したる一種の外道である。即ち、外國世界共通的な「宗教」としての、謂ゆる「十三派（實は十三派以上ある）神道」の存在する限り、我が「神ながらの道」は、その本質が蹂躪されて居る。

神道と云へば如何にも「神ながらの道」の略稱の如くであるが、實は這の「神道」にはその本來性が保有されず、その本質本義を逸したるものである。そして、眞によく我が神ながらの道をば、その優越せる實質を本來性の儘に保有すると同時に、又よく之を理想化發展的に具有するものは、即ち外國世界共通的な「宗教」性の墮落から、それ自身を超然として牙保し來れる、謂ゆる「皇道」あるのみ。

夫れ「宗教」なるものは、個人的、觀念的のものであつて、人類共通の弱點的心理が生み且つ支持する處のものである。然るに我が「皇道」に於いて傳へらるゝ神ながらの道そのものは、飽迄も集團的、實踐的のものであつて、世界に唯我が日本民族のみ之を有するものである。古事記、日本紀には、宗教學や神學の理論上、かのエホバにも比すべきゴット又はダイテーの類なる絶對神、あめのみなかねの神が記してあり、従つて若し是等の古典が他に「獨特なる生命の記事」を含蓄せずに、我等以外の或る他の民族に所有されて來たならば、其處には矢張り這の一元神を拜して個人的、觀念的の行事を本來とする「宗教」が成立したであつたらう。

然るに何等の天幸ぞ、是等の我が古典には、他の我が獨特なる思想、優越せる生命が含蓄されるのみならず、例のバイブル創世記を引括めて一切の謂ゆる經典・聖書・神話に於いて見るが如き、即ち以て殊更にその核樞として重きを爲さしむる處の、當然人類共通的弱點心理の曝露であり、且その弱

點への人類拘束である「宗教性」を含有せぬのである。一言にして盡せば、世界諸民族が有する一切の經典・聖書・神話の類は、人類をして先づ「病者」たらしめ、而して後に之を癒やすと云ふを以て本領とする。さればその行事が「宗教」たるを免かれず、従つて宗教は一面世界的、超國家的、普遍妥當的であると同時に、非集團的(個人的)にして非實踐的(觀念的)なるを必然とする。之に反して我が古事記、日本紀(共に若干の古い外來不純分子の混入あり、殊に日本紀にはそれが多いけれども)に於いて表現せる、獨特の思想、精神、生命を中核として享有し來れる我々日本民族は、人類を以て「病者」扱ひするの低劣に陥らず、之を遇するに直ちに神意の遂行者、即ち或る使命を擔ふて之を履行しつゝ、進み(少青壯老の差に順ひて)行く「健康者」を以てしたのである。神意「使命」の遂行！そこには個人主義の低劣を容れず、觀念工風の外道を宥さない。大我と云ひ小我と云ふも要するに「個人」に表裏するその「我」を排し、大乘と云ひ小乗と云ふも要するに「觀念」を離れざるその「拜み」を退く。

偉なる哉、大なる哉、我が「神ながらの道」とは即ち是れ！之を神道と云ひ、皇道と云ひ、日本道と稱するも亦可なりであるが、その「非宗教性」乃至「超宗教性」に即して之を的確に言ふならば、現に全く外國世界的共通の宗教生命に墮落せる同胞が十三派神道を支持する限り、特に「神道」の名を排して「皇道」の稱を採らねばならぬ。

即ち 天皇も之を踐ませられ、皇民又固より之を遊り行く處の、皇國の道——皇道の名稱に歸一しなればならぬ。故に今道の皇道の本義を特に實際化して表現せるものを「皇國典範」と稱し、更に道の名稱を特に通俗的に註して「君民家族國日本の國教」と爲す所以である。國教！云ふ處の「國」は即ち皇道の非個人主義——集團主義民族性を表現し、又その「教」は是れ非宗教の皇道を以て、他の一切の宗教との對峙的地位に置かざるを得ない暫しの用語である。

從來、あらゆる外國人は、その宗教的關係の範圍に於ける日本觀に於いて、矛盾しつゝも眞相に表裏する二評を抱懐する。その一に曰く「日本人には眞の宗教は無い」と。眞に然りである。その二に曰く「日本人の宗教は忠君愛國である」と。既に「宗教が無い」と云つて置き乍ら、更に「忠君愛國が宗教である」と云ふ、其處に矛盾があるけれども、その謂ゆる「宗教」用語を以て指摘されたもの、實は「情熱的に支持する、最高の徳目」に外ならないのであるから、後の評言も亦眞に然りである。

あゝ我々日本人を観ること、外國人の方却つて眞を穿てりとは、何たる皮肉であらう。之より全十八ヶ條の本目に入り、口語體を廢して古文體と爲す。但し十八ヶ條の後に新たに加ふる跋の章に於いては、再び口語體を用ふる。

猶その「跋」の一章は、第一條「一にして多なる神」に對する理論的修訂であり、且つ全十八條に

對する超宗教乃至非宗教本質の總括である。

第一條 一にして多なる神

我等が神と呼ぶ神は、一にして且つ多なり。一は本質根源の神にして、多は顯現延長の神々なり。本質根源の一神は、天地の始めに、天地と共に、二種の顯現を具して、ひとりでに成りませり、之を我等の先人は天御中主神と名付く。其他の神と呼び命(又は尊)と呼ぶ諸々の神々は、悉く本質根源の顯現延長なり。而してこの顯現延長諸神の中にも、更にその特に本質的なる少數の神々と、特に顯現的なる幾多の神々と在り。前者は即ち、寶典に「獨自に神成りまして身を隠し玉ひき」と記せる、謂ゆる天の「別神」五柱および神世七代の諸神を云ひ。後者は即ち、神世七代の最後なる夫婦神二柱、伊弉諾命および伊弉冉命より以後の諸神を云ふ。斯くて八百萬神々あり、人間と呼ぶる國民我等またこの八百萬神々より出でたり。

始めて天津一元神より、諸々のみこと神を以て「この深へるくらげ爲す世界を修理固成せよ」と詔ちて使命を與へられ、而して始めて夫婦神としてその使命達成の着手たる子生みを爲し玉へる伊弉諾命および伊弉冉命は、是れ皇民我等に於ける我等人間の祖先なり。

第二條 修理固成の發祥地

顯現延長諸神の中に、即ちくらげ爲す深へる世界を造り固むるの使命を帶べる男女の二神、伊弉諾命および伊弉冉命あり。而してこの御業(使命)の遂行に就いて、更に之を一局部より着手し完成し行くの使命を帶べる神あり。之を建國使命の神と云ひ、天照皇大神これなり。斯くて我が建國は行はれたり。是れ世界固成の發祥地なり。而もその完成濟美は、恒久永遠の御業に屬す。茲に又その使命を繼承し給へる延長諸神あり。即ち天照皇大神より以後連綿の系統ある 御歴代の天津日嗣 現津神 天皇これなり。故に我が 御歴代天皇は、幽世の幽神に對する現世の現神に在しまし、その御在世に於いて現津神または現人神と申し、その崩御を神去り玉ふと稱し奉る。(臣下普通の人の死は「歸神」と稱すべく、決して「神去」と云ふ可からず。)

第三條 天津日嗣と八百萬神々

日本國民は我が神代に於ける八百萬神々の後裔なり。八百萬神々は天津一元神より出づ。故に日本國民又等しく神の子なり。従つて使命の神と連なり、御業を助け成すの使命を有す。而して我が上

御一人と我々下萬民との異なる處は、その特に天津神の撰賦を受け、且つ群神會議の仰定を経玉へる天津日嗣の神と、之を奉戴し奉仕し來れる群神（八百萬神々）との別に在り。即ち日本國君民の關係は、幹と枝との關係にして、我が皇室は、國民を大御寶と呼ばせらる。

第四條 現津神 天皇の位徳即一

國民の祖先八百萬神々が、天津神の御前に神集ひに集ひ、神議りに議りて、長み定め、仰ぎまつれる天津日嗣の神。そは日本より始まりて全世界に行き及ぶべき修理固成の使命をば、天津神より齎らされて顯現し玉へる幹系の延長神なれば、おのづからに徳ありて位あり、位ありて徳あり、位徳即一として體得し玉ふ次第の故に、我等が祖先八百萬神々の眼にも鮮明に、そは心より心に通じ、即ち八百萬の口を揃へて、國しろすめす君は、幹系の御子こそ然れと申し上げ、爰に天津神の宣へる天壤と共に窮まり無き寶祚の本は据えられたり。斯くて我が 天皇第一代はあれませり。

若し我等の國に、同じ神より出で、同じ神の子たり、同じ神に仕ふる同じ神の氏子たる、這の上御一人と下萬民との、同根一族の本來、幹枝關係の基礎なかりせば、我が 上御一人 天皇は、その神位に即するの神徳ある事なく、かの外に於けるが如く、人徳に依りて王位を占むるの條理を生ぜ

ん。(その結果として、我れには優れる人徳ありと稱する者現はれ、或は他の或る人徳者を以てすべしとの議起りて、謂ゆる易世革命を繰返さざる可からず。尊き哉、日本！ 幸福なる哉、我等！ 我等が大君の即一なる位徳は、世の王位に非ず、人徳に非ざるなり。

第五條 君民一家・尊皇愛國

上御一人と下萬人との、同根一族、幹枝關係の一家、是れ我が日本なり。一家に家長あり、即ち作り固めの使命を代表して國しろすめす。天津日嗣の連直系、生ける延長顯現の現津神 天皇なり。一家に家族あり、即ち天津神の神宣を中心に長みて、神集ひ神議りて、仰ぎまつるふべき天津日嗣の大神を仰ぎ定めたる八百萬神々の裔、大御寶たる日子日女の我等すめら御民なり。

故に御民我等の「尊皇」は、我等の大君が同時に我等の大御父にして、我等のやみがたき衷情より湧き出づる性能なり。小一家に於ける我等が、常に小家長たる父を敬ひ守り、事あるに臨みては己が身の死を以て之に代へんともする如く、大一家神州に於ける我等は、より以上絶對に、水火の中をも辭せずして 大君なる大御父を死護し奉らんとする、固よりその處。

夫れ、愛國よりも大なるは尊皇なり。否、御民我等に於いて、愛國は尊皇の裡に在り。愛國心は尊

皇心の生む處なり。故に先づ尊皇心なくして單に愛國心あるを得べからず。家を思ひ家を興す者は、親を思ひ親を守る者なり。その個人的徳行の上に於いて、日本人たるの體面を傷けずとするも、未だ日本人として完きを得ず。眞に日本人としての條件は、己が神州日本國に對する熱愛なる可からず。而して國に對する熱愛は、唯だ我が 大家長陛下に對する、謹嚴熾烈の尊崇敬慕を前提としてのみ有之を得べし。(宗教信者に道德家あり。然れども斯かる道德家は、未だ全き國の子に非ず。其故は、本人の衷心、我が 陛下以外、それらの神佛を崇敬の的とすればなり。)

第六條 神州君民敬神の道

天津神を中心として、八百萬神々これに奉仕せる、神世の時代は既に去れり。今、神州日本の御民我等は、最早や幽界の天津神に奉仕する、古き八百萬の氏子に非ず。茲に我等は、現世に於ける現津神の家の子、即ち臣子たり赤子たる日子日女の御民として、只管に、上なく二なき絶對の 大君にして大御父なる現津神 上御一人に畏み且つ親しみて仕へ奉るべき、日本國民として存するなり。苟くも、すめら御民の明き意識より 現津神天皇を仰ぎまつる事を離れて、世の謂ゆる宗教信仰なるものに心奪はるゝが如きは、あはれ斯かる原理と史實とを持たざりし外國人の徒ら事に倣ふもの、すめら

御民として在るまじき事にこそ。(世の謂ゆる宗教とは、外國人が觀たる人間の祖先が、神より第一に與へられたるは一個の禁令——そは、使令を授けらるゝには應はしからずとせる、低劣人類觀——にして、しかも彼等男女は斯の禁令を犯せる——前提より來れる當然の結論として、遂に低劣性を曝露せる——もの。斯くて人間は生れ乍らにして罪の子なり云々の思想より、先づその罪の赦しを求むる事を以て小乗とし、さては神人合一の觀念工風を爲すを以て大乘とする、低級民族の個人的なる冥想行事のみ)くらげ爲す世の、殊に思想、精神に於いて漂へる今、日本國民にして猶且つ或は名を「敬神」に托して、斯かる宗教信仰の類に囚はるる者尠からず。これその己が見えざる故郷、即ち神州日本の本質を忘れ去りたるもの、歎かはしくも又哀れなり。御民我等の「敬神」とは、神州日本の「使命遂行」に在り。即ち個人的冥想行事たる世の宗教とは一切無縁にして、一切宗教を超越せる、家族國日本の集團的生活行事たり。

第七條 敬神行事の本義

一にして多なる幽現一切の我が神々に對する、君民同致の生ける行事、是れ神州日本の敬神にして、神州日本と稱する根本意義も又茲に在り。之に形式行事と實質行事との二面あり。一は神社に詣でそ

の神前に類づく事、是れ形式行事(作法)にして、二は神意を畏み神命(使命)を行ふ事、是れ實質行事(本義)なり。しかも道の二面行事の内、その本義を以て重しと爲す。若し厥の本義たる實質行事にして缺けん乎、たとひ如何にその作法たる形式行事を履まんとも、敬神は遂に敬神たらざるなり。そは、我が神州日本に於ける神意とは、作り固め成せてふ神命と即一不離にして、而して神意神命は、現津神 天皇に依りて體得せられ、従つて顯現延長の 現津御神に奉仕する事に依りてのみ、始めて根源本質の天津一元神に對するまつろひの道全く、げに生ける御奉公を餘所にして、御民我等に尤さるべき敬神拜神の行事は無ければなり。然り、我が敬神の行事は個人的觀念行事に非ずして、集團的實踐行事、神州日本の使命遂行に在り。即ち、すめらみことが、すめらみくに以ちて、すめらみたみと共に、成し遂げらるべき、作り固め使命の、實踐躬行、これ我が神州日本の敬神行事なり。而して特にすめら御民我等に於ける道の實踐躬行とは、常に火の如く燃えて時に炎々の焰ともなる、まつろひ精神を以て、上なく二なき生ける絶對の 現津御神すめらみこと、上御一人に仕へ奉りて、すめら御國を安らげく平らげく、此處を世界全土の作り固め完成の發祥地たるに相應しく、くらげ爲す一點、たゞよへる一劃も無き迄に固め成すべく、身を挺して使命を果し行くに在り。故に又この我等が爲すなる「祈り」とは、たゞ我等各自が常に、神州使命の御民として缺け無きかを、神明に照らしつ吟

味し、且つその缺け無く全きが上にも猶ほ全かれよと求むる心を神前に披瀝する事に外ならず。その最も至れるは、自己を神前の照覽に供するものを云ふ。(かの、あらぬ、カミ、ホトケに纏りて、おのがじし、自己一身一家の冥福を祈ると云ふが如き、神州國民の斷じて穢らはしと做す處。)

第八條 眞に在るべき神社

夫れ敬神の行事は、神州使命の實踐を以て本義とす。されば我が日本は、神社の徒らに多からざるを本來とす。神社徒らに多からば、敬神の行事その本義を没却して、作法にのみ流るゝの虞れあり。かの、臣子にして神社に祀らるゝ如きは、なべて在るまじき事。たゞ 大君の大御心に依る特殊のもの、外は、敢て避くるをこそ本旨と爲す。時に君國に盡す處の功著しなど云ふと雖も、そは臣子として擔ふ使命の實踐上、たゞ爲すべきを爲したるに過ぎざるなり。既に現存する神社に對し、敬神の作法おろそかなる可からざるは固よりなれど、形式行事の作法奉仕に奔命して、實質行事の本義奉仕に事缺くの弊を除くには、神社を極力少減すること眞の敬神たり。即ち、眞に在るべくして在らしめざるべからざるの我が神社とは、伊勢の大神宮と、御歴代 天皇の御陵(之を皇道の本來に則りて悉く神社化したる上にて)と、而して特に 大御心に出づるもの而已。然るに今、

御歴代天皇に對しまつりて、その御陵を神社とせず、別に神社を建て、以て祭祀を營み、參拜を行ふの殿堂と爲すが如きは、作法そのものに於いて既に我が敬神の道を缺くものとす。そは 大御父にして 大君なる 上御一人は、現し世に在れまして既に 現津御神にましまし 神去り玉へて猶ほ幽り世の神にましませばなり。即ち、その鎮まりまして 御骸の在る處、是れ直ちに神の御座にして、他にその神の御座あるべふも無し。されば之を措いて他に社祠を建て、此處に參拜奉仕を爲すは、第一には 大君として畏み仰ぐ我等の 現津神てふ信仰に背き、第二には 大御父として親しみ仕ふる我等の至情に悖る事甚だし。況んや、古き外國(支那)思想の影響を脱せずして、由來勿體なくも 御歴代天皇の御陵をば(謂ゆる墓場なればとて)穢れたるものと傲し、久しく除外して顧みざるの結果、神去りませる 御歴代天皇の多くに對し奉りて、神祭行事の全く閑却せられあるが如きをや。(春秋二季の「皇靈祭」なるものにて、纔かにその形式行事さへ全からざる神祭奉仕を行ひ、御民我等をしておのゝくに行きて參拜するを得しめざる、現在の制度としての神祭法を廢し、速かに 御歴代天皇の御陵をそのまゝ神社として齋き改めざる可からず。然るに今之を爲さんとする時、茲に外國思想に禍されて、我が神ながらなる日本道、皇國道を過まりつ牙保しつゝある、現在の神道家てふ宗教家の妨害勢力あり。故に神州の這の重大事は、現在の斯の神道及び神道家の整理處分を以て隠れたる根本條

件とする處の、遺憾なき皇政復固の徹底せる第二維新に俟たざる可からず。)

第九條 上の絶對と下の平等

「上なく二なき生ける絶對者、現津神 すめらみことを仰ぎまつる我等の國「日本」は、この すめらみこと(天皇)の「絶對」に惠まるゝすめらみこと(皇民)の「平等」たる日本なり。即ち 天皇、絶對なるが故に、國民、平等たるなり。若し 天皇 絶對にて御在さずば、國民、平等なる事無し。従つて若し絶對者以外に這の下萬民をうしはぐ者生ぜんか、直ちに 上御一人の絶對は冒され、延りて下萬民の平等は破らる。夫れ、心ありて 上の絶對を侵しまつる者は無し。されど、下の平等を破る者は無きにも非ず。皇國に於いて、民の平等の毀損者は、即ち延りて、唯一至上なる 君の絶對の侵害者なり。かの、作り固め成せとの使命途上に在る、くらげ爲す漂へる世界とは、歸する處 君の絶對と之に即する民の平等との整はざる世界なり。尊き哉、上に絶對の 君あり、此故に下に平等の民ある神州日本！ 今、原理に於いて、事實に於いて、上に絶對者を有せず、従つて下に平等界を見る能はずして、地上たゞ此處にのみ之ある神州日本をば、遙かに憧憬しつゝある外國は、共事自體、作り固めの手を彼等以外に求めつゝある所以を示す。

第十條 發祥地建國の領域

たゞよへる世界を作り固め成す御業の着手として建國せられたる基本國土は、祖先以來永く我等が住める這の日の本、瑞穂の國に外ならず。是れ即ち作り固め成す發祥地たり。而して天津神は此國に對して、之を大にせよとも小にせよとも宜はで、唯だ發祥地としての此處を、先づ作り固めよと宣へり。故に我等が這の發祥地日本としての國土領域は、その縮小は勿論その擴大も、受動的にせよ能動的にせよ、建國の神宜に背反するものなり。

第十一條 天壤無窮の實祚

瑞穂國をしるすめす。現津神天皇の首祖、その天津日嗣第一の御座に即きます時、天津神の神宜に曰へり。瑞穂國は汝が子孫の永遠にしらす處、その實祚は天壤と共に窮まり無しと。この實祚とは即ち、そのしるすめす。至尊と、之にまつる御民と、而して這の瑞穂の國とに繋がりて在り。君と民と國土と、三その孰れの一を缺きても、實祚は實祚として空しきなり。故に厥の天壤無窮とは、是れ即ち。大君と御民我等と日本國土との、即一不離に於ける天壤無窮なり。

第十二條 君主民主即一國體

御民我等の 大御父にして 大君なる 現津神 天皇が、その御民我等をしるすめす大御心は、親ら仰いで 皇祖 皇宗、御歴代代々の諸神に對し玉ふ時の、そのまつるひの御精神そのまゝ也。即ち、御民我等が仰いで 現津神天皇に仕へまつるふ心は、這の 大御心と相通するぞ畏し。されば我が 大御父なる 大君は、世界いづれの王者、帝者とも全く、その御本質を異にし玉ふと同時に、之を奉戴する御民我等も亦これ、世界いづれの民、臣下とも全く、その本質を異にす。故に又従つて、我が日本は、世界の汎ゆる類例に於いて見るが如き、謂ゆる君主國にも非ず、民主國にも非ざるなり。而して又更にそれと同時に、その汎ゆる類例とは其の實質を異にする、獨特の、君主國にして民主國たるなり。即ち、まつるひの大御心もて下萬民をしるすめす。大君の、その慈しみの大御心に於ける民主國！ 而して、その 大御父にして大君なる上御一人を 現津神として仰ぎまつり仕へまつる御民我等の、この奉戴の心に於ける君主國！ 之を約せば、即ち 至上の御主觀に於ける「民主國」にして、赤子萬民の主觀に於ける「君主國」たり。這の 上の御主觀と下の主觀とに於ける、類例なき「君主性」と「民主性」との、そが客觀具體化に於いて、亦た必然的に類例なき合一體を成すもの、是れ我等

が日本國體の世界に比類なきを誇る所以の本質たり。

第十三條 祭政惟一御親裁

畏くも仰いで 皇祖 皇宗に對して捧げ玉ふ 上御一人「まつろひ」の大御心は、そのまゝ、俯して下萬民をしるすめ、謂ゆる統治の御心たり。まつろひの心とは、奉仕の心を云ふ。即ち、我が神ながらなる言靈の意義に於ける、祭り、神祭りの心にして、神に仕へ奉るふ心なり。奉るひは祭ろひにして、神祭りとは、只管に神意を畏みて、神の嘉する處を捧ぐるなり。神の嘉する處とは、我等が只管に、作り固めの使命の達成にいそしむ生活の實相なり。單なる生存の爲の生存は、我等が神とする神の神意に非ず。使命の爲の生存、これ神意に合ふ生存なり。

畏くも御民我等の 大君にして 大御父なる 天皇は、まつろひの心をもて御心とし玉ひ、神にまつろふ御心をもて、御民我等をみそなはず。故に我が日本は、祭政惟一の國と云ふ。神に對する「まつり」がそのまゝ、民に對する「まつりごと」となる、これ神州日本の本來なり。時に祭政「一致」と云ふは、本來の祭政「惟一」に滯り生じて、祭は祭、政は政となり、その一如を毀ち、茲に之をその本來に還さんとし、斯くて祭政「一致」の語あり。されど、かの、國の由來とは關係なき宗教なるものを有

する外國に於いて、この宗教と政治または教育との一致を問題とし、之を是とし又は非とせし事ありてより、謂ゆる「教政一致」「政教一致」などの言葉あり。一致とは即ち、二者個別の前提を有す。然るに神州に在りては、祭政は本來個別の二者に非ずして、一基の惟一たるなり。故に我等に在りては、よしやその一如を缺けるに對しても、祭政一致なる言葉あるべからず、祭政惟一の本來への復歸と稱すべき而已。而して眞の皇政復固に由る御一新、是れ祭政惟一への復歸一新、即ち神州政治制度の實現なり。こゝに「皇政」と云ふ、そは惟一のまゝに發する「祭政」なり。こゝに發すると云ふ、そは天皇より發するなり。故に基を一にして一に發する「祭政」これ直ちに神州政治制度にして、之を 天皇政（又は御親政）とは申すなり。（敬神行事の大本を濁す者ありて「祭」その本義を喪失し、しるすめ、統治の大道を紊す者ありて「政」その本來を没却す。是れ我が建國精神に悖り、國體原理に背き、神州日本獨特の本質を滅するもの。若し夫れ天佑にして無からんか、唯々戰慄すべき而已！）

第十四條 國靈まつろひ精神

まつろひの大御心にて、下萬民を大御寶なる御民として慈しみ、しるしめし玉ふ 上に對して、只管その大御心に添ひ奉らん事の外餘念無く、只管 上御一人を仰ぎてまつろふ下あり。この、有形に

於ける現實上の上下合致は、祭をもて政事と爲す建國太初の本源に於ける上下一如、神人同本の原理に發す。偉なる哉、尊き哉、まつろひの精神！ あゝまつろひの精神、これ我等が國靈なり。我等は洵に唯だ我が日本に於いてこそ、斯かる國靈は、かの外國に於けるそれごとくとは異なり、之が國民の間に個人的に發揮せられて幾多の謂ゆる聖賢を輩出せしむる事のはかりに、之を御民我等の全集團、日本國家そのものが體得し實現する事に依つて、皇國日本が旋て完成濟美を期する世界の作り固めに於いて、その作り固め世界に基準を示す師表國家たるべき獨特の、神ながらなる本質と使命とを有するものなる事を信じて、自ら絶對に之を重んぜざる可からず。

第十五條 君父臣子の家族國

這のまつろひ心の精粹は、げに神人同源、同根一族、神ながらなる家族體にこそ發生し來りて、この家族生活の保持涵養に資する處固より大、而して之を大成せんとはするなり。夫れ、遇合混成の奇合體にて生まるゝ無く、榮ゆる無く、外國の人々これを持たざるはむべなり。あゝ這の、まつろひ心もて、神代さながらに、家族生活を營み來れる國家！ 故に之を神ながらの日本と云ふ。斯く、等しなみに神より出でし同根一族なれば、天津日嗣の 現津御神は、御民我等の、長き 大君なると共に、又、親しましき、大御父にましまして、我等を赤子として慈しみ玉ひ、我等も亦、長しとして敬ひ嚴きまつる事の外に、慕はしとして親しく懷みまつるなり。父母は子等の爲には如何なる犠牲をも惜まじ、子等も父母の爲には如何なる犠牲をも勇み進みて捧ぐ。尊き哉、犠牲を旨とするまつろひ精神の上下索引！ 偉なる哉、神ながらなる家族國家 神州日本！

第十六條 國靈の大成と國民個々

既に我がまつろひ精神は、日本國家それ自身が之を體得し持ち、やがて之を世界に發揚し、以て作り固めを完成すべき神州日本の國靈なり。かの、大和魂と云へるは、このまつろひ精神が、特に武装せるを云ふ。既に國靈なり、従つて又是れ、御民我等個々の民族生命なり。故に御民我等は個々のおもく、之を中心生命として、鍊磨し大成せざる可からず。作り固め未だ半途にして、猶ほたゞよへる時代には、人々個々のそのまつろひ心も深へて、時に甚だしく外國のうしはぎ心に深はさる。夫れ我がまつろひ心は、捧げ與ふる心にして、犠牲を旨とす。されど、外國のうしはぎ心は、掠め奪ふ心にして、犠牲の如き之を不利として卻く。(耶蘇教が小亞細亞に發生して歐羅巴諸國に入込み、謂ゆる西洋人の宗教となるや、由來西洋にも「十字架なければ榮冠なし」てふ金言あり。十字架とは即ち耶

蘇受難のそれにして、犠牲の象徴なり。故に今は西洋にも、犠牲をば上なく尊ぶの精神あり。されど這は西洋本來の精神に非ず、矛盾せる後天的憧憬理念なり。

明らかく定かなる、神宣建國の由來を持たざる國々に、本來のものとして、まつろひ精神ある事なし。されば、漂ふ儘のうしはぎ心より作り成せる寄合世帯の國々に、うしはぎ心を包みもちて漂へる人々は、掠め奪ふに對して掠め返し奪ひ還しを事とし、之を以て道とせり。(うしはぎ心は即ち權利思想の源流なり。然るに外國の人々、そのうしはぎ心よりする掠め合ひ、奪ひ合ひ、掠め返し、奪ひ還しのきしり合ひに疲れし時、恰も耶蘇基督教、飄然として入り來れり。爰に於いてか彼等は、本來のうしはぎ精神よりする權利思想の外に、矛盾にも義務思想なるものを生み出せり。世に、西洋思想を指摘して、權利義務の思想なりと云ふ人あれど、そはその真相を知らざるに據る謬見なり。眞に彼等の思想とは、たゞうしはぎ精神の權利思想あるのみ。)

顧みれば我が日本は、古くは百濟思想の渡來、稍や經ては印度思想の渡來、それと前後して隋唐思想の渡來あり、斯くて我がまつろひ精神の勘からず損はれたる末に、漸く明治御一新の事ありて、偕は其等無形の夷狄も一掃し去られんかと思ひきや、早くも代つて西洋思想、うしはぎ精神の潮寄せ來りて、その性陰險、その質最悪、しかも見る眼に美はしく、爰に我等のまつろひ精神は、最後最大の

災禍を蒙れり。されば今は早やほと／＼見る影も無き有様とは成り果てつ、あはや神州日本も土崩瓦解の危殆に瀕し、未曾有の大國難に逢着したりしが、茲に今度の遺憾なき皇政復固に依りて、今や徹底せる第二の維新日本を迎え復すを得たり。爰に於いてか、稍や久しく唯だ底流の生命として陰され居たる我がまつろひ精神は、雄々し立ちたる益良男達の手に、天の窟戸押し開かれて、いでや我が日の本を足場に、暗黒の世界を照らすべく現はれたり。即ち國靈なるまつろひ精神は、日本國體そのもの、體現に依りて、世界に發揚せらるべく改めて生まれり。此上は先づ御國の人々個々の心に喰ひ入りて猶ほ残る若干の外國意識、うしはぎ根性を一洗して、本來の尊きまつろひ生命に滿てる、全き神州の御民たるに應はしき復活を期せざる可からず。即ち御民各自が力強く個々の心の作り固めを成しつつ、いとも古き我がまつろひ精神をば事新たに發揚する事に依り、その籠り有る國生み神生みの力もて、げにも見事に新時代の皇國日本にまつろひ盡すを得べきやう、皇國の御民を擧げて一齊に燃え、一齊にいそしみ進まざる可からざるなり。(みそぎ・はらひとは、劃時代的に行はるる、國家のまがつ制度の一掃と、之に前後して現はるる、國民のうしはぎ精神の一洗——精神的革命との、這の兩面の事實を云ひ、他に意味ある無し！)

第十七條 まつろはぬ者の征戦

發祥地の内に入込みて漂へるうしはぎ精神を掃ひ退け、洗ひ去る事に即して、すめら御國が、すめら至尊を仰ぎ、すめら御民を以ちて爲すなる事は、外なる世界への、まつろひ精神の發揮に依る、作り固め使命の實踐なり。年なほ若き世界は、今もくらげ爲す漂へる世界にて、發祥地さへその全きを得ず、況んや諸々の外國に於いてをや。されば這は、發祥地の作り固め途上、その未完成は固より途上の餘儀なき事として、その未完成なるが儘に、先づその一新段落を劃するや、直ちに着手せらる可き、内外兼行の御業なり。而して爰に爲さるは、かの、まつろひ精神に遊らひて、まつろはぬ國々の、それ／＼の處分なれ。之には固より、積極的なるべきと、消極的なるべきとあり。前者は、御劍を振り翳しての征戦にして、後者は、今の世に云ふ外交接衝なり。但しこの後者に於いても、相手と次第とに由りては、前者への成り行きを覺悟せざる可からざる、固よりその處とす。

まつろはぬと云ふ中に、凡そ三種あり。その一は、直接間接、我が皇國日本を掠奪せんとし、又は我が自衛を侵害して省みざる者。その二は、たとひ皇國以外なりとも、弱者と見て之を掠め又は之を脅かし、爲に他を苦しめ、以てまつろひ精神を蹂躪し、且つ漂へる世界の作り固め進行を妨げて省み

ざる者。その三は、自己の専業を支持するの意識より、他の苦痛を救ふの意識なく、さては勝手に大自然の空地を占領して、他種、他民族、殊に東洋民族、或は特に我等日本人の入りて生活せんとするを、頑として拒みて省みざる者。之をくらげ爲す漂へる世界の、まつろはぬ者の三大別と爲す。

掠奪に二種あり。一は兇器に依りて直接に之を行ふもの、二は經濟壓迫または思想攪亂に依りて間接に之を行ふもの、是れなり。英米等の資本主義に依る國際的市場占領策は前者に屬し、米露等の我が民力去勢と國體破壊とを指す軍縮氣分の煽動および赤化宣傳は後者に屬す。而して弱國、弱民族に對する凌虐、侵略に至つては、かの殘忍を極めたる米國のハイチ族に於ける其等を代表的事實として、歐米諸國が爲し來れる幾多無數の蔽ふ可からざる事實あり。又、不合理にも大自然に於ける廣漠たる空地を獨占して、之に立札を建て、日本人入る可からずと、横暴を極め、侮辱を加へつゝあるものに、巨魁としての濠州あり。今、皇國本土の人口は約七千萬、過去五十年に二倍して、一平方里の居住率實に一千七百人に及ぶ。然るに大正十二年、大震災に逢ひて突如疲弊せる我が日本に對し、時こそ來れと突嗟の間、例の徹底排日法を發布せし米國は、一平方里に對して二百人の割合に過ぎず。而してその排日方針に於いて五十歩百歩に在る加奈太は、その割合十四人の稀薄さに在り。最後に最も頑迷なる排日の濠洲は、實に僅々一平方里十一人の割合に過ぎざるなり。

尊くも偉大なる國體を有し、而して誰が眼にも作り固め成す發祥地たる所以の國體を有する皇國日本！未だ曾て自衛上止むを得ずして戦ひたる外戦ひし事なく、而してその公明正大に戦ふや常に強大なる外敵を征服し來れる神州日本！この本質に據る使命國、發祥地日本に生を享くる御民我等は今や、外國の巧みなる經濟壓迫または思想攪亂に依る間接の侵略に屈伏し、或は人口増大の爲め住むに處なしとして、無爲黙々裡に自ら滅び去らざる可からざるか？否、斷じて然らず、然る可からざるなり！即ち皇國の御民我等は、世界の固成使命を代表し玉ふ。天皇陛下を奉戴して、この使命遂行途上、先づまづはぬ彼等をまつろはす可く、堂々たる征戦を開始し、以て、這の神ながらなる發祥地を守護し、牙保し、大成せざる可からず。是れ我が神州日本に於いて建國太初より、神授至寶としての神劍の存する所以なり。然り、他の神寶たる神鏡をして明澄一點の曇りなく、神璽をして玲瓏遺憾なく光輝を放たしむるもの、是れ時に應じて動を立つる神劍の有ればなり。(第十條に於ける、我が神宜建國に依る一定の領域てふ事が、此處の内容と毫末も矛盾なきは勿論なり。而して今日まで我が日本は、かの誤つて政治家など呼ばれ來れる輔弼責任の施政事務者、文武官等が抱ける錯覺が如何にありたればとて、國家としては未だ曾て一回も、建國神宜に背馳して爲せる何等の事實も無かりき。例へば臺灣の領有は固より朝鮮の併合も皆是れ皇國の存在および稜威を侵害せんとする外敵を迎

えて餘儀なく戦ひを交へ、その結果として生じたる事實のみ。而して若し日本にして此の結果を獲得せざりせば、臺灣および朝鮮は當然、うしはぎ魂の歐米諸國が之を領有する事となり、その結果、當の臺灣および朝鮮が彼等の凌虐搾取に苦しめらるべきは勿論、日本も亦た彼等の爲に侵害を蒙る可かりしは炳乎たり。滿蒙の權益、亦前述の理由に據る。)

第十八條 神州寶典

第四十代 天武天皇の教旨に依りて、稗田阿禮が誦勅せし帝室日繼と先代舊事とを原本として、本朝臣安萬侶が之を撰録し、和銅五年正月廿八日を以て、第四十一代 元明天皇に献上したる、神州由來の一本、之を「古事記」と云ふ。回顧すれば、約千二百餘年以前に屬す。而して、それより八年を経たる養老三年、即ち次の 元正天皇の御代、更に本朝臣安萬侶を中心とする諸臣の手に依りて、曩に天武天皇が第一に望ませられたる修史上の編稿成り、茲に「日本書紀」の成本を見るに至れり。前者は三卷、後者は三十卷、外に系圖一卷あり。

古事記および日本書紀は、我が君民日本の建國精神、國體原理、民族生命を含蓄せる、我等の寶典たり。世界の汎ゆる民族は、悉く或種の神話、傳説を有す。而して我が古事記、日本書紀、學問上ま

たこれ神話と稱せらる。然れども世界いづれの神話と雖も、未だ我が日本の如く如何にも神話らしき神話は一もある事無し。彼等は殆んど悉く、人話、獸話、物語に外ならず。殊に「建國」神宣を有するものに至つては、世界に我が古事記、日本書紀を除く以外、ただ希伯來神話、即ち基督教の舊約書あるのみ。而もこの舊約書に於ける建國神宣は、かのイスラエル民族(ユダヤ人)に與へられたるものなるに拘はらず、ユダヤ人がその首都エレサルムを中心として眞に國家を成せるは、ダビデ王の百年内外に過ぎざるなり。歐羅巴諸國民が基督教を信奉して以來ユダヤ人を迫害するは、彼等諸國民が一もその建國神話を有せざるに、ユダヤ民族これを有し、而もユダヤ民族が國家を有せず、且つその舊約書に依りて救世主出現し、基督教成立して、茲に舊約書に對して世に出でたる新約書あるにも拘はらず、彼等が之を信ぜざるに由來せり。而してこの、外國に於ける唯一の建國神宣を有する舊約書が、如何に我等の古事記、日本書紀に比してその宇宙觀、人類觀に於ける、宗教的、倫理的價値の低級なる事よ！而も謂ゆる文明國民等は、キリストをメシアとして基督教を信奉する限に於いて、その新約書と共にこの舊約書の重要性を失はざらしむる聯絡的必要上、その國々、民族とは關係なき此書を聖書と稱し、無上の寶典として尊重しつゝあり。されど、一方は建國神話を有して而も國家を有せず、他方は國家を有するも遂に建國神話を有せず、従つて共々、その國靈と之に即する民族國家

の歴史的事實を有せざる、ユダヤ民族と歐米諸國民とは禍なる哉！

夫れ、その建國由來の發祥を求めて、之を千二百餘年の成文典籍に見出し得る、神話の我等日本國民は何たる幸福ぞ！そは、一面に於いては、斯かる神話を生める我が民族祖先の偉大性を示し、他面に於いては、之を事實に於いて裏付け來れる國家歴史存すればなり。されば我等日本國民は、我が「古事記」其他を以て、生活史實と合致せる、世界的に比類なき、我等の神州寶典として、絶対に尊重する處なり。但し、この兩書とも、我が神州民族史實生成の途上、たまく他より混入し附加されたものとして見るべき分子、尠からず含蓄す。而も其等の分子たるや、餘り重要ならず、否寧ろ他の樞要基本と矛盾するものたるにも拘はらず、却つて叙述の詳細を以てせらる。例へば、伊弉冉命が死して冥府の國へ赴き、伊弉諾命が之を慕ふて追ひ行き、やがて歸り來りて云々の、その前後の叙述の如き、明らかに、あらずもがな、無くてこそ然るべき混入分子と見らる。——之あるが爲め、愚かにも穢れ云々の准罪論を爲す者あり、あるまじき宗教、みそぎ教など生み出さる。——其他巨細列擧すべきもの、二三にして盡きざるなり。されば我等は、その明らかに混入分子として認められ、而して明らかに前諸條に於ける皇國の生命、皇民の意識と矛盾する處のものは、之を我等各自の眞摯熾烈なる尊皇愛國心に照し見て、當然その解釋を自由にし或は以て信仰外に保留し置くを要す。

跋 上即神—神即上—皇國獨特の民族的抱懷

民族的固有生命に於ける我が日本思想に於いては、上が即ち神であり、神とは是れ上に外ならないのである。そして這の思想は、之に即する一個の歴史的事實と相俟つて、その思想の奥に在る生命がこの歴史的事實を構成し、その歴史的事實がこの思想生命を支持しつゝ、双互的交叉關係に於いて保有されて來たのである。

神！ 幽界に於いては過去の我が民族的始祖とし、現界に於いては現實の生ける中心上長者とし、神とは即ち上であつて、この上の外に神は無い——必要とせず、故に持たない、仰がない、従つてそれは無い——とする處の思想、この思想を生み且つ育める生命の、如何に現世界人類の間に在つて超然たる、優秀偉大なるかを思はねばならぬ！ そして、この優秀偉大なる思想、生命を民族的天賦として享有し來れるが故に、必然、こゝにその構成的結實としての、即ち相當に古い過去から、相當に永い過程に於ける、斷絶なき傳統を經由して、發展的に繼承されて來た處の、絶對的家長を中心とする「君民家族國」なる、歴史的不動の大事實を伴はしめ得た事の、又更に如何に有難き民族的天恵なるかを知らねばならぬ！

上即神—神即上！ 日本民族の神——一にして多であり、多にして一であると云ふ神——の、その一元神—あめのみなかなぬしの神は、日本民族の民族的太祖であつて、その顯現延長の諸神は、その一元太祖神から發源し派流せる、日本民族の諸祖族である。日本民族と雖も、古事記、日本紀の書かれた當時は、猶ほ若干、人類共通的弱點に囚はれて、その民族的太祖たる一元神を以て架空の超越神—ゴツト、ダイテイ、天帝、梵天に擬せんとするの傾向に陥り、それが當然、それら古典に於ける表現中に跡を遺して居る。従つてその若干の潜在的不純分子は、特に現代の俗化的に鋭利な外來生命の荼毒を享けた同胞の眼には、寧ろ之をこそ本來の我が純良生命として映じ、上即神の思想を以て却つて中途の墮落的混入生命なるかに觀られ勝ちである。然し乍らそれは、世紀末一時の本末轉倒、純不純の逆轉に外ならない。

爰に於いてか、我が這の「國教」第一條、我々の「一にして多なる神」は改めて、ゴツドに非ず、ダイテイに非ず、過去に於ける民族諸氏祖であり、幽界に於ける諸祖靈である事を、再認識されなければならぬ。神々！ それは悉く我々の祖先達である。勿論、祖先は、之を尊崇し禮拜する。併し、單に之を尊崇し禮拜する事を以て能事とし、之を能事とするが故に、謂ゆる宗教家の存在を許す事となれば、それは優越民族性の墮落であり、崇高なる皇道の低級なる宗教化であつて、斷じて避くべき處

二七〇
である。そして、幽界に於ける神靈としての太祖を首め諸祖先に對する尊崇禮拜の完き道は、只々現實の現津神 天皇に對し奉る、生ける奉仕に於いてのみ在る。宗教は道の生ける奉仕を餘所に、個人的參味の觀念的禮拜を能事とする。されば一見外國的世界共通の神の如くにして、我等が禮拜しつゝ、うる唯一の神も、之を祀るや始めから、天之御中主神では無しに、天照皇太神を以てしたのである。この祭祀は、個人的祈願の祭祀では無くて、民族的奉仕の祭祀である。然り、我が皇道の本義は一切の宗教を否認し、宗教としての十三派神道の存在をも允許せざるを本來とする。

本篇 畢

附 錄
國家社會主義
テアラツシム
排撃論

最悪なる「國家社會主義是認」の傾向

——非國家社會主義者の國家社會主義化を以て好傾向と見るの危険！

——桃色系が権力を握つた舞臺は直ちに純赤色化への序幕舞臺のみ！

一 非國家主義社會黨（無産黨）一派の猫冠り國家主義化

謂ゆる「合法的」社會主義運動團としての二者、即ち日本に於ける無産黨の二分派たる勞農大衆黨及び社會民衆黨の二者中の後者——社會民衆黨が最近に於いて、前者の鵠的レーニン主義に對して標榜し來れる従來の社會民主主義、若しくはカウツキー主義を放棄（？）して、書記長赤松克麿を中心とする近來の動向たる「國家社會主義」の標榜にと轉換を行ひ、又は行はんとする傾向であると云ふ事は、十月中諸新聞の報道した處である。その新聞記事に據れば、社民黨の彼等は曰く「マルクスが共產黨宣言に於いて有名なる『萬國の勞働者團結せよ』と云つた言葉は正しいが、今日世界に獨立の諸國家が存在し、世界の構成分子として國家が單位となり、一國は他國の容喙を許さない。しかも米國の勞働者と日本の勞働者、日本の勞働者と支那の勞働者と云ふが如く、各國に於ける勞働者の間には、その勞

働條件に非常なる差異の存するは事實である。しかも各國の特殊状態は著しく相異つて居る。斯かる状態に在つて、マルクスの言ふが如く直ちに萬國の労働者團結せよと叫んでも、それは現實問題として不可能である。先づ一國の労働條件を向上させ、レベルを上げる事に努むべきで、コムニニストの言ふが如き一足飛びの國際主義は唯だ理想に過ぎぬ。先づ國家主義を確立し、然る後始めて國際主義に進むべきである」と。猶その之を報道した新聞記事の殘餘に曰く「而して國家社會主義の方針は、正確なる國家的對外状態の認識下に、對内的には社會主義的理論の實現を圖るに在りとして、之が爲には先づ労働者、農民、小市民が團結して、ブルジョアを倒すべきであるとして居る。従つて社民黨では、今回の滿蒙問題に關しても、直ちに之を以て帝國主義戦争なりと解釋せず、現在一般大衆の抱懐しつゝある滿蒙に對する要望を考察すると共に、滿蒙問題それ自體の本質を究明し、國家社會主義的立場から本問題に關しての態度を表明せんとして居る。この方針の下に(中略)本部で開かれた中央執行委員會の結果、廿六七日頃(中略)三氏を調査委員として滿洲に派遣する事に決定し、聲明書を發表したが、之は社民黨が新たに「國家社會主義」の旗幟を掲げるに至つた最初の現はれである」と注目されて居る」云々。(昭和六年十月廿二日發行の東京日日新聞II版第二面に於ける「國家社會主義へ・社民黨の轉向・滿洲事態を機會に」と題する記事に據る。)

私は、社會民衆黨の斯うした傾向に就いて、この新聞記事を見る前既に今春以來、傳聞に依つて若干察知して居た。それは先づ來訪者の齎らす報道、次いで大川周明君の「興民新聞」に依つてである。そして既に世人承知の如き過去を有する私に取つては、彼等の抱懐する思想そのもの及び氣分までも略ぼ熟知するので、彼等に於ける今更の斯の「方向轉換」が、單に何の不思議でもないのみならず、又實に些の喜びに値するものでも無く、この新聞記事を見て後も當然、少しも不思議とせず、良い傾向であるなどと云ふ評言を誰に述べた事も無い。私は、以下の叙述に於いて爲す如く、彼等の此の傾向は寧ろ「嗤ふべく」して而も又大いに「警戒を要する」惡傾向である。彼等が今その方向轉換に於いて表明する思想的内容の如き、既に十二三年前の私や高島が抱懐し發表したもの、糟粕に過ぎず、従つて彼等のそれは甚だしく未熟でもあれば、時勢遅れでもあり、殊に當然、より以上の猫冠り——否、少なくとも當時の私とは違つて全くの猫冠り——に外ならない。見よ彼等は、否定すべきマルクスの「萬國の労働者團結せよ」を「正しい」と肯定して居るでは無いか！私は今豫め彼等の斯かる思想及び態度に對する検討を一部分とする本稿の前段に於いて、十二三年前に於ける我々一味の國家社會主義運動、殊に私自身の同運動開始以前に於いて發表した拙劣な言論そのものを、茲に出来るだけ簡潔に紹介する必要のある事を思ふ。

二、日本に於ける國家社會主義運動の起源・私と高島

茲に私は豫め本稿の眼目を述べて置く、私の眞に「警戒すべし」とする對象は、謂ゆる「滿蒙事變を機會」に方向轉換を行ふ彼等社民黨そのものでは無く、彼等今回の方向轉換に表裏する、彼等以外の連中の動きを彼等のそれと一つにして、茲に過去十餘年點滅しつゝ存在して來た國家社會主義の火を燃え舉がらしめ、以てこの國家社會主義に據る日本の社會改造を企てようとする處の、或る似而非日本主義者の一味および之を是認する一般的風潮である。即ち今や殆んど社會改造を云々せざるなき上層智的分子が、一方少數ながら横斷的に擴布された激越な純赤色系思潮の刺戟を蒙るの餘り、縱斷的に無形的集團を爲して桃色化し盡した時、この上層桃色群の似而非日本主義の可燃性に向つて點火せんとする處のもの——國家社會主義是認の思潮的動體——是れ私の我が錦旗會思想及び精神の大動員を以てして排撃を加へ、その撲滅を期する處の對象である。

日本に於ける國家社會主義の運動は、大正八年四月、故高島素之と私を中心として起つたのが嚆矢である。國家の二字を冠せざる普通の社會主義運動は、云ふ迄もなく明治三十五年頃、例の日本社會黨の結社を以て起源とし、由來その雜然たる同志の中に、個人としての國家社會主義信者の存した事

は事實であつて、例へば片山潜の如き、その著しい個人であつたが、而も國家社會主義の運動なるものは、この片山乃至何人に依つても遂に起されはしなかつた。

高島と私とが、北原、茂木、尾崎の徒を加へて、機關紙月刊「國家社會主義」を發行したのが大正八年四月。それが途中一回休刊して、八月號まで四回發行された。その前後約半年が、特に私の能動的に加はつて居た、日本に於ける最初の國家社會主義運動である。やがて私だけはこの仲間から離れ、従つて其後一時の中絶的期間を経て更に、今度は高島を中心に北原、茂木の外、新たに小栗、矢部、其他を同志として、月刊機關紙「局外」又は「急進」を以てする運動が續き、その「急進」時代には神永文三、宮崎市八、石川準十郎、津久井龍雄の諸氏が、凡そ此順序で同運動に加はつた。そしてその「急進」は震災の頃まで續き、纏てその廢刊後は表面の運動は無くなつたが、國家社會主義に據る言論は依然として、高島を中心とする諸君に於いて絶えなかつた。大正十四年、建國祭の始まると同時に生れた建國會の運動に、赤尾敏に慕はれて加入して居た高島も、依然として國家社會主義の主張者であつたが、高島は其後昭和三年十二月の逝去まで、纔かにその名稱を「日本社會主義」と改めた丈の變遷を示したに過ぎず、遂に八九年來一貫して内容的には毫も異動なき國家社會主義者——「資本論」翻譯者たる地位を保持しつゝ、政友會に入つた程の才物——として終つたのである。

前記の月刊「國家社會主義」誌上に、私は當時の未熟な内容を拙劣な表現で數篇發表した。即ち創刊號には「國家社會主義の實行と農工業」及び「危険思想とマルクス所説」を、第二號には「實行された國家社會主義」及び「國家社會主義と教育制度」を、第三號には「國家に躍ぐ人々とエンゲルス説」及び「國家社會主義と國家資本主義」を。そして私は、當時その第三號の廣告に於いて發表した如く、その五月中既に、私の最初の著述「社會主義者になつた激石の猫」に執筆して居り、纏てその九月には、第二の著述「財産奉還論」を書いて居た。この兩著には、私の國家社會主義的思想の如何なるものであつたか、凡そ示してあると同時に、私のその思想又は氣分が如何に高島を始め仲間の連中と差違のあるものであつたかも略ぼ示してあるが、要するに私は、高島と共に國家社會主義の運動を開始したが、之を開始すると同時に、高島を始め一味の連中とは末永く動きを共にして行けないであらう事を、早くもその創刊號當時に於いて感付いたのであつた。それで私は、著書の執筆をいゝ事にして、次第に仲間を離れて彼等とは遠ざかるべき消極の道を進む事とし、その運動本部であり且つ仲間の生活舞臺であつた處の「新實文社」には餘り出勤せず、牛込原町一ノ五八に引込んで、前述の雜誌原稿の如きも多くは郵送したのであつた。かくて同誌最後の第四號には、當時彼等仲間には於ける眞の思想精神とはその根底に於いて差異のある私の思想精神に據る第二の著述に着手した當時なので、遂に一頁の原稿も

書き送らず、同號は私を除く彼等ばかりの原稿で發行され、由來、離れるとも無しに離れて了ひ、遂にその國家社會主義の言論運動もその第四號で中絶の形となつたのであつた。猶その運動は、單に四號の雜誌發行だけでは無く、數回の講演會も開いたのであつたが、私が著述の没頭完成を口實に引込んで以來、その講演會も遂にお流れになつて了つた。茲に必要上、高島の發表した論文の題名を擧げて置く。創刊號には「國家社會主義者の色分け」及び「労働者に國家あらしめよ」の二篇、第二號には資本論の研究、社會主義問答、海外時評、第三號には「労働商品論」の外は研究と時評の二篇、第四號には「過激主義の立場を論ず」及び英短文「マルクス下の日本」外二題全一頁。

三、新團體の成立以前に於いて私の投じた既成團破裂への彈丸

日本に於いて嚆矢とする大正八年に於けるこの國家社會主義運動は、其時突如として起つたものでは無かつた。即ち當時の新聞紙上にも噂され、日本及日本人誌上などでも批評された通り、この新運動には前提として、在來の社會主義者仲間には於ける分裂事件があつた。それは、日本在來の社會主義の巢窟と云はれた處の、堺利彦中心の「實文社」の分裂であつた。そしてこの分裂たるや、先づ露西亞革命に依つて影響された日本社會主義者間の「非國家的」及び「國家的」の隠れたる二分化が遠因であ

り、次いで私の賣文社入社に即する私と高島との提携に基く前記二分化の稍や表面的な對立化が近因であり、最後に全國社會主義者の唯一機關とも云ふべき(而も堺利彦個人經營)の月刊「新社會」誌上に於ける、私の發表論文「君主社會主義の實行を勸む」がその動機を爲して、茲に(その掲載は大正八年二月號)突如として分裂事件が勃發したのであつた。

君主社會主義! これは到底、在來社會主義者中誰あつて、嘘にも口にする處のものでは無かつた。在來と云はず、今日に於いてすら、現に生前の高島素之はおろかその亞流たる誰彼と雖も、猶且つ考へ又は言ふを得ない處のもので、要するに彼等に在つては「日本社會主義」と云ふ名稱に於いてするそれが關の山——其意は「日本的實行方法の社會主義」を出でず——である。果然、賣文社から同號が發送される否や、先づ山崎今朝彌から堺利彦への抗議的書面に依つて物議の端が開かれ、次いで同號の編輯當番だつた高島に對する堺の提言となり、合名會社賣文社の構成三分子たる堺、山川、高島の談議開催となり、遂に賣文社の分裂——之を中心とする社會主義者の非國家派と國家派との對立となつたのである。私は今左に、之を今日の國家社會主義の思想的內容との比較研究的材料として、當時に於ける私の同論文全部を掲載する。(讀者諸士! 願はくは斷じて——今の私が自ら排する其の舊主張内容に迷はされざる様、心して御精讀あらん事を!)

君主社會主義の實行を勸む

……… 福田博士の議論の矛盾を解きながら………

大正八年二月號
「新社會」掲載文

一、二大帝國の破滅と日本 露西亞帝國の瓦解に對しては、まだ幾分か對岸の火災視するを得たかも知れぬが、獨逸帝國の崩壞に接しては、妙からず不安に堪えぬものがあるであらう。我が日本が國策萬般の師表ともして居た獨逸帝國、それが崩壞したのであるから、狼狽もし憂懼もするが當然であらう。然り、その狼狽、その憂懼、固より無理からぬ事ではあるが、さりとて今猶ほ之が爲めに何うやら其の爲す處を知らざるが如き有様なのは、之こそ憂ふべき次第と云はねばならぬ。日本は茲に覺醒一番、向後何國に範を採るべきか、孰れの國是に倣ひ或は參酌すべきか、之を刻下の緊急事項として決定しなければならぬでは無いか。(現註) 今日の私と違つて、我が日本に對する餘所々々しき態度が、その根底に於いて見られる事は蔽ふべくもあるまい。以下、より以上それが見えるに違ひないが、讀者諸士、願はくば過去の私を宥恕せらるゝと同時に、猶この過去に於いてすら私には、他の國家社會主義者とは異なる日本的な思想や氣分の潜んで居た事を見逃さず、之を諸士各自の今日の國家社會主義者に對する批判檢討に資し、以て最近に於ける「國家社會主義好遇の思潮」の排撃に

然し乍らつらく考へるに、露國の瓦解も獨逸の崩壊も、要するに兩國それ／＼從來の國是が行詰まつた結果であつて、それが即ち自然的大勢であるとするれば、此際日本が改めて他の何國かに範を採るに就いては、大に周到の注意を要する處である。そうして例の獨露二大帝國の破滅は、それ自身が大勢の結果であると同時に、又更に大勢を促がす處の原因である。即ち露獨兩國は既に世界の大勢に魁し、更にその大勢をしてより強大ならしめるものである。勢ひは勢ひを加へ以て時めき渡るもの、是れ眼前に見る世界の大勢である。仍で日本が改めて孰れの國是を師表とし、若しくは參酌して、以て自家の方針を樹てるにしても、爰に是非とも閑却すべからざる一事は、その師表とし又は參酌する國が、果して此の世界的大勢に順應せんとしつゝあるや否やをば、豫め究むる事である。この大勢に順應せんとせずして、寧ろ之に逆行せんとするが如き國家には、斷じて與する事が出来ない。巧みに順應して行かんとするものこそ、初めて師表たり伴侶たるを得る。固より其處には、日本自身が先づ世界の大勢に順應して行くと云ふ事が、豫定の條件的事實とされて居なければならぬ。(現註)此處の謂ゆる大勢論は、今の彼等にも必ず力説される處、彼等の生命を爲す處のものであつて、今や多くの人々——當然桃色化する人々——は、この青二才的半可通な世界の大勢云々の理屈を鵜呑にして

盲動する程、それほど脆く出来て居るのである。

二、資本主義榮え、社會主義起る

私の豫て敬意を拂つて居た福田徳三氏は、一月中、東京日日新聞紙上「資本的帝國主義を排す」と題する議論で、一方に獨逸の社會主義の旺盛状態を擧げ、他方に英米の資本主義の振作を説き、以て「來らんとする世界は、資本經濟的侵略主義對社會民主主義、この二つの大なる力が互ひに角逐する舞臺となるであらう」と言はれた。福田氏のこの所説は、先づ向後の世界に於いて資本主義と社會主義の孰れかゞその角逐の結果敗滅するであらうから、各國は宜しくそれ／＼其の孰れかを採用するが可からうとて、二つの見本を提供するものゝ如くである。若し果して然りとすれば、差向き一も二も無く社會主義キライらしい日本の如きは、資本主義を採らうと云ふ事に傾くのが當然である。然し福田氏は同論文の他の處では之と矛盾する議論を吐き、結局、兩主義角逐云々の絶對性を打消して居る。

即ち福田氏は「資本主義にして存する以上は、如何に壓迫しても社會主義は起る。資本主義を採らざる限り、社會主義は具體的の大勢力とはならぬ。獨逸に於いて社會主義が實際的大勢力となつたのは、獨逸に於ける資本主義が然らしめたのである。資本主義の毒が甚だしくなればなるほど、社會主義は加速度的に非常な勢ひを以て發展し來つた」と言ひ、更に又「英米は益々資本主義を充實せしめて

行かうとして居るのであるから、國際聯盟を拵へるなどは無意義に屬する。國際聯盟を拵へるよりは英米が自ら進んで資本主義を捨てた方が宜しい」と論じて居られる。

強ひて福田氏の議論を持出し、殊にその矛盾を解いて之を裏書に供する迄もなく、資本主義（帝國主義）が在れば社會主義が起り、前者が無ければ後者も無い事は、世界の事實に徴しても明らかであり、従つて「社會民主主義が厭なら資本的帝國主義を捨てよ、資本的帝國主義を執る以上は社會民主主義の勃興を免かれぬ」と云ふ結論に達する。そこで我が日本の之に對する取捨如何の問題に移つて、若し日本が獨逸もしくは露西亞の轍を踏まざらんとするならば、その資本的帝國主義を採つて以て之を充實せしむる事を避けねばならぬ。そうして一方益々この資本的帝國主義を充實せしめつゝある英米は、必ず獨逸または露西亞の轍を踏むの運命を有するものと言つて可い。（現註：此處は今の私の見解でも變りなき内容である。）

以上に依つて、日本が他國を師表とし若しくは參考にするに就いての問題は、略ぼ解決し得た事と信ずる。即ち一方に於いて露獨は既に取るに足らず、他方に於いて英米も取る可からざる事が示されて居る。然らば我が日本は如何にすべきか、これ次いで来る必然の問題である。未だ大に充實したものでは無いにしても、資本的帝國主義の國である事に間違の無い日本が、現状を推進する事は勿論、

これを維持する事も、その社會民主主義の勃興を非とする處から、耐ゆべからざる事實であるとすれば、結局現状を打破して以て必然妥當の進路を取る外はあるまい。要するに現状の打破、それが日本の爲すべき第一着手の事業であるが、その打破は同時に、第二着手の創造を豫定してでなければならぬ。そうして日本が世界の氣勢に順應すると云ふ事實は、この新たな建設を豫定しての破壊に依つて實現されるものと言はねばならぬ。（現註：此處の要旨も亦、今の私に於いて猶ほ變らない。但し「變らず」とする此處及び前項の内容は、それ自體が今の私にも是認されると云ふ丈で、しかも今の私がこの内容だけを以ての社會改造基礎論を持すると云ふのでは無い。）

三、社會主義の「民主」と「君主」 茲に私が、打破と云ひ破壊と云ふので、神經過敏な檢閲官などは早速朱線でも引くかも知れないが、然も私は敢て危険な何等の考察も藏して居らず、そこらの役人共よりは百倍も、日本皇民の爲に思ひを焦がして居る者であるから、以下言ひ進める處では、最早やそれ以上朱線を引かれる事は無い筈である。即ち私は今から、恐るべく呪ふべき破壊と、祝すべき迎ふべき破壊とを擧げ、その差別を説き、その後者に屬する破壊を主張しようとして居る。（現註

この論文の掲載された大正八年二月號「新社會」は、私のこの論文の爲に「發賣禁止」となつたのであつた様に記憶する。そして一種の皮肉とも云ふべきは、在來の同志大多數が劃然として、私や乃至は

國家社會主義系に反感を抱くに至つたのは、丁度其筋が睨んだ中心的要旨と同様に、その眼の敵とする點が此處以下の叙述だつたのである。

福田徳三氏は同じ論文で更に次の如く言ふ。「我國が資本的帝國主義を採つて、英米に對抗すると云ふ事は、出来ない相談であり、又斷じて爲すべからざる事である。而して資本的帝國主義に與する事の無い以上は、社會民主主義も毫も恐るゝに足らぬ。」——之は共通り、御尤も至極であるが、續いて同氏の「健全體には反對毒は起らぬ、或は却つて毒が藥となる」と云ふ二句に至つては、尊敬し來れる福田氏ではあるが、博士などと云ふ肩書を持つ人は、ナゼ斯う論理を無視して變な言ひ廻しをするものかと云ふ考へが湧き起る。既記の如く福田氏は豫め、資本主義が無ければ社會主義（共產主義はその別名）が起らぬと云つて置き乍ら、今度は、その前者なく従つて後者なき既定の處へ、突然その無いものが在る如く「毒が却つて藥となる」と言ふ。その「健全體には毒は起らぬ」まではよい、併し「毒が却つて藥になる」に至つては理論的良心に許されない。

然し私は、福田氏の全思想を略ぼ解して居るから、大底は察しがつく。福田氏は慥かに、今私が言はんとする處と共通の考へを持つて居り乍ら、不用意にツイあんな言ひ廻しをされたに違ひない。資本主義が無ければ社會主義も無い。故に毒にも藥にも問題は無い。然し當の社會主義なるものには、

資本主義が頑張つて居る爲に反抗的に起るものと、資本主義が行詰まつて（或は行詰まりを豫想して）分婉的に生れるのと、二様のもがある。前者はその起るや（革命的に）下の方からする。後者はその生るゝや（改新的に）上の方からする。で之は、斯う言つてもよい。「社會主義は一つである、然し資本主義に反抗して起る場合のものは『民主的社會主義』であつて、資本主義が讓歩して現はれる場合のものは『君主的（又は國本的）社會主義』である」と。爰に於いてか例の「破壊」なるものに、恐るべく呪ふべきものと、祝すべく迎ふべきものと、二様のものゝある事が解つて來る。下からする破壊は呪ふべく、上からする破壊は迎ふべし。前者は叛逆であり、後者は御改革である。（中略）日本國民として今日の日本帝國に實現を期圖すべきは、そのボツシブルな處を唯一無上とし、イムボツシブルな處は之を避けての、日本帝國式變革でなければならぬ。若し之を以て不満とし、不平を唱へようとする者があれば、それは要するにコスモポリタンであり、革命主義者である。（現註）上から下からと云ふ思想、そしてその「上から」のものを是とする處、不逞者の仲間だつた當時の私にも既に、今日の私に於ける芽ばえのあつた事が認め得られよう。併し勿論まだくほんの芽ばえで、私自身殆んどそれを無自覺しなかつたのであるから、それは唯だ口で言ひ筆で書くだけで、何等奥深い生命のものでは無く、従つて主張上不徹底であり、何の説明も出來るのでは無かつた。そして是等の議論をする私自

身、大部分ユーモア気分だつたらしく回顧される。だから平気で日本「帝國」などの文字を使ひ、單に「君主的」などと云つて居たのである。だが、既に「君主」と云ふ、そこには今の彼等が「國家」と云ふよりはすつと深く我が日本の板に付き、殆んど無意識にも「國體」に即する或る生命の芽ばえが在つたのである。讀者諸士には宜しく、斯うした點を靜思玩味されん事を望む次第である。)

四、與へよ然らば隨喜せん 私は日本政府から、一般の謂ゆる愚民が受けて居る待遇以上、些の優遇をも蒙つた事は曾て無い。社會主義者であると云ふ理由から、却つて劣遇、酷遇を受けて居る。私自身から敢て妥協的に出た事も、歎願的に出た事も無いセイか、未だ曾て一度でも、何か樂な仕事をして甘い月給を與えられたと云ふ様な覺えも無ければ、白銅貨一つ貰つたタメシも無い。それで私は、政府に對して何の氣兼ね無い。それから又私は、敢て生命に執着も持たず、政府に對する恐怖も無いので、要するに氣兼ね恐怖の爲に言論を差控へる必要も認めず、事實に於いて控え目にした例も曾て無い。故に今私がこれ程の謂ゆる「軟説」を主張するにしても、それは氣兼ね恐怖からでは無く、思想と希望とからである。

私は権力階級の人々に對して、先づ社會主義に注目し、そうして之が採用に努力されん事を望む。民衆の反抗が在つて行はれる社會主義は民主的である、その實現を避けよ。國家が平和裡に齎らす處

の社會主義は君主的、又國本的である、之が實行を圖れ。君主社會主義は民主社會主義と其基礎を異にし、國家を破壊する事なく、皇室を奉戴して以て民衆を隨喜せしめる。そうして、今の時に於いて若し之を實行しなければ、既に福田氏の所説を引照して述べた如く、早晚これに代つて民主社會主義が實現するに至るかも知れぬ。日本國民が如何に従順であつても、又は團結性を缺くと云つても、彼等がその數に於いて多數を占め、庶民階級としての勢力を有する事は、動かすべからざる事實である。彼等が今日の如く教育を普及され、理解力を具へて居る一方、交通機關が発達し、書籍雜誌の豊富な現在に生存する以上、その従順、その優良、その無團結、その無氣力が、今後果して何時まで其儘に在るかは全く疑問である。民衆にして若し十數年以前に於ける如き智識程度に在るのみならず、外國の思想や事情を絶對に知る能はざる境遇に置かれ、そうしてその境遇に何等の不公平を認めず、不満を抱く必要を感じないならば、勿論何の厄介も無い。然し乍ら實際の事實が之に反し、且つこの反する事實を否定する底の事情が醸されないとすれば、日本が民衆の従順と無氣力とを以て樂觀し得ざる事は明らかである。彼等にして若しその與へらるべき筈と信する處のものが與へられず在る事を知り、又その境遇が外國の民衆に比して如何に劣悪なるかを悟つた時、彼等は自から進んでその與へられず在る處のものを奪ひ、その劣悪なる境遇の改善を企圖するに至る無きやは期し難い。何と

なれば 陛下は既に之を與へて居玉ふのに、横領者があると観るからである。(現註) 當時の私は如何に一般の社會主義者のお座なりの、慢性的青二才だつたらう! 見よ、日本の民衆は外國の民衆よりも、その境遇が劣悪であると、信じて居たと云ふよりは、唯々その非皇民意識と無智とから、また其頃の私は、駄叫びをして居たのである事を! 併しそれでも猶ほ此處に著しい點は、今も昔も社會主義者(共產主義者)の誰もが口にせず、念頭に無い處の、即ち 陛下の御名を出した事である。のみならず、それ位であるから、當時から既に私は、ブルジョア及びプロレタリアの文字を使はなかつた。そして此處にも在る様に、ブルジョアの代りに「横領者」の文字を使ひ、プロレタリアと云はずに「庶民」階級と云つたのである。)

三、陛下の赤子を虐待するは何者 私は今日如何に日本の庶民階級が難澁をして居るか云ふ事實を指摘し、君主社會主義を實行せざる可からざる第一の事情を悉知せんが爲に、鈴木梅四郎氏が其著「皇室社會新政」に列擧せる、信憑すべき精密な調査に基く一部の數字を拜借する。今、日本國民全戸數の約八割八分は極貧者であつて、之には謂ゆる中等階級なるものが加へられて居るが、云はば庶民階級と稱せらるべき最大多數者階級である。然るに此の八割八分に該當する庶民階級は、その反對に最も少數なる富者階級の國費負擔が僅かに三分一厘に過ぎないのに對して、實に九割六分九厘

の驚くべき負擔を爲して居る。次に帝國軍隊と壯丁との調査を見るに、富豪の子弟の割合が僅かに三厘に過ぎないのに對して、庶民の子弟は殘る九割九分七厘の大多數を占めて居る。即ち九割六分九厘の巨大なる國費負擔を爲して居る處の庶民階級は、又實に九割九分七厘の驚くべき謂ゆる血稅負擔を以て、日本國家に貢獻して居るのである。

然るに此の極少數者富有階級と大多數たる庶民階級との兩者に對して、政府が現行の施設を以てして、それ〴〵如何なる恩恵を與へて居るか。之を日本で今最も經費の多い文部省の事業に徴して見るに、その高等教育費だけでも全省費の百分の六十を占め、文部省の歳出が他省に比較して多大なる所以に實に茲に在ると云はれて居る(警察費は百分の六強、土木費は百分の十弱、衛生及病院費は百分の七強、勸業費は百分の三強、府縣債費は百分の九強なるに對して、教育費は百分の二十五強である)のだが、結局、八割八分と云ふ大多數を占むる庶民階級は、教育に於いて國家の恩恵を受くる事、極少數富者階級よりも百分の二十だけ劣少なのである。一割二分の少數者が六割の恩恵を蒙るのに、八割八分の多數民が四割の恩恵しか蒙らぬとは、言語同斷、沙汰の限りでは無いか。教育に關しては、今一つの事實がある。大正三年の調査に依ると、授業料を徴收して居る小學校の數が全國に涉つて九百二十校に達する。其内、尋常小學校が六百九十校、尋常高等小學校が二百三十校である。全國

の官公立小學校の總數は二萬五千四百七校であるが、兎も角も授業料は之を「免除する」を至當としてその原則を精神的に謳ひ出して居る文部省が、消極的規定たる「徴收する事を得」とあるを楯に、九百二十校に於いて授業料を徴收しつゝあるとは何たる事か。中學校以上は俗に中産階級以上の子弟が教育を受ける所と見て、その授業料(月謝)徴收は當然だとしても、小學校は謂ゆる義務教育であつて、庶民の子弟が悉く入學する處。故に免除すべきを本來として之を規定し置く以上、斷然その徴收を廢止すべきに拘はらず、強ひて一項數文字の例外的規定をいゝ事にして、大多數の父兄たる庶民を苦しめて居るのである。(現註)今日では既に授業料徴收が全廢されて居るか何うか、恐らくはまだ全廢されては居まい。猶ほ此次數行、選舉權に關する叙述があるけれども、既に謂ゆる普通選舉制が布かれた今日とて、その數行採録を省略する。

以上、孰れより見るも、日本政府の現行施設は 陛下の赤子の大多數、即ち八割八分の庶民に對しては、甚だ多く且つ重い負擔を強ひ、而も極めて微々たる恩惠を與へて居るに過ぎず、之に反して極少數一割二分に對しては、甚だ輕少の負擔に留め、而も頗る多大の恩惠を與へて居るもので、その如何に彼等多數を占むる庶民階級が、その貧困憫然たる窮境に生存しつゝあるかは察知するに餘りあるであらう。(現註)此處も亦今の私にして猶、正論なりとする。併し、單に此處の正論、是等の指摘

だけで甘んずる程なら、今の普通社會主義者(共產主義者)は勿論、國家社會主義者の立場と異なる處は無く、又、例の「興民」を振り廻す似而非日本主義者と撰ぶ處は無い。民は興さねばならぬ。だが、民を興す其事だけであつては相成らず、興民を先決とする思想精神であつても相成らぬ。其事だけを至上として力説し、乃至は其事を先決とする「興民主義者」は、たとひ如何に日本的または國家的な標榜を掲げやうとも、悉く有意無意の猫冠り不逞漢である。

六、社會政策は勞して効なし 斯くの如くにして、我が現行施設(資本的帝國主義に基く制度)の改革を要する事は、既に一般人士の認むる處であるが、茲に重要とするのは、その改革の主義方針の如何と云ふ問題である。

歐洲戰亂とその副産物たる露獨革命とを原因として時めくに至つた現今の時代思潮、即ち世界的大勢に促がされて、我國朝野の人士は等しく現行施設の改革を必要として、頻りに之を論策し主張するに至つた。朝に在つては前内閣以來の社會政策的施設。其他。野に在つては普通選舉の要求、其他。いづれも海外の形勢または思潮の急なるを見て、周章狼狽の氣味あるは免かれないが、兎も角も現在の政治施設に變革を希望し進展を要求する處のものたるは争へない。

然し乍ら熟慮するに、今や世界の形勢も、日本國內の思潮乃至事情も、決して斯くの如き一局部の

改設、一方面の變制を以て満足し、安立するを得ざるものがある。朝野人士の唱道し企劃しつゝある處のものは、一局部、一部面のそれと云ふよりは寧ろ問題の根本に觸れざる、末葉のそれと云ふべきもので、極めて不徹底な目的と希望とから生れて居るに過ぎない。その唱道に係り企劃に屬する變制改設は、之を概括して社會政策(又は社會政策的施設)と稱する事は出来よう。然し乍ら謂ゆる社會政策なるものは、現在の社會制度、經濟組織の根底に對して、一手だに染めざるものである。従つて之を以て世界の大勢に順應し、以て多數國民の生活を改善し、新たに帝國を泰山の安きに置き得る所以では無く、忽ちにして四方八方より種々なる難問題が續出して、其等の謂ゆる改設新制の遂に勞して効なかりし事を發見するに至るであらう。

勿論社會政策も、之を普く各方面に涉つて充分徹底せしむる時は、現在の惡制度根本の改革ともなるであらう。然し乍ら其の場合は最早や社會政策と云はるべきものでは無くて、それは既に社會主義の實施を意味するものである。従つて單なる社會政策なるものは、之を徹底せしめて社會主義の實施を意味する程度にまで到達せしめない限り、現在の社會制度、經濟組織、即ち現に日本帝國を惱まして居て纏て之に致命傷を與へる處の原因に對しては、何等の効力をも有するものではない。されば謂ゆる社會政策は、爲政者が表面を糊塗して一時の纏縫に供するのみ、眞に國家の前途を憂ふる者が、

永遠の大策として採るべき性質のものではない。私は斷じて社會政策に反對すると同時に、社會主義の實行を主張するものである。そうして其の實行さるべき社會主義は、即ち國本に基き、天皇の御名に依りて爲さるゝが故に、之を「君主社會主義」と稱すべく、或は國本、帝國、皇民、皇室中心などの冠詞を附するも可、要するにステート・ソシアリズムである。(現註)今の私から見ると、何と云ふ不徹底であつたらう。その不徹底の中樞は、その國本、帝國、皇民、皇室中心などの冠詞を云々して、遂にステート・ソシアリズムであると摘要したのみで、我が君主の「御改革」たる本質を表示し得なかつた程の、その、西洋魂を有しマルキシズム乃至バクーニズムを知つて、皇民意識を有せず國體原理に結晶せる日本の潜在固有性を知らざりし凡俗愚劣の私だつた處に在る。)

七、君主社會主義の實行

扱、實行問題に入つて、第一着手に爲さるべきものは、勅令を以て一切の財産(私有)を國家に沒收する事である。尤も之には先づ普通選舉制を實施して、衆議院議員の顔觸を一新し、之に法案の協賛を行はしめた上でも可いが、それよりは直ちに緊急勅令を以て、議會を経ずに實施せらるゝを上乗とする。(二)行ばかり省略(現註)議會を経ずにと云ふ理由に、貴族院の反對の豫想と、貴族院に對する解散の不可能とを擧げたのであつた。その謂ゆる緊急勅令が單に私有財産の沒收にのみ係るものとし、議院制そのものを考へる事なく、而も只その財産的内容だけの

勅令發動を第一着手とした處、誠に以て幼稚、否な非皇民的な私であつた。併し、今も昔も、國家社會主義を唱へる程の者は、普通の社會主義者(共產主義者)と毫末も根本的思想精神上的差異なく、この「財産沒收」を至上とし且つ唯一とするのである。

土地、資本、其他一切の財産を 天皇統轄の下に(現註||何と云ふ精神的不逞、思想的青二才だつたらう!)國有にする。之を最初に斷行した以上は、第二、第三に着手すべき國家の仕事は、易々たるものである。(現註||此處は今特に、思想的にお恥かしい。だが、世の彼等は今も昔も、此考へに外ならぬのだ。)勿論、現在の制度が根本から新たにされるのであるから、面倒と云ふ意味はあらう。併し乍ら其處には、不可能を意味する何等の困難も無い。先づ普通選舉制を實施して帝國議會を改造する。それと同時に貴族院を改制してその權能を衆議院と同等にする。(現註||普通選舉制の既に實施されて居る今日、その實施の必然的結果として無産黨が公認されて存在し、硬派中派軟派の差はあれ等しく社會主義(共產主義)を奉ずる連中が組織するその無産黨から、今や從來の謂ゆる「國際的」ならざる國家社會主義への方向轉換を行ふ一派が發生し、その一派は頓て無産黨の大同團結を策し、又は既成無産黨の内外からの大糾合を策し、その策動は正に効を奏すべく豫想される。此秋、一般國民殊に上層智的分子が之に共鳴を感じる底の桃色群である處へ、彼等がその桃色化せる生命から信用

する處の似而非日本主義者が中心となつて、類を以て集まる似而非日本主義の不逞群を糾合し、斯くして若しも國家社會主義に基く改革が行はれたとする。——今の調子では、行はれる蓋然性が在る。萬一そんな事にでもなつたら、其處はヨリ以上民主的思想氣分の旺盛する——即ち今の桃色以上桃色な日本であつて——従つてヨリ以上、青二才の半可通な「自由」や「平等」の約束される、言ひ換へれば「桃色」が「純赤色」化するに一段と好都合の舞臺である。即ちその出來た國家社會主義の政府を打倒して、純共產黨——而も侵略的猛野心を含む露西亞を祖國と呼ぶ鬼畜等の組織する——が之に取つて代るべく、打つて付けの場面である。噫々!

次に新日本帝國の第一の内閣を組織すべく 天皇の親任に依つて閣員を定める。勿論その大臣は今日より幾名か多いであらう。内閣が成立し、議會が召集されたならば、内閣は凡ゆる新施設に對する法案を造つて議會へ提出し、議會はそれを議決して 天皇の裁可を仰ぐ。(現註||新内閣が法案を造つてなどと云ふ處。ここも特に思想的にお恥かしい。其時になつて始めて諸法案の「作成」をする様では駄目でもあるし、第一、議會制度の信者だつた事が頗るお恥かしい。)

憲法の改制、舊法律の改廢、新法律の制定は、新帝國政府の最も面倒な仕事である。併し乍ら國本は既に定立し、新制度の根本が確立して居るのであるから、それに基いて淀みなく進行し得るであら

う。あとは唯だ時間の問題である。斯くして愈々新制度が完成し、扱その運用期に移れば、今度は舊帝國時代よりも著しく事務が抄取る。何となれば、新制度は舊制度よりも、大に單純だからである。資本主義を支持する爲には、國家は随分と無理な、従つて餘計な法律や規則も必要であつたが、君主社會主義の新日本帝國に在つては、皇室と臣民との間に介在する不合理階級が無いから、從來必要だつた幾多の法律や規則は最早や必要とせぬ。然し斯かる實際的問題に就いては、今から彼れは深く詮議する必要はあるまい。何故なれば、既に國是が改まつて、其處に國政の大本が確立して居り、萬事は之に基いて割出されるからである。(畢)

四、分裂後雜誌「國家社會主義」が出る迄とその資金調達の苦心

前述の如く、私のこの論文が「新社會」二月號(大正八年)に現はれるや否や、忽ちにして同志の間に、有形的には小さい乍ら無形的には頗る大きい分裂への、物議が沸騰したのである。私のこの論文の如きは、本來なら到底「新社會」などに掲載さるべくも無く、又他に掲載されさうな機關紙も無く、要するに單なる國家社會主義ですらまだ一般に論されなかつた當時の同志間に於いて、特に陛下を言ひ皇民の文字を用ゐて、之を君主社會主義として表明するが如き事たるや、到底寸毫も假藉せらる

べき處では無かつた。然るに之が「新社會」に掲載された所以のものは、前述の如く月當番として編輯の任に當つた高島が、豫め私に對して「思ひ切つて君が最近の抱懷を書いて見ないか」と言ひ、且つ私の如何なる内容の原稿をも必ず同號に掲載すると(事後物議を豫期して)の旨を述べたのに由來する。回顧すれば既にそれほど當時の廣義に於ける社會主義者同志間には、超國家、反國家、非國家のインタナショナルリストを(今日と同じく)絶對的多數の大部分とし、而も其中に一部極少數のナショナルイズム社會主義者(明治以來の同志で、特に大正の露西亞革命以來著しくナショナル化して著明だつた同系の二人——私と高島)が在つて、其處に何時かは「分裂」を見なければならぬ情勢が鬱屈して居たのである。尤も私の相棒たる彼れ高島には——此點で若し死者に鞭打つ事になるなら遺憾であり、本意でも無いが——公的な耐久的運動の努力意識が有つたのでは無くて、たとひ若干はそれが有つたに於て、それよりも以上に有つたのは彼自身の私的な勢力扶植慾であつた。實際、間もなく「資本論」の翻譯者として天下に名を爲すに至つた程の彼にして、賣文社中心の全同志間に在り、特に堺の取做し關係が基礎を爲して大杉、山川、荒畑の徒のみ内外に持てて居る事實は、滿身これ才智と覇氣との彼に於いて永く我慢し得る處に非ず、其處へ京都學窓以來の友人で同志だつた私の賣文社入社で「有力な味方」を得、爰に謂ゆる直譯派インタナショナル組を向ふに廻して、ナショナル派の覇を爲す

の時を迎えた譯である。そこで彼は、同志間では變り種の會津産氣骨者だった私に、一流の辯論を以て炊き付ける事しばらくで、私は又その炊き付けられる一面を能く見透かし乍らも、自分は自分で矢張り之に依つて眞生命を發揮すべき時機到來と做し、且つ飽迄も發揮し呉れん覺悟に燃え、可なり崇高な内的勇躍を以て——物議より破裂への成り行きと、その比較的大きかるべき事後の結果とを豫想して——執筆したのであつた。斯くして、果然、事態は豫想の如くに成り行き、頓て古い此の二人と新らしい他の三人との「新賣文社」が、月刊「新社會」と「舊賣文社」とを持つて離れ去つた頭領堺利彦とその多數派とを向ふに廻して、その二月及び三月を置いた翌四月、早くも其處を根城に月刊「國家社會主義」を發行したのであつた。(分裂までの一般機關紙「新社會」は、丁度その前年(大正七年)の晩秋頃から、北原經營、高島編輯として、堺から協議的任命が與へられて居たのであつた。前項に高島當番と書いたのは私の誤記憶だった事を、今その合本を仔細に見て知つた。猶ほ謂ゆる高島の「有力なる味方」としては、この言葉を直接私に對して用ゐた彼自身の内心に於いて、實はこの私よりも寧ろ北原だったであらう。何故なら、高島には北原の如き「實際的手腕」の持主たる才物の方が、ヨリ高く有價值だったに違ひなく、少くとも體験的思想や同志的傳統などで價值ある者は、一時の利用で澤山だったであらうから、と云ふ事も爰に附記して置かねばならぬ。實際此事は其後に於ける種々の事實

に依り、裏書されたのであつた。)

扱、日本に於いて嚆矢たるその國家社會主義運動が、機關紙の發刊に依つて具體的に開始されるに當り、五人の生活費はその「新賣文社」の營業で何うやら得られる事になつたが、運動費——差向き機關紙の發行に就いては、初めは全くゼロであつた。只一つの目當は、或る豫想パトロンの懷中であつた。之は遠く京都府下に居る小富豪で、私と高島とは會て京都學生時代に、富める同志として訪ねた事があり、爾後手紙の往復もし、私は數年間相見なかつたが、高島は近年までチヨイ／＼東京で會つて特に親しい間柄であつた。で、我々の間では忽ちこの候補パトロンが話題に持出され、且つ彼に取纏がれば必ず物になると早くも皮算用をしたのであつた。交渉と云ふ事になつて、私が先づ懇願狀の執筆を任せられた。私は長い手紙を書いた。そして自分の署名の外に、高島にも署名させ、成功を祈りつゝ早速投函した。その結果は兎も角も金千圓を得て、直ちに「國家社會主義」創刊號を世に出す事が出來たのであつたが、この金千圓が手に入る迄の話は、相當意義のあるものなのだ。

五、有難い運動資金千圓とそのウヤムヤな消費

先づ兩人署名の手紙に對して、二月も追々近付きつゝあるのに、幾日待つても返辭が來ず、孤城寡

兵の一同、表面は素破らしい元氣ながら、内心なかく平靜では無かつた。そこで、あれは二月下旬だつたと思ふ、前後順序の記憶は亂れて居るが、兎も角も使者として、北原と茂木とが前後して出向き、直接數願に及んだのであつた。兩名に依る二回往訪の間には、一週間か十日ばかりもあつたらう。先づ孰れも名垂るゝ手腕家兩名の中の一人が行つて一泊の結果、空手で歸つて「近々に上京するから、其時に持参するとの事だ」と報告した。それから、迎もアテにはなるまいと思へた時、次の一人が出掛けて、之も一泊の結果「壹萬圓と吹つ掛けて遣つたが、手軽に承知して、近日中に郵送するとの言明を得て來た」と云つて戻つた。が、一週間が四五日とも待てず且つ待たなかつた一同の間では、先づ高島が「あの男の事だもの、送つてなど來るものか」と云ひ、私は又私で「壹萬圓なんて吹つ掛けちや駄目だ」と云ひ、結局高島の「遠藤君、行つて呉れないか」で、今度は何が何でも然るべき筋道を述べて、然るべき額を握つて來る役目のお鉢が私に廻り、愈々私が急遽出發する事になつた。

向ふ處は京都郊外遠く、山陰鐵道支線の盡きる丹波の奥で、相手は故幸徳秋水の親友とは云へ實業家―某小銀行頭取たる舊酒造家の主人だつた。よくブルジョア／＼と言つて、はした金が出せぬ譯は無いなどと、蔭で氣焰を吐いて居る奴があるようだ。併し、何と云つても手堅く生きて居る實業家で、特にこの相手は本も相當に讀んで居るなかくの要領家だつたし、蓄財の道では抜け目のあるべ

くも見えず、おまけに尋常ならぬ梯子呑の大酒家であつた。私は約十年の久し振りであつた。中江兆民や幸徳の遺筆が飾られた二階座敷で、私が愈々「是非頂戴して行き度くて」參つた旨を述べ、雜誌發行半年間の諸實費として金千圓を懇請した處、快く承知の意を以て「差上げます」とあつたが、どうせ一泊の世話にはならねばならず、あとは四方八方の話で時を移し、やがて酒肴の饗應を受け、石造の五右衛門風呂に浴して寢に就いた。

翌朝になると、當時の飲み手だつた私にもチト饗に過ぐる處の朝酒で、辭退し乍らとう／＼二人で五六本を呑み乾し、時計を見ると正午過ぎて居た。すると主人は、家では甘くない、呑み直しませうと、まア／＼で私を連れ出した。先づ出入の専門料理屋へ案内され、其處で夕方まで酌み交はした。日が暮れかゝる頃、酔ひしれた主人は「さあ出掛けませう」と云ふ。出掛けて家へ行くのかと思ひの外、今度は別の裏田圃を辿つて、藝妓かゝえの旗亭へ連れ込まれた。其處で更に新しい酒肴に面したが、流石の私もこの酒豪には參つて了ひ、更け行く夜を胃袋に異状を感じ乍ら、餉臺の上に盃の模様を描いてお勤めした。歌ひ乍ら、呑み乍ら、偕は三味線をやめさせての膝枕に、うと／＼する容子が見えたので、獨り立たうとすると、眼を見開いて抑へる。では此處へ泊るのかと思ふと左に非ず、私が疊の上に寝よれば起きると云ふ。そこで愈々深夜の二時頃、私は自分の倍もある體量骨格の相

手を引摺る様にして、提灯の女に送られ乍ら同家に歸つた。

翌朝私は早めに起きて、鶯の鳴く綺麗な植込の廣い庭に面して、只一人の奉公人〓四十路の男の進める茶を啜つて居た。餘事に餘事を重ねるが、此家の主婦の留守だった事、従つて右の下男以外には主人が只一人だった事、そして私は、やがて主人が起き出て来てから、その留守だった細君が實は、主人との紛争から二三日前に家出して居る由を聞かされて、其日は早速その細君を近所の家から連れ戻すと云ふ、妙な先方に於いての副使命まで果さなければならなかつたと云ふ事まで、爰に付け加へる事を恕して貰はねばならぬ。結局その副使命を果して、相變らず料理屋から入る馳走に依る晝食兼夜食の饗は、その細君〓元藝妓のお酌で頂戴したのであつた。處が、夜になると、私は又々主人に連れ出されて、今度は別の旗亭に行つた。そして又々前夜の様な事を繰返して、其夜は更に深けて歸宅し、ピン／＼と疼く頭を枕に載せたのであつた。

翌日も、翌日も、翌日も、同じ様な日課で、とう／＼八日目となつた。毎日々々機会を覘つて居たが、いつも酒を突き付けての籠絡(?)に押しまくられては、その機会を奪はれて来た。で、愈々決心した私は、此日の朝(例に依つて十時頃)は、前以て朝酒を斷はり、特に「今日は歸京します」の一語と共に、わざとにするに近い憤慨の調子を見せて、貰へぬならば貰はずとも宜しいと言はねばかりの口裏

で、所期の問題を提言した。すると主人は意外にも「では差上げます」と言つたが、それに就いても云つた様な調子で、直ぐ又酒を命じた。そして、最後の危険を感じて不安の極に馴れた私の眼に怪しくも、主人は下男を呼び乍ら手紙を書き始めた。書き終るとそれを状函に入れて、下男に「銀行へ行つて来い」と渡した。男は出て行つた。間もなく歸つて来て主人に状函を渡すと、主人は其中から――私がチラと實物の姿を見た瞬間の感じは全く異例のものであつた――小口の揃つた百圓紙幣の復數を取出して、特に封筒に入れ替へ、それを私の前へ出して呉れた。私は丁重に頭を下げて受取り、其手で中身を出して數へて見ると――あんな風に籠絡的だった人の遣り口に、最後の籠絡(と云つては今にして猶ほ相濟まないのだが)を氣支つて――それは、本當に瞬間でも疑つたのは相濟ない事に、ちやんと十枚あるのであつた。「有難う御座います！」

ブルヂョアから「ふんだくる」などと言ひ、當然の「略奪」だのとほざいて、新式な乞食と泥棒のチャンボンで世を渡り、而も主義者づら、運動者づら、幹部づらをして居る者が、中央は愚か地方にさへザラに在る様になつた今日では、その千圓なんか有難いとも何とも思つて貰へぬかも知れない。又實際、それから少し後では、例の「手腕家」が二人も揃つて居る我が「國家社會主義の同志」諸君だったから、これ位のは「はした金」だった。が、私自身に取つては、今顧みて見ても肩の凝る様な感じが

湧き、又何とも言ひ様の無い有難さであり、いつでも「骨を折つた」の獨語を抑え得ぬのである。

然るに斯の金千圓は、一同の歡喜を以て先づ創刊號の發行に若干供用されたのは事實だったが、四分の三乃至五分の四見當の殘額が何う費されたものか、次號分支拂の時には、それに充當すべく殆んど餘つて居なかつたと云ふ、その事を耳にしたのを記憶する。丁度其頃の私は、歸京するから引込んで處女著に没頭して居たが、時々出版社してそんな容子を聞かされた時から既に「自分は此連中の眞の同志でない」と感じて、由來そのまゝ引込策を講ずるに至り、その趣が又直ちに著述にも現はれたのである。併し、私の頭で尊かつたその千圓が無茶苦茶に消費されたにしても、やがて残つた同志は凹垂れるには及ばなかつた。と云ふのは、北原の腕で開始した出版の高島譯「資本論解説」が忽ち大當りで、ドン／＼金が入つた。但しそれにしては、あの四號雜誌での没落は腑に落ちぬと、世人は言ふであらうが、私が引込んで以來、講演會すら廢めて了つた程の空氣は、忽ち文字通り五六版の素人出版で如何に金が入らうとも、その金で眞面目に「國家社會主義」を續けるなど、云ふ、そんな地味と愚直とに應はしいもので無かつた。私が既に前段で、其後の事實が裏書したと言つたのは此點である。

六、虚偽を曝露せる高島の「國家社會主義の理論的根據」

約十三年後の今、私の机の上には、本稿を綴る爲に豫め物置から取出された處の、七年九月號より八年二月號に至る、前記「新社會」の合本と重なつて、其後の我が同志五名に依る全四號の合本が載つて居る。そして之には特に私が合本の際に現はした處の稱標、即ち「國家社會主義の醜骸」なる九文字が、今も猶ほ私に當時の内的勇躍と共に外的不愉快な思ひ出を起させべく、表紙面に手摺れになつて居る。之から私は、舊同志分裂から新成團運動に至る動機としての、私の前掲論文を紹介したのを繼承して、今度はこの「醜骸」から、特に私と高島との對比的なものを拔萃して、目的の彼岸に到達しようと思ふ。猶ほ此處で特にお知らせするのは、この創刊號も亦、私の書いた論文の一つで、發賣頒布禁止になつた事である。

前述の如く、この創刊號には、高島は「國家社會主義の色分け」及び「労働者に國家あらしめよ」の長短二稿を掲げ、又私は「國家社會主義の實行と農工業」及び「危険思想とマルクス所説」の二篇を發表した。此内で、その思想的内容の對比に好適なのは、高島の後者と私の前者である。高島のそれには更に「國家社會主義の理論的根據」の註標が付き、三頁半に涉つた。私のそれ（特に禁止の的となつたもの）は七頁に涉り、一、緒言―其の目的。二、着手―緊急勅令。三、收用―程度問題。四、農業―自作自收。五、工業―神聖労働。この五項目を有し、此内の第二項は既掲「君主社會主義の實行を勸む」

に於ける第七項(最後)と大約共通の、而もヨリ以上簡單ながら具體的な内容であつた。猶ほ又爰でついでに言つて置く必要があると思ふのは、過去の私は同志の謂ゆる「軟派論者」であり乍ら、比較的多く其筋の禁止を喰つて、それが雑誌に、著書に、舊同志との分裂以後特に著るしかつたのみならず、其急所は常に「具體的方針」叙述の箇所になつたと云ふ事である。即ち「新社會」の論文に於いて然り、更に「國家社會主義」創刊號に於て然り、又更に同年十月の第二著「財産奉還論」に於いて然り。

高島の、労働者に國家あらしめよ——國家社會主義の理論的根據——は、六項に區切られて、その内容は次の如くである。

一、社會黨は國家廢止を希望すると云ふ非難に對して、マルクスは「労働者に國家なし」と言つた。「彼等が始めより有せざる物を取り去る事能はず」と言つた。労働者は國民の多數である。而して人は自己の物を愛す。されば労働者に國家なしと云ふ事は、國民の多數が其の愛せんとする自國を有せすと云ふ事を意味する。國家が國民の多數から孤立すれば、國家は即ち亡びるでは無いか。而も國家の物質的基礎たる經濟力が、生産機關が、少數特權者の掌中に累積し、多數國民が其恩惠より除外されると云ふ状態は、少なくとも其結果に於いて、多數國民から國家を奪つた形になる。國家の滅亡は、放任せられたる資本主義の齎らすべき必然の運命である。——(遠藤評——マルクスの言葉に基く這の

「労働者と國家」關係觀は、當初から私の根本的共鳴を缺く處であつたが、後に間もなく私は斯觀の高島と全然反對に徹底し、今猶ほ然りである。高島はマルクス、エンゲルス、及び其の亞流と共通な、そして又別な、國家に對する謬想——矛盾思想を抱いて居た。労働者は一畝一步の土地も持たない、だから労働者は國家を有せぬ、と云ふ場合の國家と、生産機關または經濟力を、國家の手に收めよ、と云ふ場合の國家と、少なくとも既に爰に二様義の「國家」があるのに、彼は先づそれを混同して居る。一は土地や司配者や被司配者や、被司配者たる國民相互の骨肉知友關係や、民族的傳統や、其他——即ち甲の抽象および具象界である。他は司配機關を中心とする、集中權力體——即ち乙の社會的抽象體系である。労働者がこの後者を持たないとは言へるかも知れないが、而も猶その前者は、たとひ彼等が其處に寸尺の土地だに有せずとするも、猶その民族傳統的條件や、骨肉的生活關係に於いて、謂ゆる「國なき者」では無い。這の「國家」なるものを、歐米其他外在のものにのみ即し、且つ歐羅巴學者在來の國家論に囚はれて、謂ゆる君主、臣民、土地を以て説明される「合宿體」を見るのみで、我が日本^の如き獨特の「家族體」に就いて深く知る處が無くては、眞の「國家」に關する議論は出來ない。高島はそれである。だから彼は「土地を有せず故に國家を有せず」との論理以外、又他の論理を持合せなかつた。従つて彼は、寸尺の土地を有せずとも、猶且つ國家を有するの事實から、燃ゆるが如き愛國心

を發揮し得た處の、皇國軍人を見ても、それは「馬鹿だ」と云ふより外無かつた。これ實は要するに、それほど彼が、思想的には「唯物主義者」又は「經濟史觀者」であり、そして趣味的方面だけで若干日本的だつたが、精神的には「非皇民」であつた事に由るに外ならない。で、批判上の比較對照として彼の所説を擧げる場合、最早この一項を以て足れりとする。何故なれば、要するにそれが樞軸であつて、爾餘の數項に於ける叙述は、たとひ其處に「國體の爲に」の文字があり、又は「愛國の意氣」が示されて居ようとも、取るべき眞義を缺くからである。だが參考までに、次の第二項を示さう。

二、そこで國家の經濟力を、少數特權者から國家の手に引移して、之を國民全體の幸福の爲に運用しよう云ふのが我々の主張である。愛國心は強制すべきものに非ず、自發すべきものである。人は自己の物を愛す。日本國家を實質的に、日本國民全體の共有物たらしめよ。六千萬の日本國民は求めずして眞個純正の愛國者と化するであらう。——（遠藤評）見よ、前項に於ける「人は自己の物を愛す」が此處でも復た謳はれ、力説されて居て、彼れ高島の徹底せる唯物主義の信者である事を！人は自己の「物」を愛すと云ふ、その物が全く「物質」である。土地と云ふ「物件」は有せずとも、労働者にせよ非労働者にせよ、土地以外何等かの「縁據」を有し、何等かの無形的な「わがもの」を有するが故に、皆能く「我が國」と考へ「我が日本」と信じ、且つ現に大多數は之を「愛して居るでは無いか！高

島の眼には、頭には、現實に於ける労働者の「愛國心」は、他から強制されて、然り只々「強制されてのみ」作用し存在するものとして映り、造次にも顛沛にも「自發して居る」ものとは考へられぬらしい。若し愛國心が只々『式』の「物的所有」にのみ依存して實現するものなら、現に一畝一步の土地をも有せざりし高島自身が「僕は愛國心の故に國家社會主義を主張するのだ」と言つたのは虚言であつたとしても、而も同じく寸尺の土地をも有せざる遠藤が猶ほ「愛國心を有し、之に燃えて居る」事實は何に由るのか？ 若し高島をして自己曝露の眞意を以て言はしむれば、「僕の愛國云々も虚偽だから、君のそれも虚偽だらう」とでも言ふか？ 私は言ふ「君の必しも虚偽では無い。たゞ君は自分の理論的惡才に囚はれ、その平凡以下の理智を以て天才的超凡理智なりと己惚れて居るのだ」と。

茲に私は項を改めて、高島にヨリ以上の批評を加へる事に依り、讀者諸士に一層徹底した理解を得て貰はうと思ふ。寸尺の土地をも有せざる労働者に、特に我が日本に於いて見る如く、熾烈なる愛國心の存する所以が遂に高島等のマルクス亞流には説明し得られぬものである事は、既に前述の通りであるが、更に進んで次の問題である。若しマルクスの謂ゆる「労働者に國家なし」云々が、果して事實に即する眞理であり、且つ國民の「愛國心」がその「物質的所有」に基くものであるならば、現に謂ゆる「無一物」の労働者とは反對に「所有物件の豊富」な資本家、少數特權者が、常に驚くべき非愛國者とし

てその無愛國心の事實を曝露しつゝある所以のものは、高島とその利用意識の生命者たるマルクス・ボーイ等は何う説明するか？ マルキシズムを放棄する前にクリスチヤニチーを放棄した私は、我が國體史實に於ける日本生命の前に、その孰れをも輕蔑して居るが、それでも特に此點で、資本論のマルクスと新約書のキリストとを比較して見ると、キリストの方がマルクスよりは上である事を見出す。ヤソ曰く「財の有る處に眼（心）あり」と。富豪特權者に愛國心を缺くのは、彼等の心——全靈が常にその「財」に傾注されて居るからだ。そこへ行くと「無一物」の勞働者の方が、その心の特に囚はれる物を持たないので、之を國の愛に振り向け得る。ヤソの「貧しき者は幸なり」は、強がち其處を指したのでは無いが、應用出來ぬ事も無い。要するに「唯物」も「唯心」も、その偏誤なる事に於いて一つ穴の貉だが、愛國は所有物件に基かざる事實に於いて、唯心の方が唯物よりも取り得がある。

七、誰よりも日本的だつたに拘はらず猶ほ討たるべき私の内容

繰返して言ふ如く、高島とは違つて居たにしても、過去は即ち過去であつた丈に、私と雖も頗る成つて居なかつた。併し猶ほそれでも、既にその成つて居なかつた過去に於ける私の、その「國家社會主義」主張にすら——極力第三者の立場に立つて公平に之を見る——猶且つ若干日本的な、國の子らし

い、見るべきものゝ有つた事を、私は敢て高言する者である。

前記創刊號に於ける「國家社會主義の實行と農工業」第一項、緒言——其の目的に於いて、私は次の如く書いた。「我々の主張する國家社會主義の目的とする處は、之を一言にして盡せば、戦慄すべき血と火の革命を避け、凄慘なる犠牲を拂ふ愚を撰ばずして、方に行詰まり居る處の資本主義の社會制度を撤廢して、唯一の救済道たる社會主義の理想を實現すべく、主權者たる 天皇の大權發動に依り、國本の大義に基き、之を國家に遂行せしむるに在る。——（現註・自評——今の、大川周明君の旗下に在る國家社會主義者等は既に、過去に於ける私の丁度この邊に髣髴する事を言つて、大分、國の子らしさを示し乍ら、緊急必然視される改革を叫んで居る。それで、謂ゆる「時代に目覺めたつもり」の國の子的改革論者——其實「國の子の根本的生命を缺く」改革的隼人等は、國家社會主義なる哉！——と感じて、今や滔々これに走らんとしつゝある。危い哉、日本！——即ち國家が國家それ自身の爲に、君民の間を乖離して國家を危殆に導きつゝある中間階級の專横を排除し去り、君民一體の國家てふ國家主義の擴充を齎らさんが爲に、非國家的な凡ゆる革命思想の充満せざるに先立ち、一切の社會問題を解決する唯一の法案たる社會主義を實行する、是れ我々の抱懷する國家社會主義の目的である。——（現註・自評——一切の社會問題を解決する唯一の法案たる「社會主義」！ 危い哉、火急至極なる哉！

國體原理幾百年の埋没と、複雑極まる事情裡に悩む國難の現日本！一切の社會問題どころか、經濟部面一つ丈でも、社會主義は解決し得ぬ。私有なし、全公有！それは「社會主義的」だが、そしてそれなら「皇國本來のもの」だか、之を敢て「社會主義」と云ふに留まり、改めて心の底から「皇國本來のもの」國體原理の含蓄なりとして表現し得ぬ處に、根本的の大々の誤謬が在る。それが危険なのである。それを悟らずして差し迫つた國家的變革の題目を前に、その誤謬を急進的に遂行せんす有様なものが、火急至極とする國難なのである。「あゝそれは日本本來のものなのだ。これを社會主義と呼んでも、否な之に有り合せの社會主義てふ名稱を用ゐてもよい。だが、その有り合せ外來もの、名稱を用ゐて居る處には、外來の劣悪な精神生命社會主義とは裏腹な個人主義のうしはぎ生命そのもの迄も付き纏ふ。従つて、我が本來の生命相互的だの、社會的だのと云ふ事よりも、すつと價値的上位にあるまっつろひ生命の體得を妨げる。豫め、その體得なきが爲に斯かる名稱を用ゐて居れるのであつて、用ゐて平氣で居れる程だから猶々の體得が妨げられるのである。我が本來生命は、相互の「相互に」の生命では無くて、相互の「己れが他にまっつろふ」の生命である。單なる「相互意識」の社會主義は、例へば至上題目たる「君民一體」と云ふ事に當嵌めて見ても、君は「民が忠ならば之を慈しむ」べく、民は「君が慈まば之に忠なる」べし、と云ふ非日本生命となる。純皇魂に基く徹底的皇政維新の絶叫者が、右手に共產黨を斬り、左手に國家社會主義を討たざる可からずとするのは、要するに這の根本理に據るのである。」

第二項(着手緊急勅令)に就いては、既記の如くそれは既掲「新社會」に於ける第七項の内容と略ぼ同様なのであるから、爰に繰返して煩縛を辿る必要はあるまい。そして、第三の收用程度問題、第四の農業自作自收、第五の工業神聖労働に至るまで、之を要するに、單に今の私から見ても成つて居ない——併し、今の鵜的マルクス主義者たる國家社會主義の徒等は、これ位に表現しこれ位に組立てるのを以て略ぼ理想とし、それを爲すべく努力して居る様である。が、私は勿論これを抹殺する——のみならず、十三年前の過去に於ける私のものとしても、お恥かしいものだったのである。

八、單に方法論に始終する日本化とその和製小マルクス

以上に於いて私は、日本に於ける國家社會主義運動の發端記述から、若干その歴史的必然性が胚胎する結果の諷示まで試みた事になる。世人は之に對して、併しその若干の批判的敘述の如きは、この運動の濫觴たる十三年前の言動に依れるもの、十三年後の——其間、或る社會、或る時代に於ける數十年分の變遷もが行はれた——今日のもの、現在の國家社會主義とその思想精神は何うか、と反問す

るであらう。私は更に、現在の題材を取つて述べなければならぬ。

現在、自ら名乗る國家社會主義者としては、矢張り故高島のア流諸君である。學究的な處では石川進十郎君、運動上では津久井龍雄君、いづれも三十歳前後の若手である。私はまだ自稱「高島先生の繼承者」たる津久井君の小冊子「國家社會主義問答」は讀んで見ないが、彼が中心で大川周明君を擔ぎ、その謂ゆる「日協」から發行されて居る「興民新聞」に於ける論調、思想、又はその「日協」を支持する側の二三者の言ふ處に徴すれば、其處には依然たる高島式内容が盛られて居るのみならず、寧ろヨリ以上惡化下落せる高島式主張の繼承が認められる。私は先づ、高島が死ぬる年即ち昭和三年の二月に出版された彼の論文集小著「自己を語る」の一卷に依つて、彼が私と共に運動を始めた時から約八年後に、果してどんな進歩乃至退歩、或は停頓を示して居たかを見よう。それに就いては同著の處々に幾多散見されるが、その綜てを綿密に取扱つて居ては限りが無いから、爰には特に近縁の標題「社會主義」及び「翻譯思想」の二隨筆に就いて指摘する。

先づ「日本社會主義」と題して曰く「我々が『西洋かぶれ』の社會主義や勞働運動を冷嘲した當時、耳を掩ふて脇を向いて居たらしい人々の間にも、此頃ボツ／＼日本の社會主義とか、社會主義の日本化とか云ふ言葉が聽え出した。かうなると又ちよつと、チャリを入れて見たくなる。日本の社會主義と

は何か。日本にも昔から社會はあつた。其意味に於いて、日本も社會主義學の對象となり得べきであると言ふ迄もない。けれども、そんな事を殊更、日本の社會主義と云ふには及ぶまい。同じ意味で日本の經濟學や、日本の社會學を喋々したら滑稽だらう。(中略)日本獨特の社會主義學と云ふ意味で無く、單に西洋から消化した社會主義學説を日本の社會に應用すると云ふ程のものなら、さう云ふ日本の社會主義の成立はさして困難な事でも無からう。それは從來でも多少は行はれて居たし、勿論極めて有益な事でもある。翻つて日本獨特の社會主義運動と云ふ事になると、話が太ふん違つて来る。運動は學問と關係あるにしても、學問そのものでは無く、多大の人間味が加はるのであるから、日本の社會主義運動が、普遍的拍出した學說的根據以外に尙、日本人一流の氣分や、國民性を加味し來るべきは論を俟たない。露助かぶれの革命歌や、メリケン輸入の勞働歌では、民衆から忌み嫌はれるばかりだ。我々は、日本人氣分に立脚した運動(社會主義運動)を要求する。氣分は國境と共に特殊のものである。(同著二一六頁乃至二一八頁)

此處から讀者の澄み切つた認識に映じて來るものは、約八年後の高島も猶ほ「西洋かぶれを嫌ふ」だけの和製小マルクス社會主義者であり、その社會主義が國家社會主義であり、日本社會主義である事を、只八歳の齡を加へてチャリ的に言つたに過ぎぬと云ふ事である。西洋かぶれを嫌ふ！それは

在來の私も同様である。併し、此處で見る高島と私との違ふ處は、その「西洋かぶれ」排斥が、單なる「方法論」に始終する(彼)と、そうでは無く根本的に「原理」からする(私)との差異に在る。原理上からすれば、單に「露助かぶれの革命歌」や「メリケン輸入の労働歌」が排斥に値するのでは無く、況んやそれが單に「民衆から忌み嫌はれるだけだ」からでは無く、排斥すべきものは社會主義(及び之を孕む資本主義)そのものであり。理由は「それ以上のもが國體原理に含蓄され、この國體原理を有する本來の日本生命が、外來のそんな名稱も實質も笑殺するから」である。

氣分や國民性を加味させる！之もちよつと聞くと大變結構なやうで、今の世の國家社會主義是認者または共鳴者は、恐らく此の一語で他愛も無く彼等に吸ひ込まれて居るであらう——死んだ瀧美氏を始め當時の大佐某ですら、あれではまだ本物ぢやないなどと言ひ乍らも、要するに這の一語の表現に囚はれて、高島を「建國祭」關係に誘致し、彼をして「明治神宮」の神境を汚させたのだ——が、謂ゆる「加味させる」が、巻物を唾へた鼠以上の大曲者である。日本人の氣分や國民性を社會主義の學說に「加味」させるんぢや無い。そんな學說を超越して遙かに見事な生命の體得者——理智と情操とに於いて純眞にして優秀なる皇國民となつて、結果に於いて見る外相だけが會て「社會主義と云はれたもの」に似た(實質は遙かに上の)それに據る諸制度の實現の爲に、昨日まで「加味させる」と言つて居た主義者

自身が、眞の「氣分や國民性」を發揮するので無ければならぬ。

次に、同著の「翻譯思想」と題する一篇を見よ！高島は言ふ。「近頃、日本主義と云ふものが、大ぶん流行し出したやうである、『翻譯思想』の罵倒が聽える(中略)。日本主義者は翻譯と云へば只で出来るやうに考へて居るらしいが、一行の横文字を日本人に分る日本語に翻譯するのでも、恐らく日本主義の奥義に徹する事よりは餘程困難であらう。」

翻譯の困難を言ふのは可い。だが日本主義を侮蔑するのは自己の非日本的劣惡の曝露である。日本主義と自稱する或る徒輩を輕蔑するは恕す。併し高島の之は日本主義の輕蔑である。高島がこの短文を發表したのは大正十四年で、たしか、山崎今朝彌の「解放」にだったと思ふ。そしてそれは、日本でまだ私以外殆んど「日本主義」を言つた者は無く——明治時代に於ける木村、高山、岩野の諸君に依る「近頃」に屬せぬものは當然問題で無く——又特に、その「翻譯罵倒者」はこの私であつたから、この短文は恐らく私に向けられたものである。で、既に私は創刊當時の「日本思想」歳末號(大正十四年十一月發行)の巻頭に、わざぐ之を相手に「一切文物は外來にして而も獨創——翻譯主義を辯護する破廉恥無智」と題して、簡單に笑殺して置いた。近年の日本が益々急激に非本來的日本化に走つて居ると反比例して、例の「日本主義の確立」發行に次いで「日本思想」發刊以來七年間の私は、日本的に、皇民

的にと進んで居る。その創刊當時の私が試みた「笑殺」であるから、哀れ今日から見ても甚だ成つて居らぬ點があつた。併し私は、七年間の動きに於ける私自身をも批判俎上に提供すべく、先づ高島の前掲のそれに續く言葉を左に抜録して、然る後私のその古い巻頭反駁文を轉載しようと思ふ。

彼は續いて言ふ。「尤も翻譯の難易は別として、翻譯される西洋思想そのものに取り柄が無いとでも云ふのなら格別、西洋思想に基礎づけられない日本思想と云ふものが縦しあつたにした處で、さういふものを土臺、錢を出して買ふ氣になれぬでは無いか。日本人に若し些かでも東洋一の美點があるとすれば、それは知識を弘く世界に求めて、憚る處なく西洋の思想學問を取り入れた處にある。」——
(挿評)「これほど皇國を土足にかける奴を、先生と呼ぶ奴等の國家社會主義！」

稿の之に對する前記巻頭文は、左に示す通りの内容である。

◆翻譯と云ふ仕事は困難なものだ、だから翻譯思想の罵倒は出来ない！と、斯ふ書いた主義者があつた。こいつは、翻譯と翻譯思想とを混同したに過ぎぬが、彼は更に斯う書いた。「西洋思想の上手な翻譯は、日本主義の奥義に達するよりも困難だ」と。そして「西洋思想に基礎づけられない日本思想など、よしや在つても錢を出して買ふ價值はあるまい」とも書きなぐつた。今は日本主義や日本的を云々すべき時でない、翻譯を買つて讀めと云ふのが彼の結論である。

◆世界史とは何か。それは民族史と文明史の兩者を含む。民族の混和と文明の混成！それが世界歴史だ。地中海のお蔭で東西の交通は有史以前早くも數千年の往時に開かれ、文明移植の運動は少くとも今から二千五百年前に始まつたとは、學者の研究に徴して知られる。久しき以前からカルデヤ文化を吸収して居たジャワが、後更にインド文明を消化して、その混淆文化を日本に齎したのは、三千年以前であるが、其頃又別にバクトリアンは、黃海流域に咲かせた支那文化を持つて日本に上陸した。(現註)「これ以下の一句が「成つて居なかつた」事を茲に明記する。即ち「我が「古事記」思想の眞髓がカルデヤ思想と一致して居る事は、新研究者の近頃續々發表する研究で領かれる。」

◆起源を糺して言へば、何處の國の文明でも、眞に個有獨特だと言へず、一切が「外來」である。と同時に、之を消化し攝取せる歴史の長ければ長きほど、その「外來」の一切が各自の「獨特」化する。日本の所有に對して若干東洋輸入と云ふのならまだしも、全部西洋輸入と做すが如き破廉恥無智！この代表本人をば、曾て大木伯の子分に依る雜誌「國粹」は頼もしき國家社會主義者として推稱した。又或る國體博士は彼と肝膽相照し、或る軍人と親分は彼を保護した。併し、斯かる破廉恥無智な非日本人は頓て滅び去るに違ひ無い。(現註)「彼の肉體は後三年にして滅び去り、彼の思想は今その後輩の利用意識に富む方便主義の「日本的」徒等に依つて終焉の一時の返り咲きを見せつゝあり、而も彼の精

九、愛國の美名を冠して「無産者國家の日本」を掲ふもの
神は最初から死んで居たのである！

三二二

九、愛國の美名を冠して「無産者國家の日本」を掲ふもの

以上の八項目に於いて、國家社會主義の、そして特に之を主張する張本的人物の、思想的および精神的内容を、その真髓に即して略ぼ紹介し且つ批評し得たと思ふ。其處には一見臨道に逸れた叙述もあつた。嚆矢たる國家社會主義運動の開始當時に於ける、資金の話の如きそれである。併し私はそれを決して餘分な叙述とは考へない。主義の主張運動者たる人々の裏面的言動を明らかにして、人物の實際を知る事は、延びてその「主義」そのもの、本質を知る事であるからだ。勿論、當の人物が劣等でも、その人物の奉ずる主義は立派なためしがある。併し私は、理論を省いて常識的、直覺的に言ふ。「少くとも、我が皇國と我々皇民とは係はる社會科學的範圍の主張運動に關しては、その主義を究むるに、その主義者、主張者の人物を究めずしては、確たる斷定が得られない」と。眞面目に苦心して手に入れた資金の大半を、遊興の玉代や揚代や部屋代に消費する様な連中、或は之を悪事と考へない様な人間は、少なくとも、我が「日本國家」を左右する如き大言壯語の資格が無い。況んや、實際に於いて、皇室に對し奉る尊崇と奉仕との、何等の表現も示さない連中に於いてをや。遊興の如きは一時的

若氣の至りとも見て、場合に依つては恕すべきである。が、皇國に於いて社會國家を云爲する者に、前述の如き缺點のある事は斷じて赦せない。

そこで問題は、兎も角も「その思想は如何」と云ふ點に歸するが、私が離れて以來の中心者たる故高島素之のそれに就いては既に解決を得た次第である。私はまだ、前記の著書「自己を語る」に於ける他の諸篇、例へば長文の「日本の家族制度」を始め、短文の「建國祭」や「感じて居る事」や「國家論に就いて」などの全文を列挙して、深刻に批判し排撃すべき幾多のものを見て居る。併し既に言つた様に、一々綿密に取扱つて居ては限りが無いから、爰に一轉して今度は、彼の後繼者たる現在に於ける若手連の言論に就いて、豫定紙面の許す限り批評を試みる事とする。そして私は今それらに對して豫め、悉く「方便の日本的」標榜であり、謂ゆるブルジョアを敵として鬭争するプロレタリア意識あつて皇民意識なく、故に唯だ「興民倒閣」を叫んで「尊皇徹底」を念とせざる、非皇國民的愛國思想、和服を着たマルクス・ボーイの雄辯會に外ならぬ、と言つて置く。

大川周明君主宰の謂ゆる「日協」に集まつた故高島の弟子連中は、その機關紙「興民新聞」に於いて、その「日協」同志の奉ずる主義の國家社會主義である事を、直接間接に吹聴して居る。そして、誰の筆に成るか署名は無いが、十月の同紙第八號には、ゴシップ欄や廣告欄に於いて、十月創刊の月刊「日

本社會主義」が「日協」別働隊の機關紙である事を示し、特に「興民新聞」の讀者に「同志をも支持」すべく求めて居るのみならず、特に主張欄に於ける「滿蒙政策の二型」てふ論文は、その註標「ブルジョア本位より無産者本位へ轉換せよ」が既に略ぼ表示して居る如く、彼等の謂ゆる國家社會主義者が實は唯だ「方法」に於いて隠謀共產黨式ではないと云ふだけで、マルキシズム（剩餘價值説と唯物史觀と階級闘争論とを要諦とする）に外ならざる事を——會て勞農黨の徒等が唱へて居たのと違はない事を——遺憾なく曝露して居る。

先づ曰く「滿蒙問題の頂點に達する激化は、大衆の昂奮を超批判的に白熱せしめて、動ともすれば問題に對する根本の認識を曇らせんとする」云々と。然らば如何なるものが曇らざる根本認識か？之を解釋すべく更に曰く「資本家、官僚、一部軍閥等の、資本主義的滿蒙對策に對して、常に愛國無産者としての立場に於いて、獨自の批判と行動とを展開すべきを忘れてはならぬ」と。斯くて次第にその「曇らざる認識」の説明に入り、次の三點を要所として散見せしめて居る。

曰く「滿蒙に於ける日本の權益が、現在の如く支那側に依つて慘々の蹂躪を加へられるに至つた原因は、いろいろ數へられるであらうが、從來我國の滿蒙政策がブルジョアジイ眼前咫尺の利害的照準に依つてのみ樹立せられ、國家及び國民の統一的な名分と利害との基礎付けを缺如して居た事が、その

最大なるものゝ一で無ければならぬ」と。此處に彼等は、彼等の先生高島から「制度と國家は別だ」と教えられたのを忘れて、日本國家即資本主義制度と解した見地に立ち、彼等と雖も亦た直譯マルクス・ボーイに外ならず、現在は何も彼も「ブルジョアジイの利害を照準に」出來て居るものだとして居る。が、少なくとも日本の滿蒙政策は、ブルジョアジイ眼前の利害的照準に依つて「のみ」樹立せられて居はしない。その施設が生む結果に於いて有産階級が多額の剩餘價值を獲得したのは事實であるが、而も無産階級だつて滿蒙政策の恩恵に尠からず浴して居る。若しそれ、日本「國家」の「名分と利害との基礎づけ」に至つては、原則に於いて遺憾なく「充實して居た」のである。その味噲に就いてもクソに就いても、一切がブルジョアとプロレタリアの對立に置かれて在ると考へ且つ言ふ低能ぶり！

曰く「斯く現在の滿蒙の權益は、國民大衆に關聯する處極めて薄く（挿評）「極めて薄く」なら、ゼロで無い事を、矢張り認めて居る譯だ。」従つて之が確保の爲に多くの犠牲を拂ふのは、現前の事例をのみ考慮に入れる時、一見して痴愚の甚だしきものと考へられる。だが我々は、極めて近き將來に於いて、之が崩壊し、プロレタリア大衆の新らしき日本が建設せらるべき必然性を信する。其日の爲に計つて我々は滿蒙の確保を絶対に必要なりと確信すると共に、滿蒙問題をモーメントとして此の變革過程が激成せらるゝ事の見透かしを持つ云々と。此處には矛盾がある。滿蒙の確保は唯だ謂ゆる「其日

の爲に計つて」のみである事を前提し乍ら、斷案に於いて「絶対必要」と言つて居る。矛盾なき眞の「絶対必要」なら、其日の爲を計つてとか、プロレタリアの利害は極めて薄いからとか云ふ理屈を附けず、遮二無二「滿蒙を守るべし」と叫ばねばならぬ。何は兎もあれ、その謂ゆる「プロレタリア大衆の新らしき日本」云々が赦せない。昭和維新と云ひ第二の御一新と云ふ、其處にも「新」の一字があり、御改革は「新しい日本」の到來を意味するや論なし。だがその「新」は、改革前を舊古としての「新」であつて、國體原理に反く突拍子もない「新」では無い。プロレタリア大衆の日本！それはブルジョア階級の日本と同様、國體原理に反く——そしてロシア共産黨が云ふのと同様同質の日本、没落性文明の西洋原理乃至支那原理の日本である。

曰く「斯くして明らかなるが如く、我々は現在の嚴肅化する「滿蒙事變」を前にして、「舉國一致」で之に當れなどと愚劣なる叫びを揚ぐべきで無い」と。之には猶、例の「利害」に依る妄理由の附記があるが、言爰に至つては、滿蒙の「絶対確保」が出鱈目だった事の裏書である。若し「舉國一致」の標語が謂ゆるプロレタリア「大衆」に「俺等に關聯する處が薄いから」と云つて顧みられず、且つ大衆が「之に當る」事をしなかつたら、誰が暴支を制すべく戦つて滿蒙を確保するのか？ 淺薄極まる形式論理法の奴隷として、憐むべきではあるが、馬鹿も休み／＼言へ位では濟まされぬシロモノ共である。

猶その筆を進めて結論に曰く「我々は今回の事變に對して軍部の採れる行動を至當として是認すると共に、此際に於いて従來のブルジョアの滿蒙政策に對するプロレタリア的滿蒙政策の代替を主張し、この主張を實質化せしむる爲に國內に於ける政治權力をブルジョアより奪取する爲の、果敢なる大衆運動が急速に勢力的に展開される事を、目前の急務とすると云ふ持論を、爰でも又繰返して歇まざるものである(終)」と。度し難い哉、マルクス・ボーイ青二才の低能！ 祖國ロシアの賊徒以下大衆黨、社民黨の徒等がそれを言ふのなら、彼等は常々それを叫んで居るのだから構はぬが、苟くも「日本的」標榜を爲す彼等が叫ぶのであるから宥せない。「國內に於ける政治權力をブルジョアより奪取する」！ 壟斷し專擅する事の允されざる「政治」權力を壟斷し專擅する者は、何者と雖も「賊」たるを免かれず、ブルジョア階級が現にそれであるから罪を問はれて居るのでは無いか！ さればその惡の除かれる方法に於いても、除かれた結果に於いても、すべて 上御一人にのみ屬するものである。然るに「ブルジョアから奪取する」とは何事ぞ！ この用語「奪取」のある處、不逞意識の潜む處、非皇魂の漲る處である。

無産者の國家、プロレタリアの日本、それが彼等の的である。錦旗會が體得する本來のもの、即ち一經濟的部面に於ける結果に於いて、共產主義に髣髴して而も本質的に高く深く遙かに之を凌駕する

國體原理制經濟が實現し、經濟的部面以外の一切に於いて世界的憧憬の的たるべき君民家族國日本の本來に復歸すべき所以は、單なる方便や標榜の似て而して全く非なる不逞日本主義者、國家社會主義の徒には、昭和六年末の今は猶ほ全く知られざる次第なるを悲しむ。

十、國家社會主義の成效はケレンスキー時代の出現

口に「愛國的」を言ひ、筆に「日本的」を用ふる者の、忽ちにして買ひ被られる時代！ 資本主義の否定は既に純正日本主義に於ける不動の原理なればとて、日本の狸をきめ、愛國的の猫を冠る日中のミミツク、國家社會主義が是認され、私心に始終する日和見以外に念慮なき政黨官吏等は勿論、社會的改革の必然性をのみ認識して純皇民意識を有せざる一部の軍人、國學者、神道家、浪人、記者、乃至番頭の無責任な實業家や素町人まで、滔々として之に傾かんとする時代！ 見よ、社會民衆黨が從來の非國家的民主社會主義を放棄(?)して、滿蒙問題をチャンスに國家社會主義化したりとて、之を喜ばしとする者の勢からざる事を！ あゝ皇國は今や、外の世界的大舉壓迫よりも、内の這の本來性滅却に於いて危機に瀕す。

國家社會主義者の主張運動、それ自體は問題で無い。上層者の國家社會主義、是認が大問題である。思

へ、民政黨が既に桃色であり、桃色なるが故に准赤色の社民黨(兩者は間もなく合同する)幹部と氣脈を通じて居るのであるが、此際上層者が滔々として彼等の日和を見ての本領發揮に據る「國家社會主義」を是認する時——そして改造の必要が眼前に迫り居る時——果して如何なる結果を來たし、如何なる成り行きを呈すべきかを！ 若槻内閣の將に退かんとする時、既に謂ゆる憲政常道論(實は政黨至上觀の妄想)に依る政友派の政黨内閣てふ聲も時勢に適せずして聞えず、さればとて既型の右翼的超然内閣も(主として前科者多きが故に)成立覺束なしとせば、爰に出現の可能性或は蓋然性を有するものは、新型の左翼的聯立性超然内閣であらう。(實際に於いては、一時的腰掛の、現藏相井上内閣や、雁首と幹部を替へての政友會内閣や、又は政民協力内閣、或は豫想外の謂ゆる右翼的超然内閣なども出來ぬでは無からうが、それは腰掛的なるが故に別問題として)扱その左翼的聯合内閣が出來たら、果して如何なる成り行きを齎すべきか？ 讀者諸君、この蓋然的假想場面を凝視せよ！

既に挿評中に述べた如く、斯かる桃色および准赤色の聯立性内閣には、一方に於いてはその日頃の聲明に於いて、又は特に出現に臨んでの發表のみならずその實際的施策に於いて、社會に對する少なからず桃色乃至准赤色の實現的約束があり、且つ着々としての實行があるべき事疑ひない。言ひ換えれば、國民に對して現代人が魅力を感じる皇國破壊の「民主的自由平等化」を約束し、且つその約束を

着々實行して、例へば樞密院の廢止、治安維持法の撤廢、陸海軍大臣の文官制、ストライキの是認、其他等々諸種の實行を爲すに違ひない。而して其間に、或はヨリ以上の事々今我々として口にし得ない、畏れ多い事まで遣りかねまい。然るに他方に於いては、この桃色および准赤色の敵たる地位に在る純赤色が、敵ではあるが其等の新政策に恵まれて、自分等の壁一重に在る獲物を覘つて居る。私は敢て「恵まれて」と云ふ、然り彼等には多大の「恵み」である。樞密院が無い、陸海軍大臣が中野正剛や清瀬一郎だ、治安維持法が無い、ストライキ自由だ、と云ふ場面、それは單に國內の「純赤色」動物に取つて好都合であるのみならず、東洋を狙ふが故に日本をやつたいたい國外の白猛獸に取つてベスト・チャンス——此上もなく有難い場面である。

あの「多數派」を背景として立つた嚴丈至極だつた筈のケレンスキー内閣が、少數派レーニンに依つて永久的に破壊し去られた——十餘年後の今日、白衛軍がドンナ有様であるかを思へ！實に易しくそして根こそぎ潰された——のは、時の露西亞が既に純赤化に好都合な桃色の舞臺だつたからである。例へばケレンスキーが本來の自由主義と時勢迎合的方針から死刑廢止を斷行した如き、實際的場面に於ける純赤化への轉換を患んだ條件の小さな一つであつたらう。

不純な「似せもの」である事を意識し或は意識せざる似而非日本主義の上層大衆——即ち國體原理の

蕩奥を體得せず、従つて皇民意識なく、尊皇心を缺き、只々改革意識にのみ燃ゆる、趣味的氣分と方法論に於てのみ「日本的」傾向を信じ且つ愛する大多數上層者輩——は、愚劣にも言ふであらう。「我輩にはお前の言ふ様な憂へは無い。我輩が立てば決して「民主的自由平等化」の約束や實行などはせぬ。従つて純赤色に乗ぜらるゝ様なへまは無い」と。併しそれは單なる言擧げに過ぎぬ。國體原理の體得を缺く單なる改革主張者の、字頂天な駄辯、乃至は、腹黒な瞞着である。

繰返して言ふ、國家社會主義の鵠的思想は勿論、彼等主義者の主張運動も、それ自體は先づ問題で無い。然し乍ら現日本の社會的上層、特に分別盛りの佐官級軍人などが、這の國家社會主義を是認し、呷々滔々としてその主張運動者の策動に捲き込まれ、萬が一にも大それた迂濶をやりかねまじき事、それが言語に絶する危急を孕む重大問題である。かの純赤色共產黨の隱謀的危険の如き、危険は即ち危険だが、その危険が危険として悉知されて居る處に、又寧ろ非危険を以て見る事の出来る所以在る。それは當面の火であつて、毫も人々の用心を閑却せしめない。然し乍ら未だ火とならない煙、否な煙とさへ見えない或るもの——人々をして忌避し嫌惡せしめるよりは、却つて之を隨喜し歡迎せしめる處の、間接的極度の惡化への、従つて救ふべからざる可燃的害毒要素を容るゝの危険——是れ國家社會主義是認の現思潮である。(學二六・一一八)

如何なる美形容冠稱の社會主義と雖も

皆非なり

——國家・日本・皇室云々等・一切の社會主義(別名共產主義)皆非なり——

一、桃色内閣の出現を待つ赤色賊

別稿五十九頁に渉る「最悪なる『國家社會主義』是認の傾向」は、印刷所との期日の約束に依り、書き上がった丈を纏め／＼して、三四回に渉り、すべて讀んでも見ずに原稿を急送した。そして後、自らその書いた全内容を顧みるのに、まだ／＼言ひ足らなかつた重要な事がある。自分の切つても切れなない關係にあつた此の主義運動の起りや歴史を書き込んだので、紙數は意外に多くなつたが、それだけに、その多い紙數でも猶ほ言ひ足りなかつたのだ。即ちこの長文を以てして世人に懨えなければならぬ事柄の重要點を缺き、及び諸事項に就いての説明的叙述が足らなかつた。今私は特に他の豫定記事を割愛して、茲に改めて本題に依り、その補充をしようと思ふ。之でも足らぬ處は、別號を以て完全

を期する。

断片的に述べる事を諒として戴く。先づ謂ゆる「純赤色」系隱謀國賊團——ロシヤの手先共產黨に就いて言ははねばならぬ。今や恐らくは彼等みづから、又は上海の支部乃至モスクワの本部員も左様に考へ付いて居るであらうし、假にそれを彼等自身が考へ付かないでも、彼等に依る日本の共產主義革命——ソヴェート聯邦への略取——目的貫徹は、此上の手段として、唯だ「彼等に都合の好き環境の出現と機會の到來を待ち——勿論その出現と到來との促進に最善の努力を注ぎつゝ——そして一舉にして乗り取る」事——手段は唯だ這の一つ、道は唯だ斯の一條路に盡きて居るのである。即ち、今も猶ほ從來の隱謀的な常套手段は放棄せず、之を最能率主義を以て續行する事を竭めたくはあるまいが、それを以ての彼等にとつてさん／＼に手を焼かされた日本であり、約滿八ヶ年に於いて「勞多くして効少なし」氣味の結果を與へられて來た日本なるが故に!

ではその出現と到來とを待つ環境と機會とは如何? それは彼等純赤色に對する桃色政府、准赤色内閣の出現と、その或る種類、或る範圍に於ける政策實行の機會到來と——即ちレーニンに取つてのケレンスキーの出場に外ならない。

「おい、有難いぞ、日本もいよく國家社會主義化して來た! 共產黨だけは飽迄も撲滅だ、併し

二、國家社會主義の公認は共產革命への捷徑

三三四

それに就けても資本主義は葬らざるを得ないから、國權を以て國家社會主義を實行するんだと、少し頭のある各省官吏は固より、宮中の誰れ彼れ迄も言つてゐるさうだ。民政黨が濃厚なる桃色黨で、大衆、社民の兩黨と氣脈を通じ、桃色衆愚の受けが良いので、隠謀策士等をフンダンに有する政友會も野に在つて大分桃色化した。そこで今に屹度、お題目の舉國一致で「政民聯合」内閣が出来たり、其他壽命の短かい内閣がチヨイ／＼出来て居る間に、どれかその反共產と云ふ外形を喜ぶお芽出たい、國家社會主義を遣つてのける。其時だ、俺達の腕を揮ふのは！ 臥薪嘗炭、今二三年！」と。これが赤賊共產黨一味の者の叫びで無ければならぬ。

二、國家社會主義の公認は共產革命への捷徑

次に謂ゆる國家社會主義そのもの、非なる事を明識しなければならぬ。それは別稿長文に於ける直接乃至間接の指摘で略ぼ盡きては居るが、茲にその急所を常識的に約言しよう。要するにその非は、その猶冠りマルクス主義なるに在る。世人は能くその「國際的」に對する「國家的」の相違と云ふ事で瞞されるが、その「相違」は全然錯覺である。全體、マルクス主義は、何等かの「國家」無しには、即ち或種の「中央集權」無しには、行はるべくも無いのである。だから過去に私等が「國家社會主義」を唱へ出

した時、例の街學的ながら確かに該博な故福田博士に「うなぎの天麩糰だ」と笑はれたもので、マルキシズムは國家と離れず、現に露西亞もベトナム乍らプロレタリア「國家」である。でも、現に奴等は國際主義を高調し、之に對して一方は國家主義を標榜するでは無いかと誰かが云ふのなら、それは單に「運動上の氣勢」に過ぎぬ、本氣で資本論を始め要書を調べて見よと私は答へる。別稿で明記した通り、剩餘價值説、唯物史觀、階級闘争論の三要素は、この猶冠りが皆持つて居る。

でも、でもと、まだ浮ばれずに、兎や角の文句を列べる者は、頭の悪いひねくれ者に外ならない。大川周明君の率ゆる高島亞流者の「非國際的」乃至「日本的」社會主義も、共產黨隱謀事件裁判の平田檢事が某所で希望的に言つたと云ふ「皇室」共產主義も、其他如何なる美形容冠稱を用ゐても、要するに國家社會主義の公認は共產革命への捷徑である。(同前)

少壯士官諸君に寄する文

□昭和六年歳末號「日本思想」誌上公表□

別稿「最悪なる國家社會主義是認の傾向」及び「如何なる冠稱の社會主義も非なり」の二篇は、特に剴切に諸君を自當に叙せるものに御座候。願はくば諸君、過去の可なり有力なる經驗に依りて、體得を

積める小生の表現をば、ワットに對する鐵瓶の湯氣として、諸君の思想的及び精神的發明に資し、之に依り諸君の御奉公努力が純皇國性眞結果を擧げ得ん事を！

夫れ輕學盲動は、少なくとも其の當時その輕學者、盲動者に依つて、それが輕學盲動なりとして悟らるゝ事は、絶えて無之事に存候。今、青壯士官諸君の或る行動が、全く愛國的至誠より出でたりとするも、萬一不成功に終らば、その結果や如何？ 軍人一部諸君の爲に、軍部と政府は勿論、軍部と爾餘の階級的有力者全般との反目乖離を生じ、庶民又或は軍部呪詛に至らざるを保せず。對外關係大逼迫の今日、皇國を内より救はんとする初一念に、皇國が外より侵さるゝ事に依りて、蹂躪し去らるべき事、火を視るよりも炳に候。況んやその初一念の思想的內容が、時空錯誤の批判濟み沒落性外來糟粕にして、原理的に日本の板に附かざるものたるに於いてをや。

日本全國民は 陛下の赤子、日本國全物件、全權能、形而上形而下の有りと有らゆるもの皆 陛下の御もの也。欽定の形式を踏める現行「憲法」は、舶來ものゝお里争はれず、原則として 天皇は餘す處なき全統治者にて在ます所以を謳ひ乍ら、一方矛盾にも別にその統帥、條約等の大權を記す。茲に根本的禍根あり、今や謂ゆる「錦旗革命」も亦、只々 陛下の御業たるの根本義忘却さる。

青壯士官諸君、諸君にして若し謂ゆる錦旗革命に就き「俺が」乃至「俺達が」の意識を有し、之に立脚

して以て、諸君自身が「愛國」乃至「奉公」の至誠を自信せんか、开は大なる錯覺のみ。而して开は、上御一人 陛下の日本をば、ブルヂョアの手よりプロレタリアの手に移さんとする、マルクス主義の鵠的なる諸分派の一―國家社會主義に囚はれ、その囚はれ居るを自覺し得ざる淺薄の結果のみ！

青壯士官諸君、徹底維新即徹底復固の原理を體得し、願はくば小生と共に、昭和の今度こそは必ずその御改革をして御改革たらしむべく、まつるはれん事を！ 即ち本來の 陛下の日本をその本來に復歸せしめ玉ふ御業に貢献すべく生死を共にされん事を！

極右系の激發は極左系處分の寛大から

——この一篇を特に我が司法官、又特に平田検事、

而して謂ゆる白色テロの關心者諸士に贈る——

今度の血盟組の指導者及びその思想的全系統者に對して、私は飽迄も「眞の右翼に非ず」と主張し、従つて之を「謂ゆる極右系」と呼ぶ事を止めない。言ふ迄も無く、その「所謂」は即ち今度の事件を見ての、検事局および警視廳の「所謂」である。

惜、其後の新聞報道に據れば、特に我が司法部では、この謂ゆる極右系の據頭または激發に對して、之を簡単に極右系と解する以上、更に、重大な錯覺迷妄を抱いて居る様である。若し彼等司法官に於ける此の錯覺迷妄の儘に放棄するならば、直接には直ちに例の「思想善導部」に影響を與へ、間接には頓て文部省を通じて教育界全般を動かし、以て青年學生等の指導訓育上に愈々救ふ能はざる重大の結果を齎らす事ともならう。今日の我が文部省は固より思想善導部も、その施政および事業に於

いて、赤化防止的なるよりは赤化刺激的である。此事は多少とも明識を有するの士には既に相當認識されて居るであらうが、過去に十四五年の社會主義者として黒表上甲種の生活をして來た體驗のある私には、特に明らかに且つ鋭く觀識されて居る。然るに、今この文部省乃至思想善導部に對して、例の共產黨裁判に於いて識者は勿論一般國民をして非常な齒痒ゆさを感じしめて居た司法部が、左記新聞報道の如く積極的に意見を傳達すると云ふのは、實に驚くべき危急の事態である。

二

三月十六日夕刊東京日日新聞は、血盟暗殺團として併合豫審に附する旨の報道記事中に、檢察當局の意嚮としての次の内容を記した。即ち「暗殺團一味の内に學生が加盟して居る事は、教育上由々しき問題であるが、檢察當局は之を目して「我國の教育が人間を造るに非ずして知識を教授せんとのみする弊に流れ、最初左翼學生續出に思想善導を普及して之を彈壓した結果、今回はその反動右翼に走つた現はれでは無いか」と視て居るが、孰れにしても斯く極端に走る事は頗る重大問題なので、今回の事件が取調べ完了次第、文部省思想善導委員會に經過を報告して、思想善導資料の一助とする事になつた」と。

曰く「人間を造るに非ずして知識のみを教授する」云々！ その「知識のみ」を供給すると云ふ見方は

當つて居るが、その前提たる「人間を造るに非ず」は見當違ひである。なるほど一面からは「人間を造るに非ず」とも言へるが、他面から之を仔細に見れば、我國の現教育は「單に人間を造る爲の教育」であり過ぎ、従つてそれが爲の「弊害百出」である。實際その半面に於いては、慥かに「人間さへ」造らうとせず、全く「動物乃至獸類」を造らんとして居る。併し他の半面に於いては、明らかに「謂ゆる人間」を造らんとして居るのである。愚論者は言ふであらう、即ち「人間を造るのなら結構では無いか」と。之が大きな禍根である。そんな了見だから思想が悪化し、國難が重疊したのだ。私なども能く不逞青年だつた時代には、日本の教育當局は「人間を造らうとはせずに國民を造らうとする、之を叩き壊して學校を人間養成所にしなればならぬ」などと、青二歳が得意になつて言つて居たものだが、西洋崇拜に依る皇國悪化の積極時代たる大正年間に於いて遂に我が教育界は徹底して、その「國民を造る」事を廢めて人間を造る事になつた。處で、若し其通りであるならば、その善し惡しは別問題として置いて、前掲の檢察當局の言ふ處は當つて居る事になるけれども、實は其通りでは無いのだ。即ち眞に「國民」を養成しようとはせず、突然と「人間」を造らうとするに至つたのみならず、又實に之に附け加へて「否寧ろ之に矛盾するほど脱線して」、その謂ゆる人間とは、神・人・獸の擬上ならずして擬下、即ち「動物的乃至獸類的人間」に外ならない處の人間を造らうとするに至つたのである。古い頃、

副島伯であつたか誰であつたかは記憶せぬが、「近頃の學者は、人間の人間らしく且つ神らしい方面を研究しようとはせずに、人間の動物に類する方面だけを頻りに研究する、誠に愚かで且つ憂ふべき傾向だ」と言つた由、何かで讀んだ覚えがある。

三

それはダーインの進化論に刺戟されて以來の生物學の發展と、生物學を基礎とする社會學其他の擡頭とに由來する。そして獨逸のシベングレルや露西亞のエレンブルグや其他をして、發見し絶叫するに至らしめた處の「西洋の没落性」に含蓄される根本の一つは、正にこの「人間を神の方に引上げやうとはせずに、獸類の方に引下げやうとする」傾向である。

宗教、殊に原罪論の迷想を有する耶蘇教が、矛盾にも人間を「神に近きもの」として説き、爲に基督敎國の教育が矛盾の擬上に偏し、その弊害を示したのは、頓て之とは反對なダーキニズムをして擡頭せしめた所以であり、ダーキニズムが持つ眞理は眞理として永久に權威を失はないが、教育上人間を獸類に引下げる事は、ダーキニズムに於ける罪過であつても、ダーキニ自身罪過では無い。即ちワアレース以後に於けるダーキニズムは、慥かにその惡傾向を以て教育界を動かした。そこで例へば私の讀んだものゝ中で、かのドラモンドなどが現はれて——彼は又却つて擬上の缺點を示したが——

之に反抗したのであつたが、要するにダアキン自身は、人間は猿の眞似をするのが本當だと云ふ様な何等の諷刺も暗示もして居なかつた。

マルクスとその一派がダアキニズムを批評しつゝ是認して、茲にマルキシズムが時めく様になつて以來、さなきだに基督教が學問上何等の價値を持たなくなつた歐羅巴に於いては、マルキシズムを攻撃し乍らも何時しか之に囚はれて、少なくともその歴史哲學的方面に於いては、遂に教育上の實際にも影響を與へるほどそれほど、一般の學風が擬下的傾向に進んで來た。フアブルの昆虫學が世を擧げて大持てなのも、ロイドの精神分析が頗る魅力的なもの、要するに右の結果である。

人間を人間として教育する！ 一見結構至極の様である。併し、教育とは抑々何か？ 最も常識的に言へば、立派な人間に仕上げる事である。立派な人間！ それは神の方を向いて居る人間である。故に教育とは、人間は放つて置くと獸類の方に墮ちて行く憂ひがあるから、之を神の方に引上げ様とする事に依つて、その墮ちて行く事を防ぎ、且つ及ばず乍ら神らしく引上げて行く事に外ならない。だからして、單に「人間を造らうとする」教育と云ふ事は、無意味以上の誤謬であり惡である。即ち教育は、明らかに「神らしい人間を造る」事に、その不動眼目が無ければならぬ。

斯く正觀し來る時、例の「人間を造らうとせず、知識をのみ教授する」其事の、何等現教育の弊害指

摘として成つて居ないものであるのみならず、その指摘者こそ却つて「弊害」の責任負擔者であるべき所以を曝露するものである。即ち教育は、單に人間を造るのが目的であつてはならず、實は「神らしい人間を造るべき」ものである。故に單に「人間を造らうとせぬ」其事は、毫も過失では無い。勿論、その「知識をのみ教授する」其事は、又別の意味から問題となる性質のもので、慥かに今の教育は「知識の供給が専ら」であるが故に惡教育である。併しその惡教育たる所以は、知識供給を専らにして居ては「人間が出来ないから」では無くて、人間は出来るがその出來た人間が單に神の方には遠くて獸類の方に近いばかりで無く、現人類共通の生存場面(或は環境)たる「國家」乃至「社會」の一員たる人間として甚だしく不具な者を造るからである。

國民を造る！ 之が教育の最高不動の目的であると云ふ事を、謂ゆる識者を擧げて理覺し情感し得られない限り、單に皇國日本と云はず現人類世界の何處に於いても、その教育は旋てその國家、國民をして滅亡の悲歎を経験せしめずには置かない處の失敗教育、惡教育である。謂ゆる女子を人間として教育せよ、國民を人間として教育せよとは、先づ耶蘇教徒が叫んだ言葉であり、次にダアキニストが叫び、次にマルキシストが叫び、而して日本の教育者は今やすつかり是等の叫びの奴隷になり果てたのであるが、この叫びを外國、特に東洋に輸出した歐米では、今決して「國民を人間として」で

は無く、あべこべに「人間を國民として」教養する事を、不言實行して居ない國は無い。日本の教育家が歐米視察に行つて、その歸朝土産話に「あちらでは人間教育をして居る」などと語るのは、其等の視察者全部が悲しむべき盲目者だからである。

四

次に同じ日の讀賣新聞の夕刊は、矢張り同じ問題の報道記事中に、之は又前者とは聊か違ひ、而もより以上問題とすべき、そしてそれが今の司法官の恐らくは無意識的な悪思想は認——その無批判力に基くマルクスかぶれ——に依る、意識的な責任轉嫁の甚だしいものである。曰く「血盟暗殺團の一味に高等教育を受けた學生の入つて居た事は、司法部内を頗る驚かせた。しかも血を以て極右團體に加入するに至つた事は、我が高等教育が餘りに左傾に對してのみ嚴重過ぎ、その知的教育にのみ偏重した結果である」と見て居る。智能教育の偏重は、直情的な若い學生の頭が結論を現實に見ようとする結果となり、遂に今回の如き怖るべき犯行を惹起するに至るものである。田中は帝大七生社の一員であるが、學校當局が斯うした右傾をも左傾と同様取締らなかつた事は、確かに一つの手落とも見られて居る。司法部では本件の取調べ終了と共に、取調べ内容を文部省の思想善導委員會に提送して、參考資料たらしめたいと言つて居る」と。

この記事の後半は、讀賣新聞記者自身の意見らしく思はれるし、それは要するに「知的教育の偏重」に對する敷衍であるから、之に就いては既に若干言及して置いた關係上、茲では差向き問題とせず、直ちにその日日新聞の報道とは違ふ點、即ち「左傾に對してのみ嚴重過ぎ」云々に就いて言はねばならぬ。私は茲で先づ豫め例の共產黨事件の裁判に於ける宮城判事の處置に徴しても、又は平田檢事の過般來評判であつた「日本及び共產主義」觀に徴しても、檢察當局が「人間を造らうとせず」云々と述べたと云ふ日日新聞の記事を信ずると同時に、司法部が「左傾にのみ過嚴」云々と見ると云ふ讀賣新聞の記事をも信ずる者である。猶ほ私は、一昨年、美濃部達吉の朝憲紊亂を告發して、之を昨年になつて檢事に突ツ返されたのであるが、其際の經驗から推して見ても、今の我が司法官——殊にその思想係に廻されて居る程の連中——は、彼等みづから「左傾を嚴重にする事を排する」思想の持主共であり、従つて「右傾を征伐したい」連中であると、敢て斷言し得る。

左傾に對してのみ嚴重過ぎる！と云はれ得るやうな事實は、一體何時何處の學校に在つたか？なるほど最近、大部分の學校當事者も、學生の騒動がある毎に殆んど必ず警察官を頼むやうになつて居るし、又その左傾學生の處分に於いても、殆んど綜て假籍せぬ様になつて居る。然し過去に於ける、赤化的學生騒動の初期以來ツイ此頃まで、大學自治だの最高學府の權威だのと云つて、警察官を

寄せ付けぬは勿論、ひどく行政警察や司法部に對する反撥排撃の劍幕を示して居た。その結果が其後に於ける騒動激化であり、赤化激増であり、皇國日本を顛覆せしめんとする共產黨隱謀に加入する學生數の増大と、その隱謀内容の極悪化とであつた。そして、斯うなつて來て始めて、多くの學校當局は、自ら手も焼けば又今更眼の覺めた様な心地もしたものと見え、檢察および司法處分の徹底を求め出した次第である。

五

そのみならず、謂ゆる右傾の學生が何か特に目立つて暴行的な振舞に出たやうな事が、何時何處に何件か在了つたのかと云ふのに、それは殆んどゼロである。讀賣の記事には七生社の名が出て居るけれども、七度び生れて國に報ずると云ふ意氣の對左傾右翼團體そのもの、存在は、當然放任せらるべきであつて、それを讀賣記者の言ふ如く「左傾同様取締らなかつた」のは、讀賣記者の言ふとは反對に「何等の手落でも無い」では無いか！ 私は固よりこの「七生社」を始め多くの謂ゆる右傾的團體を、その立脚思想または指導原理の餘りに成つて居ない事を認めて、存在を心から諦むる事が出来なかつた者である。特に七生社に就いて言へば、指導者たる故上杉愼吉氏が、その團體論に於いて不徹底不純だつた上に、その晩年には遂に飛んでもないボロを出して、例の「普選速進運動」などをやらかし

た。民政黨が普選案を議會に出した頃には、日本にまだ日本主義を標榜する團體なるものは全く無くて、たゞ私が「日本主義の確立」を書いて配布し、私が日本主義と云ふ事を叫び出したばかりであつた。然るに當時から今日まで八九年の間に、謂ゆる日本主義を標榜する團體が年を遂ふて無數に出現し、遂にそれが餘りに多くなつた位に思はれる潮時を見て、茲に「我等のものは大日本主義である」と威張り出した「生産黨」が生れ、又遂に今度の「血盟團」が出現したのである。この血盟團が突如としてその實行を以て出現するや、曩に減俸問題でストライキを起した程の司法官などが、急に「右傾の取締」を云々するけれども、それは自分等が既にそんなストライキをやる程それほど「赤い」下地を持つて居た處へ、其後共產黨被告を取扱つて之に感化され、昭和の革命隠謀連共產黨を以て明治の國會運動者たる自由黨と見る程度ならまだしも、實はそれを通り越して彼等を幕末の志士と見る迄に錯覺し赤化したものである。その無知、淺薄こそ國難の大基因である。

歐羅巴の獨逸でさへ、然りマルクスを生み且つマルクスをして世界の共產革命は獨逸からと信ぜしめた——が、クロボトキンが佛蘭西からと言ひ、露西亞の事實を肯定すれば、兩者とも誤まつた——その獨逸に於いてさへ、マルキシストを眞の世界革命の志士などと考へて居る者は、極少數の主義者を除いては珍らしい低能思想家である。そして本當の識者は今や、七十年前のフイヒテ、即ち「ヂ

「ヤーマン民族中獨りその土地と言葉とを失はなかつた我がドイツランドの同胞よ、歐羅巴風謳歌の色眼鏡を捨てよ」と叫び、遂に獨逸の建國的獨立を贏ち得しめたあのフイヒテを景慕して、その流れを汲んで生き且つ動きつゝある人々を以て、眞に獨逸救國の志士なりとして居る。言ふ事勿れ、「それは意見の違ひである」と。露西亞のあの素破らしい氣魄にも拘はらず、あの危機錯綜裡の無理の存する事をば、如何に法律だけを學んだ者の哀れきとは云へ、君達には之を觀破して悟達する事が不可能なのであるか！ 同じレベルに在る者の見解の差では無くて、レベル共者の相違である。

國際的一様に、資本主義が減び去らなければならぬ事、それは確實である。併し、その徑路過程が斷じて共產主義者の言ふ如くに一樣では無いと云ふ事、それはヨリ以上確實である。それから、もつとく確實な、そしてこの確實性のものを有する當事國が超世界的獨特な、即ち日本にはその特に經濟學に屬する範圍のもので、謂ゆる「共產主義的」な、之に髣髴して而も遙かに之を凌駕する、故に今假に流行當面の名稱を利用して「共產主義的」と呼ぶ處のものが、この國體原理中に含蓄されると云ふ事である。明治維新にも遣り損つて、後輩たる現同胞の殆んど綜ては、之を解するに由なき次第であるが、謂ゆる左傾を對象にして云ふ本當の意味の「極右系」識者は、古い輸入の百濟文化、印度思想、即ち陰陽思想から佛教思想、王道思想までの一切を取除き、最後に歐米輸入物までも取除いて見た結

果、これを我が皇國本來の所有中に發見し體得して、隨喜讚仰するのである。到底人生の事の深く解せよう筈の無い法律家諸君、私は諸君の功利主義魂に懇えて、今現に得意がつて居る諸君は、間もなく「損をするぞ」と言つて置く。諸君、一日も早く右傾せよ、眞の「極右」に交れ！

六

私は繰返して言ふ、今度の血盟組一派は眞の「極右」でない。假に之を「右傾の左動」と言ふ事も出来るが、眞の左翼を對象として命名する時、少なくともその實行裡の思想に於いて、明らかに「似て非なる右翼」である。そしてそれが兎も角も「右傾的」に見られるのは、その人達が一面に於いて自ら赤色左翼を敵としゐると云ふ、その矛盾に基くものである。前月にも一言した様に、テロ行爲は必ずしも非日本性のもので無く、従つて必ずしも左系のもので無い。併し乍らテロリズム、イズムとしてのテロルは舶來ものである。それは兎も角も、その單に財閥を呪ふ事、そして單に既成政黨（其實は二大政黨）を呪ふ事、その呪ふや財閥あるが故に政黨ありとする迄はよい（この理論は一應正確である）が、政黨を倒さんが爲に財閥を倒すなりとて、その財閥や政黨に屬する（即ち其等の有力者である）個人を殺害する——テロリズム——を以て、その目的を達し得べしとする事、以上が彼等の「右翼に非ず」して寧ろ「左翼である」事を立證するものである。

それのみならず、此事は恐らくは血盟組前線の人達には當嵌らぬであらうが、其等以外の數名、即ち今度一緒に羅致されてゐる連中に於いては、明らかに「皇民意識」の缺如が認められる。之は彼等の或者が私に「お前の國體論を止める、やめなければ考へがあるぞ」と脅迫して來た事。又その或者は私の大川周明非皇魂論に對して、何等の理論も運ばずに私を漫罵した事。更に他の或者は、この漫罵の代りに堂々たる理論を以てさせる爲、私の方から（その漫罵記事も私に見せなかつた某が、私に無斷で）その漫罵者の留守宅を訪問した事から、出し抜けに私に對し「お前は我黨の某を何うかしようとするそうだが、あべこべに俺がお前を討伐してやるから覺悟して居れ」と脅かして來た事。（以上の連中は現に悉く、身を没落に瀕する大川派に置いて、心を生産黨に入れて居る。）是等の事實を以ても立證し得られるが、それよりも實際、彼等の發表して居る言論に於いて充分に立證し得る。

私は實は、斯かる若い連中を相手に、こんな事を公に書きたくないのであるが、併し今度の事件に接して見ると、單に「若い連中」などと云つて放任して置いて、若しも難が身に及ぶ事でもあれば——決して毫も己惚れを抱かず——國難の御國に對する御奉公上、申譯の無い自分の大失態となる事を思ふので、よしんば遂に難を免かれなかつたにもせよ——私情に於ける私は、自分の祈りつゝ、盡す結果が思はしく現はれぬので、寧ろ早く死んで了ひたいと思ひ、時に自殺を考へるほど悲觀をする程で、

殺されるなど寧ろ自ら望む位であるが——此際最近の此事を發表して置く必要もあらうと考へ、茲に之を簡單に書いた次第である。そして、その思想に於いて、又その言論に現はれて居るその精神に於いて、彼等を以て非皇魂の徒である、皇民意識を缺如する者だと云ふ事の内容は、既稿の中に示してあるが、今度も別稿に於いて述べる考へである。

七

猶ほ進んで茲に血盟組學生に就いての所見を述べ、更に之に基いて司法官の赤化的抱懷を指摘し、且つ彼等の今度の事件に對する發表意見に於いて、彼等が強ひて責任轉嫁をやり、乃至は巧みに「右傾征伐」の氣勢を擧げて居る事を論じて見ようと思ふ。前掲夕刊報道の翌日、即ち三月十七日の朝刊讀賣新聞は、他の諸新聞同様、暗殺事件其後に於ける報道記事を掲げて、その關係記事の末尾「七高時代の田倉（京大生）」なる見出しの下に次の如き七高教授の談を掲載した。

曰く「今朝新聞で田倉の名を見た時既に、彼では無いかと思つた。田倉は元氣に見えて居るが決して頑強な方では無く、病氣の爲め一年休校した様に覺えて居る。在校時代の操行は、一口に云ふと正義の士の面影で、思想的には寧ろ右傾派で、マルキシズム等に關しては頭から敵對して居た。

何日頃上京したか知らぬが、痼疾療養の事で上京して居る間に、一味の連中と親しくなつたのでは無

からうか」云々。(因みに、田倉利之の嚴父門造氏は、曾て鹿兒島縣立師範學校に教鞭を執つた事もあり、現に福岡縣立朝倉高等女學校の校長として、教育界の信望を集めて居る人者格であると云ふ。)

其處に、帝大生の一人田倉利之は、七高時代から既に「正義の士」の面影があつて、殊にマルキシズムなどに對しては、頭から「敵對して居た」とある。宮城判事など今の司法官には、マルキシズムに敵對する、そんな青年學徒は感心せぬとも言ひかねぬ程、それほど淺薄にも腦味噌を傷め付けられて居るであらう。それは恰も中年者の女狂ひと同様、度し難き醜態である。オランダと云ふ小國の代議士だつたと思ふが、曾て私の經驗と勉強とから來た氣持にビツタリする事を云つた。曰く「一度マルキシズムにかぶれないと云ふ程の青年も低能的だらうが、併し遂にマルキシズムを放棄し得ないと云ふ程の青年は頗る低能である」と。四十歳前後の、日本人で、しかも判檢事と云ふ職に在る者が、恰も明治年間に東京を風靡した流行の服裝をば、大正の末に青森縣下で見るやうに、遅時^遅も甚だしい今時分、内心「俺も隠れたるマルキシストだ」などと云ふ内容を包藏して、餘所の國を祖國と呼ぶ程の隠謀被告等を「優遇」する一方、その因果的必然として、之を「敵視する」右系側を「憎む」とは、何たる見ツとも無い恥曝しであらう。マルキシズムには青年をチャームするものがある。併し凡そ一人前の頭腦の持主で、殊に西洋人が西洋の没落を叫ぶ所以を咀嚼し得る程度の東洋日本人なら、そのチャーム

グな本質の何ものであるかを遠からず發見し會得して、いさぎよく之を放棄せしむるべきやう管は無い。但し、剩餘價值説に於けるエキスだけ纔かに残して!

血盟組の中で少なくとも京大生田倉利之だけは、そのマルキシズムを絶対に敵視して居た點に於いて、齡すべき眞の「極右」である。彼が若しそのイカサマ指導者の指導に従ひ得ざりし程に、別に我が皇國の崇高生命を體得する事が深かつたならば、遂にその指導を退けて、假にテロを行ふにしても、之をその眞に敵視する赤賊に用ゐたであつたらう。

眞乎の「極右系」の據頭激發は、司法官等の言ふが如き、學校當局が「左傾にばかり嚴重過ぎて右傾には寛大だつた」からでは無くて、彼等**司令官**が現に露骨に、**極左の共產黨隱謀被告等を寛大に遇した事實**に由來する。

八

之に關しては猶ほ参考までに、私の方の會の打明け話をしよう。私自身が謂ゆるテロそのものは必ずしも非日本的では無いとの理論と信念とを持する程で、それが又必ず左様に受け容れらるべきものであるから、我が錦旗會などでも全部がその意味のテロ是認者であつて、之には今日まで随分私も骨が折れたと云つてもよい位である。例へば、議會に於いて法に觸れない積極的不敬表現に出た無産黨

不逞議員等や、大權を藐視せる田中義一や、之を干犯して不逞を通した濱口雄幸などの、そうした堪え難き事實に直面した時の如き、「我々 陛下と御國とに生命を捧げて居る錦旗會の青年が、之を黙つて見て居て相濟むでせうか」と。眞面目に私の肯否を徵求した若い同志は、決して只の一人では無かつた。そして斯うした我が錦旗會の若い同志は、私の肯定乃至諾了さへあれば、勿論それが日頃謹嚴そのものを以て語り示してある處と合致するものである限り、何事でも——あんな舶來の兇器など用ゐずに——實行するのである。従つて我が錦旗會では老壯青の各年輩を通じて、かの共產黨隠謀被告等の法廷に於ける不逞極まる言動に就いて聞き知つた時の如き、實に奴等こそは八ツ裂きにしてやつても飽き足らない存在であると言つて非常に憤慨し、この憤慨の餘り、日頃は頓と目立たない一青年が深い決心の元に、自ら「到底黙過するに忍びませぬ」と、私にしみじみ意嚮を述べたのであつた。そして彼の「忍び得ず」とする對象は、共產黨被告たる彼等だけでは無く、之を寛大に優遇した法廷の裁判官もであつた。有難い事に、我が錦旗會の特にその方面の蓋然性および可能性を有する一部青年者は、私の命令乃至肯諾なくしては、私および會に影響するであらう何等の事柄も勝手に行動する憂ひが絶対に無いと信じ得るのである。

共產黨隠謀被告等に空前の優遇を與へた司法官を不都合至極なりとして切かに忿つたのは、決して

一個の我が錦旗會同志だけではない。例へば所轄警察署の特高係の如きも、當時頻りに「あんな事では神聖なる法廷も何もあつたものでは無く、何しろ私達の執務や、警察官の職權に、今後どれくらひ影響するか知れませんかよ。大體、警察犯處罰令が打毀されて、嫌疑引致が出来なくなつたので、特に極左の奴等を完全に取締まる事など、殆んど不可能と言つてもいい位の處へ、判事や檢事があんな風で、寧ろ奴等を愛護する有様なんだから、署の連中などもみんな、上の方から仕事の出来ぬ様に仕向けるんだから、もう何にもせすに與太つて居るがいゝや、なんて言つてます」と、つくづく尤もな不平を述べるのを聞いた。

九

更に私は、平田檢事[●]の思想に對して一言する。之はその當時から特に一稿を草して同檢事に呈する考へであつたし、今後これを是非とも實行しようと思つても居るが、この機會に先づ簡單に述べて置かう。平田檢事は特に共產黨隠謀事件を取扱つて見た結果、將來の日本は「天皇共產主義」の國だと云ふ様な意味の、一個の見解を抱くに至り、之を方々で講演(?)したそうである。現に同檢事の此話を聽いて非常に憂へて居た人もあり、聞けば又悲しい哉(故に憂ふべき次第で)この見解に共鳴する教育家さへあるとの事であるが、私は先づその主義名稱が既にいけないと云ひ、否その以ての外いけない

主義名稱が示すその内容を推測して——推測だけで無く、實は又聞きに聞いても居るが——全然排斥する者である。それは十三年前に於ける私の「君主社會主義」と略ぼ同名同質で、或はその質だけはより悪く、要はその無定見に基く外來物の取り入れなる處に大なる禍患がある。

前にも述べた如く、既に我が國體原理そのものに、假に云ふ「共產主義的」な、即ち之に髣髴して而も遙かに之を凌駕するものがある。それは、歐羅巴民族性に於ける本質的反對要素から、憬がれの結果に生み出される處の、例の資本主義の胎兒としてのものでは無くて、我が固有民族性との之が編み成せる國體原理とが含蓄せる、それ自體が母體性本來に屬する「共產主義的な或もの」である。それとも知らず之を垣間見に觸れ得た者は、その之に觸れ得たとの自覺も無く、例へば平田檢事のように表現する場合もあらう。併し私の又聞きした平田檢事の思想なるもの、範圍では、それは「我が日本では、皇室さへ立つて居て動かなければ、資本主義から必然に來る共產主義の社會にならうとも、それは一向に差岡なく、又必ず左様にあるべきものだ」と云ふに過ぎない内容である。資本主義は現に在る。併し資本主義から必然に來る處の共產主義は、我が國體原理に含蓄さるゝ處のものでは無く、従つて天皇の下、皇民の前、皇國そのものゝ上に實現し得るもので無く、實現せしめ得べきもので無い。自分等個有のものゝ奥に、髣髴超然と含蓄されるのに、反作用に依つて生み出される外國のそれを取

り入れたなら、曩に資本主義をそのまゝに取り入れた以上に、國難と云ふよりは寧ろ滅亡を招かねばならぬ。そんなものを取り入れた時、其處には最早 皇室の存立なく、皇民なく、皇國なし。要するに平田檢事及び類系思想の同胞は、そうした表現の見解を放棄して、遺憾なき復固！ これ徹底せる維新！ と云ふ、這の思想的體得に到達すべきである。

十

最後に私は、昨日(三月十八日)の東京日日新聞に報道された刑法改正に関する記事から、今日の司法官が如何に謂ゆる赤化的愚劣に墮落して居るかと云ふ事の、今一つの立證を試みる。繰返しになる様だが、之は彼等が法律を學んだ、従つて深い深い人生の萬事は之を解し得ず、特に日本國民としては一種の不具者になり果てた結果である。謂ゆる「知識だけ供給されて」云々の弊害は、寧ろ彼等司法官が眼前のよき見本である。即ち「新刑法では刑罰が重くなる」法廷侮辱罪は沙汰やみ」と題する、その記事には餘分の處もあるが、間接に他の参考にもならうし又、前後の連絡關係もあるから、左に全部を擧げる。

「刑法改正委員會では既に總論を脱稿し、目下各論の審議に入り、色々の罪に就いて論議されて居るが、中心問題となつたのは法廷侮辱罪と、瀆職罪のうち約束罪を認めるか何うかの點、並びに銀行會

社重役連の瀆職罪を設けるか否かの點である。此内で法廷侮辱罪は主として共產黨被告などを目標とするものなので、どうせ我國の法律を認めない様な彼等に輕微な法廷侮辱罪などを作つて取締らうとしても、それは**意義の無い事**であり、法廷は裁判長の權限で充分であらう、と云ふ事になつて**新設見合せ**となり。賄賂の約束罪は在野の政治家などが、任官した際に利便を與へる約束の下に金を收受した場合に適用せんとするのであるが、之も適用範圍が極めて狭少なので沙汰止みとなり。會社銀行の重役の場合は、商法違犯で取締まれるだらうと云ふ議論が多く、之も運用に就いて研究する事となつた。||以下省略||

法律と云ふものは、之を認めない底の不逞者の爲にこそ存在するものでは無いのか？ どうせ認めない彼等！ その彼等が居ればこそ、實にそれなればこそ、始めて眞に必要であり、必要を氣付いた者があればこそ、之を制定すべく運んで見たのであらう。然るに此處まで運んだが、法律家なるが故に人間として不具であり、特に日本國民として不逞であるべく(周圍の短命な流行思潮から)歪められた連中が多數を占めて、之を沙汰止みに終らしめたとは、實に恥かしい極みである。輕微な法廷侮辱罪とは何事ぞ！ 意義の無い事だとは何事ぞ！ そして「法廷の取締りは裁判長の權限で充分」なら、奴等に法廷を汚される筈は無かつた。充分でないものを充分であると、この制定間際に於いて言ひ張

つた判事乃至檢事は、あのハツ裂きにして遣つても飽き足らない共產黨被告よりもより以上、その之を「沙汰止み」に至らしめた前掲の理由、言葉、量見そのものに於いて、法廷を侮辱するの甚だしきものである。

あゝ、法廷を侮辱する司法官多數を占め、以て法廷侮辱罪の法案を葬り去る。

單なる資本主義打倒の動きは赤賊の助長のみ

—資本主義は速かに整理を要す、その整理を

急務とする程だから彼等の動きを放任し得ぬ—

上

資本主義は社會主義(共產主義)の母體であると云ふ事は、單にマルクスの學說に於ける命題である。丈で無く、又實に社會經濟史上に具現して自然に立證されつゝある事實である。然し乍ら、その母體からその胎兒の生まれ出づる形式は、必ずしも本來的に一定して居るもので無い、と云ふ事も又等しく、間接的ながらマルクス學說の示す處であると同時に、事實上見出されつゝある處である。茲に

「間接的」と云ふのは、矛盾乃至不徹底としての批評を免かれ得ざる、マルキシズムに於ける、その方法論的含蓄を指す。即ちマルキシズムに於いては、資本主義はそれ自體が有する崩壊性に依つて、自然的に没落し去るものと爲すのが、その本筋的理論であると同時に、この自然的崩壊理論にも拘はらず、又別に、資本主義は之を人為的に破壊しなければならぬと云ふ、革命の主張をも含蓄するのである。之に就いて細論するとなれば、少なくとも十數頁を費やさなければならぬから、茲に紙面の餘裕も無く、又既に飽き／＼して居る私として、今は差控えて置く事とし、要するに私は讀者諸君に、資本主義はマルキシズムの理論に於いても、又は社會經濟史上の事實に於いても、その崩壊消滅には少なくとも二様の、即ち自然進化的の原則と人為的の革命の必然的事情とが、認められ且つ見出されつつあるものだと云ふ事の、納得を求めらる次第である。

資本主義それ自體に崩壊性が含蓄されるものであるなら、吾々はその自然性の儘に放任すればよい譯であつて、人為的破壊の革命運動は全く徒勞、吾等有害であらう。然し乍ら資本主義は、それ自身その崩壊性を有する様でもあるが、未だ人類世界に今日まで、資本主義が文字通りそれ自身の崩壊性に依つて崩壊したと認め得る事實は無い。然らばそれとは反對に、文字通りの人為的破壊に依つて處分された事實があるかと云ふのに、之も又決して然りとは斷じ難く、ロシアの事實も完全なこの後

者では無かつた。ロシアに於ける事實、即ちその撤廢されたのは、資本主義の一形態（而もその極めて幼稚なもの）であつて、その全素質では無い。對内的には國家社會主義であつて、對外的には國家資本主義である處のもの、それがロシアに於いて見る現實の社會經濟の本質である。過去十四五年間の社會主義者時代と、其後數年間の過渡期とを経て、更に大正十四年以來又爰に數年間、今度は飛躍して今日に至る迄の新自己建設に努力して來た私は、此間の思索と經驗とから、次の如く斷定する者である。即ち問題の資本主義は、それ自體に崩壊性を有すると共に、而も或る人為的處置に對して之を反撥する處の「墮性」を有するものである。

中

資本主義は、之をその個人私營の現實から社會公營の段階に進展せしめる以外、他に何等の自然的進路なく、人為的方途なきものである。従つて、その國家の歴史的本質が「合宿所」である處の海外諸國では、文字通りの「資本の公有」經濟の社會化「斷行」を唯一本來とし、而してその國家が世界獨特の傳統性「家族」である處の我が日本では、獨特の「國體原理」に據る資本の處分「斷行」するのみ。斯くして出來上る處のものは、諸外國に於いても我が日本に於いても、その表面的形態に於いては共に對外的には國家資本主義、對内的には國家社會主義と云ひ得るものであるとしても、その實質的内容

に於いては兩者全く別ものである。即ち先づ彼れに於いては、その資本の所有主は「社會公衆」乃至は「國民全體」であるけれども、我れに在つてはそれが「國體原理上、畏れ多くも御私有と云ふ事の無い、而も萬民中又何者も私有し得る者無く、私有せんとする者無く、而してこの萬民が 現津神として敬ひ齋きまつり、死の命にさへ之を光榮として心服し、以て一切の絶對的大權を持たしめ玉ふと爲すが故に、之が所有主でも在らせ玉はねばならぬと爲す處の 上御一人で在らせられる。

明治輸入の外來諸法律、特に民法精神から暫く脱却するは勿論、物質本位個人主義の權利思想から全く超越し、猶ほ附け加へて特に暫く自己を慈父慈母たる家長としての意識に充實せしめ、以て靜思一番せよ。一家の有形無形あらゆる財産は、先づ明らかに家長の所有である。それは先づ、假定用語の權利者たるの意義に於いて然りであり、次に家族の認識と之に基く仕向けに於いて然りであり、最後に社會的代表單位として然りである。然し乍ら又その家長は、彼れ自身に於いて、我が家の全財産は「子供等」家族のものだ」と意識し、且つ表現する。家族たる子等は家長たる父のものだと云ひ、同じ單位の他家でも之に對してその家長のものだと云ひ、家長自身も亦或る範圍の主觀では自分のものだと云ふが、而も或る他の範圍の主觀では「俺のものでは無い」子供等のものだ」と云ふ。斯くて、その財産をこの家族が食らないのは勿論、家長も亦斷じて食らない。單に上下とも自己に於いて相食ら

ないのみならず、進んで上下とも互に相讓る。即ち上は下に與へ盡し、下は上に捧げ盡す——之が我が「君民家族國」日本の本來の姿であり、經濟其他一切制度の基本たる國體原理である。

下

資本主義打倒の叫び！ 即ち單なる資本主義打倒への動きは、縱令その主張者個人が國家主義乃至日本主義を標榜しようとも、又はその團體名稱に皇室乃至國體云々の冠詞を用ひようとも、要するに赤化運動の助長であり、有意無意の赤賊別働隊である。單に資本主義を打倒すればよいのでは無い。資本家から資本を奪ひ取ればよいのでは無い。如何に資本の私有者を遇して、何處に資本を移すべきかと云ふ事は勿論、何よりも先づ之を遇し之を移す當事者の「誰であるか」を考へない者、考へても言はない者、言つてもそれが結局、その移す處は「社會公衆」乃至「國民全體」であると云ひ、資本家の待遇は「處罰」であると云ふに過ぎずして、従つてその當事者は「俺達」乃至「我黨」である處の者は、これ皆、白猫の皮を被つた赤賊である。

猶ほ今一つ最も大切な根本的の事は、例の資本主義打倒一點張りの流行的改造運動者、即ち今や國を擧げて彼等の一味であるとも言ひ得べき、似而非「右系」の國家社會主義者等が、その單なる資本主義打倒の思想と動きとに於いて、下記の如き大過誤がある。即ち、皇國維新なるものは決して單なる

經濟改革ではなく、經濟改革を一部分とする復固的全改革である事を、彼等は全然無視して居るのである。是れ彼等の赤賊亞流たる事を曝露する根本的急所であつて、要するに唯物史觀及び階級闘争論の奴隸たる彼等の必然であるが、憂ふべき事には今や皇國は、この經濟至上唯一觀の患者、即ち資本主義打倒一點張りの匪賊に、要塞占領を行はれんとする形勢である。

單なる既成政黨の排撃は不逞無産黨の

祝福たり

——マルキシストの必然的無知、アナキストの不徹底、

我が國體原理は政黨そのものを全的に否定す——

□

國民大衆を驅つて無産的勞働者たらしめ、無産的勞働者なるが故に又之を商品化せしめる處の、個人主義自由經濟の資本主義、即ち個人私營の資本主義が、我が日本の國體原理上、容認せらる可からざるものである事は、毫も疑ふの餘地なき處である。若し這の私營資本主義にして我が國體と矛盾せ

ざるものと言ひ得るなら、その我が國體なるものは世界的に何等の優越的獨特性を有せず、下萬民は陛下の赤子であると云ふ事も抹殺せられ、従つて上御一人に對し奉る金箔付赤賊等の表現も亦遂に妥當なりとして是認せらるべきものとなるであらう。然し乍ら、斷じて我が國體は、私營資本主義と相容れざる事、正にその共產主義(社會主義)と相容れざると一般である。そして謂ゆる「勞働は商品なり」は、マルクスの喝破ではあるが、それは單なる概念や思想では無く、個人資本制經濟社會に於ける眼前の事實である。従つてマルクス主義に於ける唯物史觀論及び階級闘争論の謬根を指摘して之を排撃する我等も、獨りその剩餘價值説に屬する勞働即商品の喝破は之を肯定せざるを得ないと同時に、斯く事實なるが故に否認する能はずして之を肯定する我等は又、この事實を伴ふ限り、個人資本制經濟は斷じて我が國體と相容れざるものなる事を認め、以て現私營資本主義の撤廢を叫ばざるを得ない次第である。

然し乍ら又我等は、別稿「單なる資本主義打倒の動きは赤賊の助長のみに」に於いて概言して居るやうに、資本主義はそれ自體に崩壊性を有する事、及び資本主義は共產主義(社會主義)を胎兒とする之が母體なる事を否認し得ざると同時に、資本主義がそれ自體を崩壊せしめてその胎兒の生誕を顯現せしむる事たるや、決して文字通りの飛躍的なるものに非ざる事、即ち墮性に因る段階の存すべき事、而

して本来その母體たる資本主義と相容れざる國體原理の我が日本は、當然その産兒とも相容れざるのみならず、翻つてその我が日本は本来、謂ゆる眼前に有り合はず名稱の共產主義(社會主義)に髣髴して而も遙かに之を凌駕せる、即ちそれ自身が何もの、産兒にも非ずして独自の原理たる、謂ゆる共產主義(社會主義)的なる「或るもの」を有する」と云ふ事を、觀破し體得するものであつて、茲に世の凡ゆる右系者、謂ゆる日本主義者と異なる我等の根底が在る。

□

斯かる根底を有する我々として、本誌創刊以來又當然に私が叫んで來たのは、政黨主義に據る議會政治の禁遏せられざる可からざる事である。資本經濟と議會政治とが、恰も鬼と金棒との關係の如くで、上部及び下部の相互支持的搾取機關であると云ふ事は、又等しくマルクス及びエンゲルスの喝破した處であるが、而も彼等の淺薄は遂に未だ「政黨の非」を見るに至らず、従つて、大小の我がマルクス・ボーイ等(之には謂ゆる極左系から更に今日の國家社會主義者まで含む)が、謂ゆる「政黨の排撃」を云爲するのは、マルキシズムに基いて云爲するもので無いこと勿論である。然らば我がマルクス・ボーイ等は最近如何なる根據から、政黨排撃を云爲し出したかと云ふのに、それが又決して我々の主張する如き、國體原理論からでも無くて、要するにマルキシズムの上部下部論と、我が錦旗會に於け

る政黨禁止論との、共に彼等の不完全な思索に基く半可通折衷である。故に見よ、彼等は政黨そのものに對する全的否定は爲し得ずして——之を敢てすれば彼等自身その無産黨を解消せねばならぬので——單に謂ゆる「既成政黨の排撃」を叫び且つ之に動き、以て間接に我等の國體論主張に背馳すると同時に、マルキシズムの無批判宣傳に加勢するの結果を齎らしつゝある事を!

マルクス等が「政黨の非」を發見し得なかつたのは、歐羅巴國民として共通の當然事であつたらう。個人主義の民族性、仇敵同士混成の非家族——寄合世帯の國民性は、政黨に據る代議制を築き上げ、僞瞞の謂ゆる多數決、即ち多數派政黨決を争ふのが必然的妥當である。

故にマルクス等は嘗に「政黨の非」を見出し得なかつたのみならず、争はれぬ事にはその多數決の事實に矛盾を發見して、別派アナーキズムの巨頭をして「代議制は詐偽なり」と言ふに至らしめたに拘らず、この別派も本派(マルクス等)も共に、その詐偽が政黨に存する事を認め得ず、寧ろ飽迄も(マルクス等は)政黨にしがみ付いたのである。アナキストにしても、その政黨反對は、代議制反對の結果であつて、政黨そのものを非とした結果ではなかつた。

眞に「政黨の非」を發見し得る者は、恐らくは世界に我が皇國民あるのみ。即ち上 一君の絶對性を侵す處の首領を生み、國の内に國を作り、以て下萬民の平等性を破壊する、最も非國體原理性の存在

であつて、その多數決てふ事も亦た當然、その本來**全數決**なるべき我が**まつろひ**精神に背馳し、結局政黨の存在は、時あつてか目覺めたる純皇民意識の、遺憾なくその非なる所以を發見し體得して、以て斷じて放任する能はずと爲す處である。

□

明らかに似て非なる、日本主義標榜の流行的群團が、最近益々その似而非本領を發揮して、頻りに「政黨の排撃」を叫び且つ之に動くのは、その言動の眞實が單なる「既成政黨の排撃」なる事に於いて、少なくとも原理及び實際の兩面に涉る二つの禍害を醸して居る。其一は即ち、彼等が單に既成政黨を罵り撃つ事に依つて、政黨そのものゝ全的否定を本來とする國體原理（實は政黨の存在は憲法にさへ規定が無い！）の民衆的體得を妨害し、延びては民衆をして間接に、謂ゆる既成政黨外の不逞無産黨を是認し讚美せしめて居る。其二は即ち、彼等の言動は議會制度（之は必ずしも我が國體原理上否定せられない、その直譯バアリヤメンタリズムの不良性を除去すれば足る！）そのものゝ否定排撃に陥つて居る。故に彼等の言動は單に錦旗會の我々が國體信仰上排斥しなければならぬ丈では無くて、又實に現司法當局の正に手を下すべき違法の破壊的言動である。

個人資本主義經濟は、政黨主義議會政治と相俟つて、相互支持の關係に在る。この事實に即する表

現は、謂ゆる「政黨を滅亡せしむべく財閥を倒す」と云ふ命題を、一見如何にも正肯なるかに思はしめるが、實はその實現性を有せざる空言である。見よ、之を行動に現はした彼等を！ 第一、司法及び行政上の施設完備せる國內に在つて、一舉數名の暗殺と云ふが如き、全く不可能の事である。第二、假にその全員殺戮が可能であるとしても、個人の殺戮を以て黨閥の消滅および制度の死滅に即せしめんと爲すが如き、餘りに兒戲的無打算の暴舉である。何は兎もあれ、單なる既成政黨の排撃は、直ちに不逞無産黨の祝福である。（以上三篇・七年三月記）

赤テロと白テロ

今度の聯絡ある暗殺事件に對して、白テロの名稱が與へられた。私も別稿では一應そのまゝに此の用語を取次いで居るが、實は彼等が其筋の謂ゆる「極右系」でない事實に即して、それは又決して白テロでは無くて矢張り一種の赤テロ、即ち表面だけ右で従つて白だが、内實は左で従つて赤だと云ふ事に歸する。

テロリズム！ 勿論それは舶來である。我が幕末などに著るしかつた暗殺は、舶來のテロリズムでは無い。言ひ換えれば、原理に於いて、イズムとしてのテロルは、日本精神と相容れず、實際に於いて

て、我が幕末志士は之をイズムとして實行したのでは無く、餘蘆なきに出づる非常手段であつた。手段、即ちミインズであつて、之が目的たる處のイズムでない。今度の若い犯人達に於いても、手段方法として用ゐたものであつて、目的主義として行つたものではあるまいが、兎も角も其筋や新聞記者が之に對する用語に於いて、之を白テロと稱するは當らない。

近世テロリズムの本場は露西亞である。其處にはテロの赤と白との両者がハッキリ對立して居た。私も昔はアナキストだつた丈に、露西亞の革命史に就いては可なり漁つて讀んだものだが、其處では確かに虐政としてのホワイト・テロルが先行した。やがて對立となるや、イズムとしてのテロが兩者完成して横行した。白テロリストは赤い學生や農民を狙ひ、赤テロリストは白い相手、即ち帝王や大官を狙つた。先年ドイツで死んだアゼツフは、露西亞のホワイト・テロル・オール・エーゼントで、亞米利加で没したらしいステブニヤクは、革命黨地下團の巨頭レッド・テロルの大元締であつた。

このステブニヤクが晩年の名著「地下の露西亞」に於いて、我々多年のテロリズムは結局無奏効だつたと述べて居るのは、赤白兩テロに對するイズム否定の宣告である。

部下戦死者を思ふ哀情から坊主になるは

不心得

——「日本思想」第八卷第四號掲載——

東京日日新聞第二面の左端下一隅、おきまりの「餘録」欄には、毎日よく隠れたる挿話や興味ある小噺が載つて居る。いつも全部で廿行内外の短文ながら、そこに二つ三つの話題が含まれて、時にその重要性乃至興味に於いて、他の全紙面に於ける大記事を壓倒する内容のものさへある。三月十九日の同欄後半の記事は、私をして茲にこの標題を掲げて、この特別増刊號の卷頭を塞ぐに至らしめた。曰く「上海で八方無盡に活躍した植松陸戦隊指揮官は、戦塵も納つてホツとしたものゝ、皇軍將士の戦死を思ひ、哀情の情に堪へぬものか、「こりや一つ坊主頭になつて冥福を祈る事にせねばなるまい」と、しんみり」云々。之は敢て、必ず實行されるであらう植松海軍少將の決心をそのまま傳へたものでは無くて、單に少將の衷に充ち満てる、美はしく濕ッばい今の心持を聞いて書いた迄のものであらう。それは慥かに「美はしい」至情である。だがそれは、實行されては勿論の事、單に心情裡のものとしても、皇國日本の將軍(乃至一切の官公吏)としては、大きな間違ひである。今まで殆んど間違ひなど

とは思はれて居ない、しかも甚だしき間違である。考へても見られよ、今改めて心静かに、そして深く！ さすれば必ず、特に我が軍人たる人々には、その間違がハツキリと悟られよう。

陸軍省の調査で、皇軍犠牲者の満洲に於ける戦死將兵は三百七十八名(三月十三日迄)で、上海に於けるそれは三百四十三名(十七日迄)と云ふ。陸海軍を合すれば総べて九百六十六名の戦死で、外に負傷者が三千名を超過して居る。誠に悼まじき我が同胞將士の犠牲であり、素平民たる我々の思ひ遣りにも、胸の疼くほど堪え難きものがある。況してやその司令官、指揮官の地位に在つた陸海將軍達に於いては、果してどんなであらう。

否、それどころではない。小我の屏を排して仰ぎ見よ！

畏れ多き事ながら、上 陛下の大御心、それは千倍萬倍の御哀情、御悲痛、御軫念、到底我等の恐察し恐量する能はざる御涙でなければならぬ。

爰で一段と心を静め氣を澄ませて、更に考へを深めて見る。……

一體、これら多數の戦死者は、植松や植田や多門や其他の、司令官や指揮官たる諸將が、私事上勝手に殺したのであるか？ 若しそうであるなら、それは坊主になつて赦される罪では無く、勿論 陛下に對し奉りて切腹すべく、切腹しても消えぬ罪科であるが、それは決して諸將が私事上勝手に殺し

たもので無い事は、言ふさへ愚かである。假に遇々その指揮作戰の結果に於いて當を得ざりしものがあつて、諸將みづから若干その責任を痛感する場合にしても、顧みて奉公の至誠と最善の努力とに缺如する處が無かつたなら、その心證と事實とは、萬歳を叫んで戦死せる部下將兵のそれと相通する公心公事であつて、之を哀惜私情の裡に封じ込むのは、以ての外である。諸將が單にその濕ッはい私情に囚はれて、公事公理を忘却する結果は、戦死將兵諸君各自に於ける、その敢て日頃から捧げまつる赤子本來の至誠、その至誠から大和男子の本懐とし、特に軍人の本分として擇び就いた結果の死、君國萬生の爲に捧げた忠勇一死の犠牲魂を無視する事になる。

當にそれのみならず、司令指揮の諸將が「坊主になつて」云々の非は、直ちに延びて 大君を累し奉る處の、怖るべき情理上の必然性を持つ。それは前述の、諸將の哀惜の情に幾萬倍するであらう 大御心を、拜察し奉る事に依つても解し得る。我が日本國家は、原理的に歴史的に、單なる「社會」ならざる「一家」である。一家の常時または非常時に於いて、兄達が弟達に對して責任を思ひ泣く時、綜ての子等の上に在る父母の心は如何であらう！ 諸將の哀惜の私情表現は、畏れ多くも 上御一人に對し奉りて、二重の御心痛を爲させまつるものである。

會て、思ひ深げに大御前を辭し行く乃木大將に對して 明治天皇が「乃木」とお呼び止めになつて、

「お前死んではならないぞ！」と仰せ給ふたと承はる。それは、數明なる 陛下の大御心に乃木大將の既に「出家」以上「切腹」自殺の決心を抱く胸中が、映じたからであると拜察する。

申すは畏れ多けれど、幕末より明治にかけて、速く百済文化の潛入以來混濁せる我が皇道または國體原理の、濁り無き眞諦の體得者としては、民間殆んど絶無に近く、獨り聖上 明治陛下が御在せしのみと云つても大過は無い。然るに、この 明治天皇に對し奉りて、儒佛的幕末の偉人たる山岡鐵舟は、謂ゆる「廢佛棄釋」の御斷念を言上して、再三に及んだ。初回次回 陛下は何の御言葉も無く、唯だ靜かに御聽きになつて居給ふたが、最後に其言上中 陛下は玉座を立ち給ひ、其儘御奥へ成らせられたと承はる。然るに山岡は、この逆鱗に觸れた結果を、自ら改心更生以て播土重來の御奉公を爲す代りに、鐵舟寺に出家して了つた。此事に於いて山岡鐵舟はゼロである。

噓々、佛教が「よきもの」として存在を許さるゝ限り、出家の非は反對に是正されて行く！

日蓮信徒たる陸海軍諸將に懇ふ

——昭和七年六月號「日本思想」誌上公表——

謂ゆる「國體主義」を標榜し、國體、國體、國體と、その日刊機關紙にも毎日「國體」を口にせぬ事の

無い田中智學氏一派ですら、その専門「信仰」宣傳機關または普通機關の「信仰號」では、忽ちその本音を吐き、本性を曝はして、謂ゆる「國體主義」の無意義、それは唯だ耶蘇教徒等の「君が代」合唱と何等の差なき不逞性裏面を示す。曰く「日蓮あつての日本なり」と。即ち彼等の精神を司配する至上唯一者は、佛陀、法華經に非ずとするも、日蓮なる事疑ひ無く、國體も皇國も之をその日蓮信仰と交換する能はず、その全靈全身を捧ぐる處の對象は 陛下、君國には非ずして日蓮である。

私の今爰に言はんとする、我が謂ゆる「頼もしき將軍等」の日蓮信仰に於ける實際は、恐らくは既成宗教國としての日蓮宗に於ける職業的宗教家、又はその普通信徒連とは、精神的に全く異なるものがあるであらう。但し私が今日まで若干直接に知り得た範圍では、例へば海軍の東北男兒佐藤鐵太郎將軍の如き、その硬骨振りの慥かに「日蓮に據るが故に」と見るべきものがあると同時に、直ちにその半面に於いて、同將軍にして若し我が皇道そのもの、國體原理の徹底的體得に到達したる結果、その至上唯一視するが故に擔ぎ出すその「日蓮信仰」を放棄し得たならば、あのへまな思想善導振り、あの權兵衛と烏とを一緒にした御奉公振りから飛躍して、純皇魂に據る素破らしい佐藤將軍たり得るであらうにと、遺憾を禁じ得ざるものである。

少しく頼もしげに見ゆる陸海軍の諸將が、大底は日蓮信者であると云ふ事實は、我が日本にはそれ

自體に於いて世界に冠絶する何等の偉大性なく、謂ゆる皇道も日本精神も國體原理も、少なくとも日蓮にだけは據らなくては駄目なものであらうと云ふ思想觀念を、間接に有力に宣傳するものである。實際の事實を見よ、國學者と云ふ國學者の多くは王道支那學者で、神道家と云ふ神道家の多くが和製ユダヤ神學者乃至祭司に過ぎずして、明治維新以來ヨリ以上、皇道は蔽はれ、皇國學は破壊され、純日本精神は蹂躪されて來た結果、會て百濟思想、隋唐思想、印度思想の毒素が滲浸したよりも容易に西洋思想の毒素が滲浸して、其處へ「日蓮信者なるが故に纔かに日本人らしい」と云ふ諸將軍が、思想界精神界の國民指導に貢獻する事になつた究極的結果が、會て幸徳傳次郎一味を退治して十數年來其種の徒の跡を絶つた日本から、何時しか難波大助を津々浦々に複數化して潜め持つ今日の日本へと進展するに至らしめたでは無いか！

頼もしき陸海軍諸閣下、御國の爲に謹んで言ふ私の此事に就き、耽思熟慮されん事を願ふ。

附 錄 畢

